

令和 5 年 6 月

第 2 回 定 例 会 議 案

西 宮 市

第2回（6月）定例会提案事件表

- | | | | | |
|----|-----|----|---|---|
| 1 | 議案第 | 2 | 号 | 西宮市市税条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| 2 | 議案第 | 3 | 号 | 西宮市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 3 | 議案第 | 4 | 号 | こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件 |
| 4 | 議案第 | 5 | 号 | 西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 5 | 議案第 | 6 | 号 | 西宮市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 6 | 議案第 | 7 | 号 | 西宮市附属機関条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 7 | 議案第 | 8 | 号 | 令和5年度西宮市一般会計補正予算（第3号） |
| 8 | 議案第 | 9 | 号 | 財産取得の件〔テロ対策用特殊救助資機材（化学剤検知器一式）〕 |
| 9 | 議案第 | 10 | 号 | 財産取得の件〔災害対応特殊救急自動車（西宮9）〕 |
| 10 | 議案第 | 11 | 号 | 財産取得の件（タブレット端末一式） |
| 11 | 議案第 | 12 | 号 | 訴え提起の件（市営住宅明渡し等請求事件） |
| 12 | 議案第 | 13 | 号 | 市道路線変更の件（西第947号線） |
| 13 | 議案第 | 14 | 号 | 工事請負契約締結の件（上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事） |
| 14 | 議案第 | 15 | 号 | 工事請負契約締結の件（防災行政無線設備更新工事） |
| 15 | 議案第 | 16 | 号 | 工事請負契約締結の件（市営住宅西宮浜4丁目2号棟外壁改修他工事） |
| 16 | 議案第 | 17 | 号 | 工事請負契約締結の件（甲武中学校長寿命化改修他工事） |
| 17 | 議案第 | 18 | 号 | 工事請負契約締結の件（安井小学校運動場他整備工事） |
| 18 | 議案第 | 19 | 号 | 工事請負契約締結の件（西宮市西部工場解体工事） |
| 19 | 報告第 | 5 | 号 | 処分報告の件（市長の専決処分事項の指定に基づく専決処分） |
| 別冊 | | | | |
| 20 | 報告第 | 6 | 号 | 令和4年度西宮市一般会計繰越明許費繰越計算書 |
| 21 | 報告第 | 7 | 号 | 令和4年度西宮市水道事業会計継続費繰越計算書 |
| 22 | 報告第 | 8 | 号 | 令和4年度西宮市水道事業会計予算繰越計算書 |
| 23 | 報告第 | 9 | 号 | 令和4年度西宮市工業用水道事業会計予算繰越計算書 |
| 24 | 報告第 | 10 | 号 | 令和4年度西宮市下水道事業会計予算繰越計算書 |
| 25 | 報告第 | 11 | 号 | 一般財団法人西宮市都市整備公社の経営状況を説明する書類提出の件 |
| 26 | 報告第 | 12 | 号 | 公益財団法人西宮市国際交流協会の経営状況を説明する書類提出の件 |
| 27 | 報告第 | 13 | 号 | 西宮市土地開発公社の経営状況を説明する書類提出の件 |
| 28 | 報告第 | 14 | 号 | 公益財団法人西宮市文化振興財団の経営状況を説明する書類提出の件 |
| 29 | 報告第 | 15 | 号 | 公益財団法人西宮スポーツセンターの経営状況を説明する書類提出 |

の件

別冊

- 30 報告監第 1 号 現金出納検査結果報告（令和 4 年 1 2 月分～令和 5 年 2 月分）
- 31 報告監第 2 号 定期監査結果報告（令和 5 年度第 1 回）

西宮市市税条例等の一部を改正する条例制定の件

西宮市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市市税条例等の一部を改正する条例

(西宮市市税条例の一部改正)

第1条 西宮市市税条例(昭和25年西宮市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第27条の5の6第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第29条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「生じた場合には、」の次に「第1項又は法第317条の3の2第1項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項に規定する申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は同条第1項に規定する申告書(その者が当該前年

の中途において次項に規定する申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項に規定する申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法施行規則で定めるところにより、前項又は同条第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項に規定する申告書を提出することができる。

第30条の2の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「ものとする」を削り、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第30条の3を削る。

第31条の2中「及び県民税額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額」に、「によつて」を「により」に改める。

第32条の2の2第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項、次条第1項及び第6項並びに第32条の4第1項ただし書において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に改める。

第32条の5第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「においては」を「において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは」に、「第17条又は第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当するものとする」を「を納付し、若しくは納入することを委託したものとみなす」に改める。

第32条の5の2第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第32条の5の5において同じ。)」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第32条の5の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」

に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第68条第3号中「厚生労働大臣が定めるところによる療育手帳の交付を受けている知的障害者」を「療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第9項の4の次に次の1項を加える。

9の4の2 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第17項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第21項の4及び附則第21項の5中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第29項の6及び附則第32項の2中「100分の10」を「100分の35」に改める。

（西宮市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 西宮市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年西宮市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中西宮市市税条例第27条の5の6、第30条の2、第32条の5及び第32条の5の6の改正規定並びに付則第1条第5号を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中西宮市市税条例第27条の5の6第2項の改正規定、第30条の2の見出し並びに同条第1項及び第2項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第31条の2、第32条の2の2、第32条の5、第32条の5の2及び第32条の5の6並びに附則第29項の6及び第32項の2の改正規定並びに次条第1項及び付則第3条

の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中西宮市市税条例第29条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の西宮市市税条例（以下「令和6年新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の西宮市市税条例第29条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき西宮市市税条例第29条の3の2第1項に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）について提出する同項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出した同項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和6年新条例附則第29項の6の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 令和6年新条例附則第32項の2の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(参考 1)

○提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市市税条例（現行抄）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第27条の5の6

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第29条の3の2

2 前項又は法第317条の3の2第1項に規定する申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他法施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定に規定する申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項又は第2項に規定する申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第35条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法）

第30条の2 個人の市民税の徴収については、第32条の2の2、第32条の5の2第1項、第32条の5の5又は第35条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によるものとする。

2 個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収するものとする。

第30条の3 削除

（個人の市民税の納税通知書）

第31条の2 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額（第32条の5第1項又は第32条の5の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する

税額)を前条第1項の納期(第32条の5第1項又は第32条の5の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第32条の2の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第29条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第32条の5 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 第32条の3第5項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)においては、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条又は第17条の2の規定によつて、当該納税者に還付し、又は未納に係る徴収金に充当するものとする。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第32条の5の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者として次に掲げる者を除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第32条の2の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第32条の5の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収

の方法によつて徴収する。

(1) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者

(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第32条の5の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

（種別割の減免）

第68条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等の所有者等であつて、市長において必要があると認めるものについては、申請に基づき種別割を減免する。ただし、減免すべき事由が明白であると認めるときは、申請を待たないで減免することができる。

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者、厚生労働大臣が定めるところによる療育手帳の交付を受けている知的障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者（以下本項において「身体障害者等」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のためにこれらの者と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

17 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項に規定する申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第317条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項にお

いて同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

21の4 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第21項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項及び附則第21項の6において同じ。)の譲渡(同条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第21項の6までにおいて同じ。)をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける附則第21項に規定する譲渡所得(附則第21項の7の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、附則第21項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

21の5 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第21項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける附則第21項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が同条第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、同条第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

29の6 前項の規定の適用がある場合における納付すべき環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

32の2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

○西宮市市税条例等の一部を改正する条例(一部未施行)

第3条 西宮市市税条例の一部を次のように改正する。

第27条の5の6第2項中「還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する」を「還付しなければならない。この場合において、当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税又は当該納税義務者の未納に係る徴収金若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金(以下この項において「市徴収金」という。)があるときは、当該納税義務者は、市長に対し、当該還付をすべき金額(市徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により市徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第30条の2第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「県民税は」を「県民税及び森林環境税は、法又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか」に改める。

第32条の5第1項中「においては、」を「には、」に、「ある場合においては」を「あるときは」に、「ない場合においては」を「ないときは」に改め、同条第2項中「によつて」を

「により」に、「においては」を「には」に、「還付し、又は未納に係る徴収金に充当するものとする」を「還付しなければならない」に改める。

第32条の5の6第1項中「ある場合においては」を「あるときは」に、「ない場合においては」を「ないときは」に改め、同条第2項中「において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する」を「には、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の規定の例により当該特別徴収対象年金所得者に還付しなければならない」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(5) 第3条（前2号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和6年1月1日

西宮市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市火災予防条例の一部を改正する条例

西宮市火災予防条例（昭和37年西宮市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 急速充電設備を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 全出力50キロワット以下のもの

イ 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で、開口部のないものに面するもの

ウ 分離型のものにあつては、充電ポスト

エ 消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているもの

第12条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第12条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第17条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第24条第3項を削り、同条第4項第2号中「の場合」の次に「（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く。）」を加え、「（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。）」を削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第24条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第34条第1項中「別表第3の品名欄」を「別表第2の品名欄」に、「別表第3備考第6項エ」を「別表第2備考第6項エ」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」

に改める。

第35条、第35条の2及び第48条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。
別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の西宮市火災予防条例（以下「新条例」という。）第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第24条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(参考 1)

○提案理由

省令等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市火災予防条例（現行抄）

（急速充電設備）

第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で、開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- (2) そのきょう体は、不燃性の金属材料で造ること。
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - イ 異常な高温とならないこと。
 - ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

（避雷設備）

第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

（喫煙等）

第24条

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとし

なければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第34条 別表第3の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第6項に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第8項に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第3備考第6項エに該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のIIIの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のIIIの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等（別表第3備考第6項エに該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第3に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
--------	---------------	------

タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2) 別表第3で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第3で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第35条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。
- (4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。
- (5) 再生資源燃料（別表第3備考第5項に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
 - ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。
 - イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。
 - ウ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講ずることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。
 - エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第3備考第9項に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7項に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分	距離
(1) 面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上

(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
-----	-----------------------------------	---------

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合には、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3)	面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第3で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第3に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。


イ 別表第3で定める数量の100倍以上の廃棄物固化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。


第35条の2 別表第3で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固化燃料等に限り、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第48条 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び別表第3で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

別表第2（第24条関係）

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白

喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白
------------	---	----------

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(西宮市附属機関条例の一部改正)

第1条 西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の款中「)第77条第1項」を「)第72条第1項」に、「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(西宮市立児童福祉施設条例の一部改正)

第2条 西宮市立児童福祉施設条例(昭和43年西宮市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(西宮市立こども未来センター条例の一部改正)

第3条 西宮市立こども未来センター条例(平成27年西宮市条例第5号)の一部を次の

ように改正する。

第6条第1号及び第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年西宮市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1

号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る同条第1号」に、「となる法第19条第1項第1号」を「となる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年西宮市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年西宮市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第38条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(西宮市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 西宮市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第4号、第55条第2項並びに第56条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第195条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」）を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分命令」）に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第200条の4第1項第2号並びに付則第5条第1項及び第2項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市附属機関条例（現行抄）

別表（第 1 条、第 2 条、第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 8 条の 4、第 4 4 条、第 4 6 条の 3、第 4 7 条関係）

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 7 条第 1 項	西宮市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事務についての調査及び審議	2 0 人	子どもの保護者 事業主の代表者 労働者の代表者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 子ども・子育て支援に関し優れた識見を有する者

（該当部分のみ抜粋）

○西宮市立児童福祉施設条例（現行抄）

（利用料金）

第 5 条

2 児童発達支援センターの利用料金は、法第 2 1 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第 1 項に規定する指定通所支援に要した費用（同項に規定する通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）とする。

○西宮市立こども未来センター条例（現行抄）

（使用料等）

第 6 条 センターにおいて次の各号に掲げる支援を受けた者は、当該各号に定める額を納付しなければならない。

- (1) 児童発達支援又は保育所等訪問支援 法第 2 1 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第 1 項に規定する指定通所支援に要した費用（同項に規定する通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該費用の額）を合計した額
- (2) 障害児相談支援 法第 2 4 条の 2 6 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同項に規定する指定障害児相談支援に要した費用の額を超え

るときは、当該費用の額)

- (3) 計画相談支援 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同項に規定する指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額)

○西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例(現行抄)

(利用定員)

第4条

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条

- 2 特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。(受給資格等の確認)

- 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定

の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領等)

第13条

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)

57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行う日以外の日

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認

定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、第5条、第6条（第3項を除く。）、第7条第1項及び第8条から前条までの規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、第5条、第6条（第3項を除く。）、第7条第1項及び第8条から第34条までの規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「法第19条第1項第1号」とあるのは「法第19条第1項第2号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び特定地域型保育事業所ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、事業所内保育事業を行う事業所にあつては西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う

事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めるものとする。この場合において、同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員については、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特区法第12条の4第4項の規定により読み替えて適用する法第29条第1項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）から特定地域型保育を受ける場合を除き、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下同じ。）の総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）における利用の申込みに係る同項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども並びに当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども及び満3歳以上保育認定子どもの総数）が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、同項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の法第29条第1項の確認において定められた利用定員の総数）を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、満3歳未満保育認定子ども及び満3歳以上保育認定子ども）が優先的に利用できるよう、選考するものとする。

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合又は特定満3歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育又は当該特定満3歳以上保育認定地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む

ものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「法第19条第1項第3号」とあるのは「法第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特区法第12条の4第4項の規定により読み替えて適用する法第29条第1項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）から特定地域型保育を受ける場合を除き、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「にあっては、法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの」とあるのは「にあっては、」と、「係る同項第2号及び第3号」とあるのは「係る法第19条第1項第1号」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあっては、満3歳未満保育認定子ども及び満3歳以上保育認定子ども）が優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

○西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例（現行抄）

（保育の内容）

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

○西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例（現行抄）

（保育の内容）

第38条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により厚生労働大臣が定める指針によるものとする。

○西宮市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例（現行抄）

（定義）

第2条

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。

○西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例（現行抄）

（定義）

第2条

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。

- (4) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第42条の2の規定により読み替えて法第70条第2項において準用する法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項の規定により厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をい

う。

(利用者負担額等の受領)

第55条

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

(利用者負担額に係る管理)

第56条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(従業者の員数)

第195条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(従業者の員数)

第200条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

付 則

第5条 第198条第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事

業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第198条第3項及び第200条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

- (1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
- (2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市手数料条例の一部を改正する条例

西宮市手数料条例（平成11年西宮市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1第106号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「宅地造成等規制法一部改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成等規制法一部改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。）」に改め、同表第106号の2中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法」に改め、同表第179号の表中「若しくは主要室入手法」を削り、同号の表手数料の額の欄を次のように改める。

手数料の額			
市長が定める機関により作成された都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書のう	全ての住戸が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第	その他の場合

1号及び第3号に掲げる基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類が添付されている場合	ち、市長が定める新築等計画の認定基準を満たしているものが添付されている場合	10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(第184号及び第185号において「誘導仕様基準」という。)による場合	
7,000円	9,100円	—	40,000円
7,500円	9,600円	—	45,000円
12,000円	—	38,000円	77,000円
28,000円	—	66,000円	130,000円
67,000円	—	125,000円	228,000円
104,000円	—	178,000円	318,000円
168,000円	—	322,000円	617,000円
238,000円	—	520,000円	1,065,000円
373,000円	—	915,000円	1,958,000円
12,000円	—	—	244,000円
22,000円	—	—	307,000円
35,000円	—	—	397,000円
104,000円	—	—	575,000円
154,000円	—	—	703,000円
201,000円	—	—	839,000円
243,000円	—	—	953,000円
357,000円	—	—	1,209,000円
12,000円	—	—	96,000円
22,000円	—	—	124,000円
35,000円	—	—	163,000円
104,000円	—	—	271,000円
154,000円	—	—	347,000円
201,000円	—	—	424,000円

243,000円	—	—	492,000円
357,000円	—	—	656,000円

別表第1第179号の表備考第1項中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削り、同号の表備考第2項を削り、同号の表備考第3項を同号の表備考第2項とし、別表第1第183号の2の表中「若しくは主要室入力法」を削り、別表第1第184号の表手数料の額の欄を次のように改める。

手数料の額		
市長が定める機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合する性能向上計画であると確認された旨を証する書面（次号において「性能向上適合証」という。）が添付されている場合	全ての住戸が誘導仕様基準による場合	その他の場合
6,900円	20,000円	37,000円
7,400円	22,000円	42,000円
12,000円	37,000円	74,000円
28,000円	66,000円	126,000円
66,000円	126,000円	222,000円
103,000円	181,000円	310,000円
165,000円	328,000円	604,000円
234,000円	533,000円	1,045,000円
368,000円	940,000円	1,923,000円

別表第1第184号の表備考第1項を次のように改める。

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合における申請に係る住宅の部分の床面積の合計の算定については、住宅の共用部分（同項第1号に規定する共用部分をい

う。)の床面積を控除するものとする。

別表第1第185号の表中「若しくは主要室入力法」を削り、同号の表手数料の額の欄を次のように改める。

手数料の額		
性能向上適合証が添付されている場合	全ての住戸が誘導仕様 基準による場合	その他の場合
12,000円	37,000円	74,000円
28,000円	66,000円	126,000円
66,000円	126,000円	222,000円
103,000円	181,000円	310,000円
165,000円	328,000円	604,000円
234,000円	533,000円	1,045,000円
368,000円	940,000円	1,923,000円
12,000円	—	238,000円
22,000円	—	300,000円
35,000円	—	388,000円
103,000円	—	563,000円
151,000円	—	689,000円
198,000円	—	823,000円
239,000円	—	935,000円
352,000円	—	1,187,000円
12,000円	—	93,000円
22,000円	—	119,000円
35,000円	—	158,000円
103,000円	—	264,000円
151,000円	—	339,000円
198,000円	—	415,000円
239,000円	—	482,000円
352,000円	—	644,000円

別表第1第185号の表備考第2項を次のように改める。

2 前号の表備考第1項及び備考第2項の規定は、この表の手数料の額の算定について準用する。

別表第1第187号の表申請に係る建築物全体の床面積の合計の項中「建築物全体」を「住宅の部分」に、「モデル住宅法又はフロア入力法」を「又はモデル住宅基準」に改め、同号の表備考第2項中「モデル住宅法」とは、同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準をいい、「フロア入力法」とは、同号イ(2)(ii)及びロ(2)」を「モデル住宅基準」とは、同号イ(2)及びロ(2)」に改め、同号の表備考第3項を次のように改める。

3 第184号の表備考第1項の規定は、この表の手数料の額の算定について準用する。

別表第1第188号の表区分の欄中「モデル住宅法又はフロア入力法」を「又はモデル住宅基準」に改め、「若しくは主要室入力法」を削り、同号の表備考第1項を次のように改める。

1 第183号の2の表備考第1項、第184号の表備考第1項並びに前号の表備考第1項及び備考第2項の規定は、この表の手数料の額の算定について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正等に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市手数料条例（現行抄）

別表第 1（第 2 条関係）

(106) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査 宅地造成工事許可申請手数料

（該当部分のみ抜粋）

(106)2 宅地造成等規制法第 12 条第 1 項の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査 宅地造成工事変更許可申請手数料

ア 切土又は盛土に係る変更を伴うもの 切土又は盛土をする土地のうち工事の計画を変更する部分の面積に応じ、前号の表に規定する額

イ アに掲げる変更を伴わないもの 10,000 円

(179) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この号及び次号において「新築等計画」という。）の認定の申請に対する審査 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

区分	新築等計画に係る床面積	手数料の額		
		市長が定める機関により作成された都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる基準に適合すると認める旨の書類（以下この号において「適合証」という。）が添付されている場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書のうち、市長が定める新築等計画の認定基準を満たしているもの（以下この号において「新築等計画適合性能評価書」という。）が添付されている場合	適合証及び新築等計画適合性能評価書が添付されていない場合
一戸建ての住宅に係る新築等計画	200 平方メートル未満のもの	7,000 円	9,100 円	40,000 円
	200 平方メートル以上のもの	7,500 円	9,600 円	45,000 円
一戸建ての住宅以外の一の建築物の住宅部分に係る新	300 平方メートル未満のもの	12,000 円	15,000 円	77,000 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メー	28,000 円	30,000 円	130,000 円

築等計画	トル未満のもの			
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円	69,000円	228,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円	106,000円	318,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円	170,000円	617,000円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000円	240,000円	1,065,000円
	50,000平方メートル以上のもの	373,000円	375,000円	1,958,000円
	一の建築物の非住宅部分 (住宅部分以外の部分をいう。以下この号において同じ。)に係る新築等計画で、標準入力法若しくは主要室入力法又は国土交通大臣が認める方法によるもの	300平方メートル未満のもの	12,000円	—
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		22,000円	—	307,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		35,000円	—	397,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		104,000円	—	575,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		154,000円	—	703,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		201,000円	—	839,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		243,000円	—	953,000円
50,000平方メートル以上のもの		357,000円	—	1,209,000円
一の建築物の非住宅部分に係る新築等計画で、モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	12,000円	—	96,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円	—	124,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方	35,000円	—	163,000円

メートル未満のもの			
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円	—	271,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円	—	347,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	201,000円	—	424,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	243,000円	—	492,000円
50,000平方メートル以上のもの	357,000円	—	656,000円

備考

- この表において「標準入力法若しくは主要室入力法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イ並びに第10条第1号イ(1)及びロ(1)の基準に係る評価方法をいい、「国土交通大臣が認める方法」とは、同令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいい、「モデル建物法」とは、同令第1条第1項第1号ロ並びに第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準に係る評価方法をいう。
- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合における新築等計画に係る床面積の算定については、住宅の共用部分（同項第1号に規定する共用部分をいう。）の床面積を控除するものとする。

(該当部分のみ抜粋)

(183の2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この号において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査 非住宅部分適合性判定審査手数料

非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。）の床面積	手数料の額				認定を受けた性能向上計画に記載された他の建築物に係るもの
	標準入力法若しくは主要室入力法又は国土交通大臣が認める方法によるもの		モデル建物法によるもの		
	工場等	その他のもの	工場等	その他のもの	
300平方メートル未満	26,000円	238,000円	22,000円	93,000円	12,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	37,000円	300,000円	32,000円	119,000円	22,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	51,000円	388,000円	46,000円	158,000円	35,000円

2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	125,000円	563,000円	118,000円	264,000円	103,000円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	175,000円	689,000円	168,000円	339,000円	151,000円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	224,000円	823,000円	216,000円	415,000円	198,000円
25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	270,000円	935,000円	260,000円	482,000円	239,000円
50,000平方メートル以上	390,000円	1,187,000円	379,000円	644,000円	352,000円

(該当部分のみ抜粋)

(184) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく性能向上計画の認定の申請（住宅に係るものに限る。）に対する審査 住宅性能向上計画認定申請手数料

		手数料の額	
		市長が定める機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合する性能向上計画であると確認された旨を証する書面（以下この号及び次号において「性能向上適合証」という。）が添付されている場合	性能向上適合証が添付されていない場合
一戸建ての住宅の場合	200平方メートル未満のもの	6,900円	37,000円
	200平方メートル以上のもの	7,400円	42,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の場合	300平方メートル未満のもの	12,000円	74,000円
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	28,000円	126,000円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	66,000円	222,000円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	103,000円	310,000円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円	604,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円	1,045,000円
50,000平方メートル以上のもの	368,000円	1,923,000円

備考

- 1 第179号の表備考2の規定は、この表の手数料の額の算定について準用する。この場合において、同号の表備考2中「新築等計画に係る床面積」とあるのは、「申請に係る住宅の部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。

(該当部分のみ抜粋)

- (185) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく性能向上計画の認定の申請（非住宅又は複合建築物（住宅の部分と非住宅の部分からなる建築物をいう。以下この号及び第188号において同じ。）に係るものに限る。）に対する審査 非住宅等性能向上計画認定申請手数料

区分	手数料の額		
	性能向上適合証が添付されている場合	性能向上適合証が添付されていない場合	
住宅部分	申請に係る住宅の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	74,000円
	申請に係る住宅の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	126,000円
	申請に係る住宅の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円	222,000円
	申請に係る住宅の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円	310,000円
	申請に係る住宅の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円	604,000円
	申請に係る住宅の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円	1,045,000円
	申請に係る住宅の部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円	1,923,000円
	申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	238,000円
	申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円	300,000円
	申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上	35,000円	388,000円

非住宅の部分	標準入力法若しくは主要室入力法又は国土交通大臣が認める方法によるもの	上2,000平方メートル未満のもの		
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円	563,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円	689,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円	823,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円	935,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円	1,187,000円
	モデル建物法によるもの	申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	93,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円	119,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円	158,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円	264,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円	339,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円	415,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円	482,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積		

	の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円	644,000円
--	-----------------------	----------	----------

備考

- 2 第179号の表備考2及び前号の表備考2の規定は、この表の手数料の額の算定について準用する。この場合において、第179号の表備考2中「新築等計画に係る床面積」とあるのは、「申請に係る住宅の部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。

(該当部分のみ抜粋)

- (187) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（住宅に係るものに限る。）に対する審査 住宅基準適合認定申請手数料

		手数料の額		
		市長が定める機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると確認された旨を証する書面又はこれに準ずるものとして市長が定める書面（以下この号及び次号において「基準適合証等」という。）が添付されている場合	基準適合証等が添付されていない場合	
申請に係る建築物全体の床面積の合計				
一戸建ての住宅の場合	200平方メートル未満のもの	6,900円	37,000円	20,000円
	200平方メートル以上のもの	7,400円	42,000円	22,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の場合	300平方メートル未満のもの	12,000円	74,000円	37,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	126,000円	66,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円	222,000円	126,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円	310,000円	181,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円	604,000円	328,000円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円	1,045,000円	533,000円
	50,000平方メートル以上のもの	368,000円	1,923,000円	940,000円

	トル以上のもの		
--	---------	--	--

備考

- 2 この表において「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に規定する基準をいい、「モデル住宅法」とは、同号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準をいい、「フロア入力法」とは、同号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 3 第179号の表備考2の規定は、この表の手数料の額の算定について準用する。この場合において、同号の表備考2中「新築等計画に係る床面積」とあるのは、「申請に係る建築物全体の床面積の合計」と読み替えるものとする。

(該当部分のみ抜粋)

(188) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（非住宅又は複合建築物に係るものに限る。）に対する審査 非住宅等基準適合認定申請手数料

区分		手数料の額		
		基準適合証等が添付されている場合	基準適合証等が添付されていない場合	
住宅の 部分	性能基準によるもの	申請に係る住宅の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	74,000円
		申請に係る住宅の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	126,000円
		申請に係る住宅の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円	222,000円
		申請に係る住宅の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円	310,000円
		申請に係る住宅の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円	604,000円
		申請に係る住宅の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円	1,045,000円
		申請に係る住宅の部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円	1,923,000円
	仕様基準、モデル住宅又はフロア入力法によるもの	申請に係る住宅の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	37,000円
		申請に係る住宅の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	66,000円
		申請に係る住宅の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円	126,000円
		申請に係る住宅の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円	181,000円
		申請に係る住宅の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円	328,000円

		平方メートル未満のもの		
		申請に係る住宅の部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	234,000円	533,000円
		申請に係る住宅の部分の床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	368,000円	940,000円
非住宅 の部分	標準入 法若 しくは 主要室 入法 又は国 土交通 大臣が 認める 方法に よるも の	申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	12,000円	238,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メ ートル未満のもの	22,000円	300,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	35,000円	388,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	103,000円	563,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	151,000円	689,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	198,000円	823,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	239,000円	935,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	352,000円	1,187,000円
	モデル 建物法 による	申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	12,000円	93,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メ ートル未満のもの	22,000円	119,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	35,000円	158,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	103,000円	264,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	151,000円	339,000円
		申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	198,000円	415,000円
申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの		239,000円	482,000円	

	申請に係る非住宅の部分の床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの	352,000円	644,000円
--	--	----------	----------

備考

- 第179号の表備考2、第183号の2の表備考1並びに前号の表備考1及び備考2の規定は、この表の手数料の額の算定について準用する。この場合において、第179号の表備考2中「新築等計画に係る床面積」とあるのは、「申請に係る住宅の部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。

(該当部分のみ抜粋)

西宮市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市営住宅条例の一部を改正する条例

西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 18 当分の間、市長は、特定公共賃貸住宅の家賃について、子育て世帯の支援その他の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、これを減額することができる。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

(参考)

○提案理由

特定公共賃貸住宅において、子育て世帯に対する家賃減額制度を実施するに伴い、
所要の規定の整備を行うため。

西宮市附属機関条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市附属機関条例の一部を改正する条例

西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第28条の10の次に次の1条を加える。

（西宮市営住宅建替PFI事業者等選定委員会の特例）

第28条の11 西宮市営住宅建替PFI事業者等選定委員会（以下この条において「委員会」という。）における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。

2 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

4 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。

5 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

6 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置

くことができる。

7 臨時委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

8 臨時委員を委嘱した場合の委員会及び部会における第3条第5項及び第6項並びに第3項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。

9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

別表市長の部地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の款に次のように加える。

西宮市営住宅建替P FI事業者等選定委 員会	市営住宅建替PFI 事業者等の選定につ いての審議	8人	学識経験者
------------------------------	---------------------------------	----	-------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

西宮市営住宅建替PFI事業に係る事業者の選定についての審議を行う委員会を設置するため。

令和 5 年度 西宮市一般会計補正予算
(第 3 号)

令和 5 年度 西宮市の一般会計補正予算 (第 3 号) は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,008,606 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 199,447,389 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 6 月 1 6 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
45 国庫支出金		39,723,204	1,964,466	41,687,670
	05 国庫負担金	31,079,580	477,511	31,557,091
	10 国庫補助金	8,539,739	1,486,955	10,026,694
50 県支出金		14,280,778	136,000	14,416,778
	10 県補助金	3,084,492	136,000	3,220,492
65 繰入金		9,756,215	74,754	9,830,969
	05 繰入金	9,756,215	74,754	9,830,969
75 諸収入		5,545,808	109,386	5,655,194
	90 雑入	4,298,388	109,386	4,407,774
80 市債		9,593,200	△276,000	9,317,200
	05 市債	9,593,200	△276,000	9,317,200
歳 入 合 計		197,438,783	2,008,606	199,447,389

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		20,428,390	234,076	20,662,466
	05 総務費	17,023,370	26,616	17,049,986
	10 徴税費	1,678,673	207,460	1,886,133
15 民生費		95,723,585	268,597	95,992,182
	10 老人福祉費	1,813,966	128,921	1,942,887
	15 児童福祉費	35,466,105	69,449	35,535,554
	20 障害福祉費	18,642,887	63,535	18,706,422
	25 生活保護費	14,923,929	6,692	14,930,621
20 衛生費		19,518,864	801,569	20,320,433
	03 保健費	9,201,425	693,611	9,895,036
	06 衛生費	1,380,196	115,944	1,496,140
	10 清掃費	6,651,135	△7,986	6,643,149
35 商工費		1,043,858	958,630	2,002,488
	05 商工費	1,043,858	958,630	2,002,488
40 土木費		16,277,474	58,522	16,335,996
	20 都市計画費	6,707,029	58,522	6,765,551
45 消防費		6,277,651	△317,009	5,960,642
	05 消防費	6,277,651	△317,009	5,960,642
50 教育費		22,001,034	4,221	22,005,255
	15 中学校費	3,282,368	1,501	3,283,869
	20 特別支援学校費	450,506	2,720	453,226
歳 出 合 計		197,438,783	2,008,606	199,447,389

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
内 部 経 費 適 正 化 に よ る コ ス ト 削 減 支 援 業 務	令和6年度	400,000
税 務 シ ス テ ム 標 準 化 対 応 業 務	令和6～7年度	903,100
じ ん か い 収 集 等 車 両 整 備 事 業	令和6年度	6,424
消 防 団 車 両 等 整 備 事 業	令和6年度	21,931
消 防 局 車 両 等 整 備 事 業	令和6年度	299,592

変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
松 原 ・ 甲 武 体 育 館 空 調 設 備 賃 借 料	令和6～10年度	28,769	令和6～10年度	32,153

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 45 国庫支出金
(項) 05 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
45		国庫支出金	39,723,204	1,964,466	41,687,670
	05	国庫負担金	31,079,580	477,511	31,557,091
		20 衛生費国庫負担金	870,082	477,511	1,347,593
	10	国庫補助金	8,539,739	1,486,955	10,026,694
		10 総務費国庫補助金	2,743,996	1,262,068	4,006,064
		15 民生費国庫補助金	2,852,114	4,356	2,856,470
		20 衛生費国庫補助金	1,220,491	216,100	1,436,591
		50 教育費国庫補助金	452,438	4,431	456,869
50		県支出金	14,280,778	136,000	14,416,778
	10	県補助金	3,084,492	136,000	3,220,492
	35	商工費県補助金	5,046	136,000	141,046
65		繰入金	9,756,215	74,754	9,830,969
	05	繰入金	9,756,215	74,754	9,830,969
		05	基金繰入金	9,756,215	74,754
75		諸収入	5,545,808	109,386	5,655,194
	90	雑入	4,298,388	109,386	4,407,774
		90	雑入	4,284,356	109,386
80		市債	9,593,200	△276,000	9,317,200
	05	市債	9,593,200	△276,000	9,317,200
		45	消防債	385,600	△276,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
03 保健費負担金	477,511	(健康福祉局) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費 477,511
05 総務費補助金	1,262,068	(財 務 局) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,262,068
25 生活保護費補助金	4,356	(健康福祉局) 生活困窮者就労準備支援事業費 4,356
03 保健費補助金	216,100	(健康福祉局) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 216,100
05 教育総務費補助金	4,431	(こども支援局) 教育支援体制整備事業費交付金 3,525 (教育委員会) 特別支援教育体制整備事業費 906
15 商工振興費補助金	136,000	(産業文化局) 商店街お買い物券事業補助金 136,000
05 基金繰入金	74,754	(財 務 局) 財政基金繰入金 78,138 (産業文化局) スポーツ振興基金繰入金 △3,384
90 雑 入	109,386	(総 務 局) デジタル基盤改革支援補助金 107,916 (教育委員会) 合同部活動推進実践研究事業費 1,470
05 消 防 債	△276,000	(財 務 局) 消防施設整備事業債 △276,000

2 歳 出

(款) 10 総務費
(項) 05 総務費

10	05	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	20,428,390	234,076	20,662,466	104,532	129,544
	05	総務費	17,023,370	26,616	17,049,986	△3,384	30,000
	07	企画費	782,619	30,000	812,619		30,000
	60	スポーツ推進費	893,029	△3,384	889,645	繰入金 △3,384	
10		徴 税 費	1,678,673	207,460	1,886,133	107,916	99,544
	05	賦課徴収費	1,678,673	207,460	1,886,133	諸収入 107,916	99,544

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	30,000	(政 策 局) 620301 行政経営推進事務経費 30,000 12 委託料 30,000 行政経営推進関係委託料 30,000
13 使用料及び 賃借料	△3,384	(産業文化局) 430301 運動施設管理運営事業経費 △3,384 13 使用料及び賃借料 △3,384 松原・甲武体育館空調設備借上料 △3,384
12 委 託 料	207,460	(財 務 局) 630102 市税賦課・徴収関係事務経費 207,460 12 委託料 207,460 税関連システム標準化対応委託料 207,460

(款) 15 民生費
(項) 10 老人福祉費

15	10	05	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			民生費	95,723,585	268,597	95,992,182	261,363	7,234
	10		老人福祉費	1,813,966	128,921	1,942,887	128,921	
		05	老人福祉総務費	767,377	128,921	896,298	国庫支出金 128,921	
15			児童福祉費	35,466,105	69,449	35,535,554	64,151	5,298
		05	児童福祉総務費	1,296,408	21,369	1,317,777	国庫支出金 16,071	5,298
		20	児童保育費	15,739,083	27,182	15,766,265	国庫支出金 27,182	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	36	(健康福祉局)
11 役務費	294	710601 介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業経費
12 委託料	4,855	10 需用費 128,921
18 負担金補助及び交付金	123,736	11 役務費 36
		12 委託料 294
		18 負担金補助及び交付金 56
		10 需用費 36
		11 役務費 135
		12 委託料 103
		18 負担金補助及び交付金 4,855
		10 需用費 4,855
		11 役務費 123,736
		12 委託料 123,736
		18 負担金補助及び交付金 123,736
10 需用費	144	(こども支援局)
11 役務費	584	210101 子ども・子育て支援プラン推進事務経費
18 負担金補助及び交付金	20,641	10 需用費 8,823
		11 役務費 144
		18 負担金補助及び交付金 584
		10 需用費 584
		11 役務費 584
		18 負担金補助及び交付金 8,095
		10 需用費 8,095
		11 役務費
		18 負担金補助及び交付金
		(こども支援局)
		210214 特定教育・保育施設指導監査等事務経費
		18 負担金補助及び交付金 10,278
		10 需用費 10,278
		11 役務費
		18 負担金補助及び交付金
		児童福祉施設等における食材費・光熱費等高騰対策支援金
		10,278
		(こども支援局)
		210402 家庭児童相談事業経費
		18 負担金補助及び交付金 2,018
		10 需用費 2,018
		11 役務費
		18 負担金補助及び交付金
		子ども食堂等における食材費・光熱費等高騰対策支援金
		2,018
		(こども支援局)
		210403 ひとり親家庭相談事業経費
		18 負担金補助及び交付金 250
		10 需用費 250
		11 役務費
		18 負担金補助及び交付金
		児童福祉施設等における食材費・光熱費等高騰対策支援金
		250
18 負担金補助及び交付金	27,182	(こども支援局)
		210206 民間保育所給付等事業経費
		18 負担金補助及び交付金 10,036
		10 需用費 10,036
		11 役務費
		18 負担金補助及び交付金
		児童福祉施設等における食材費・光熱費等高騰対策支援金
		10,036
		(こども支援局)
		210207 地域型保育給付等事業経費
		2,952

(款) 15 民生費
(項) 15 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
30 児童育成費	2,557,402	20,898	2,578,300	国庫支出金 20,898	
20 障害福祉費	18,642,887	63,535	18,706,422	63,535	
05 障害福祉総務費	518,839	79	518,918	国庫支出金 79	
10 障害援護費	17,050,097	63,456	17,113,553	国庫支出金 63,456	
25 生活保護費	14,923,929	6,692	14,930,621	4,756	1,936
05 生活保護総務費	894,974	6,692	901,666	国庫支出金 4,756	1,936

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		18 負担金補助及び交付金 児童福祉施設等における食材費・光熱費等高騰対策支援金 2,952	2,952
		(こども支援局) 210208 認定こども園給付等事業経費 14,194 18 負担金補助及び交付金 児童福祉施設等における食材費・光熱費等高騰対策支援金 14,194	14,194
18 負担金補助 及び交付金	20,898	(こども支援局) 230302 留守家庭児童育成センター管理運営事業経費 20,898 18 負担金補助及び交付金 児童福祉施設等における食材費・光熱費等高騰対策支援金 20,898	20,898
11 役 務 費	79	(健康福祉局) 900404 一般事務経費 79 11 役 務 費 口座振込手数料 79	79
10 需 用 費	24	(健康福祉局) 330206 障害者介護給付等事業経費 63,456	63,456
11 役 務 費	97	10 需用費 24 消耗品費 24	24
12 委 託 料	3,255	11 役 務 費 97 郵便料 37	97
18 負担金補助 及び交付金	60,080	物価高騰対策支援給付金支給事務手数料 60 12 委託料 3,255 物価高騰対策支援給付金支給事務委託料 3,255 18 負担金補助及び交付金 60,080 物価高騰対策支援給付金 60,080	60,080
12 委 託 料	6,292	(健康福祉局) 900405 一般事務経費 6,692	6,692
18 負担金補助 及び交付金	400	12 委託料 6,292 生活保護システム関係委託料 6,292 18 負担金補助及び交付金 400 物価高騰対策支援給付金 400	400

(款) 20 衛生費
(項) 03 保健費

20	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	衛生費	19,518,864	801,569	20,320,433	814,161	△12,592
	03 保健費	9,201,425	693,611	9,895,036	693,611	
	15 保健予防費	4,793,767	693,611	5,487,378	国庫支出金 693,611	
	06 衛生費	1,380,196	115,944	1,496,140	120,550	△4,606
	05 環境総務費	574,630	1,550	576,180	国庫支出金 1,550	
	15 環境保全費	181,667	114,394	296,061	国庫支出金 119,000	△4,606
	10 清掃費	6,651,135	△7,986	6,643,149		△7,986
	05 清掃総務費	2,431,401	△7,986	2,423,415		△7,986

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
08 旅 費	70	(健康福祉局)	
10 需用 費	500	370101 予防接種事業経費	693,611
11 役 務 費	24,812	08 旅費	70
12 委 託 料	559,423	普通旅費	70
18 負担金補助 及び交付金	108,806	10 需用費	500
		消耗品費	500
		11 役務費	24,812
		電話使用料	195
		クラウドサービス利用料	8,800
		郵便料	12,505
		損害保険料	158
		手数料	3,000
		口座振込手数料	154
		12 委託料	559,423
		新型コロナウイルス関係委託料	559,423
		18 負担金補助及び交付金	108,806
		新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業補助金	108,806
18 負担金補助 及び交付金	1,550	(環 境 局)	
		520501 公衆衛生向上補助事業経費	1,550
		18 負担金補助及び交付金	1,550
		西宮市一般公衆浴場燃料価格高騰対策一時支援金	1,550
12 委 託 料	114,394	(環 境 局)	
		510201 地球温暖化対策事業経費	114,394
		12 委託料	114,394
		省エネ推進事業関係委託料	114,394
17 備品購入費	△7,986	(環 境 局)	
		520217 じんかい収集等車両整備事業費	△7,986
		17 備品購入費	△7,986
		自動車購入費	△7,986

(款) 35 商工費
(項) 05 商工費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
35		商工費	1,043,858	958,630	2,002,488	961,000	△2,370
	05	商工費	1,043,858	958,630	2,002,488	961,000	△2,370
		10 商工振興費	235,945	958,630	1,194,575	国庫支出金 825,000 県支出金 136,000	△2,370

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
12 委託料	635,000	(産業文化局)	
18 負担金補助及び交付金	323,630	460101 地域商業活性化対策事業経費	837,630
		12 委託料	630,000
		キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料	630,000
		18 負担金補助及び交付金	207,630
		商業活性化事業補助金	△2,370
		商業団体活動継続補助金	6,000
		商店街お買い物券事業補助金	204,000
		(産業文化局)	
		460104 産業育成等事業経費	121,000
		12 委託料	5,000
		中小企業等デジタル化促進事業委託料	5,000
		18 負担金補助及び交付金	116,000
		トラック運送事業者燃料高騰対策支援金	16,000
		中小企業等デジタル化促進事業助成金	100,000

(款) 40 土木費
(項) 20 都市計画費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
40		土木費	16,277,474	58,522	16,335,996	58,522	
	20	都市計画費	6,707,029	58,522	6,765,551	58,522	
		05	都市計画総務費	1,467,933	58,522	1,526,455	国庫支出金 58,522

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	58,522	(政 策 局) 150301 交通計画等関係事務経費 58,522 18 負担金補助及び交付金 58,522 地域公共交通運行支援事業補助金 58,522

(款) 45 消防費
(項) 05 消防費

45	05	消 防 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		消 防 費	6,277,651	△317,009	5,960,642	△271,486	△45,523
	05	消 防 費	6,277,651	△317,009	5,960,642	△271,486	△45,523
	05	消 防 費	5,510,240	4,514	5,514,754	国庫支出金 4,514	
	15	消防施設整備費	566,968	△321,523	245,445	地方債 △276,000	△45,523

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	4,514	(消 防 局) 570112 消防活動業務経費 813 10 需用費 813 消耗品費 813 (消 防 局) 570113 救助活動業務経費 274 10 需用費 274 消耗品費 274 (消 防 局) 570301 救急活動業務経費 3,427 10 需用費 3,427 医薬材料費 3,427
17 備品購入費	△321,523	(消 防 局) 570104 消防団車両等整備事業費 △21,931 17 備品購入費 △21,931 消防団自動車購入費 △21,931 (消 防 局) 570111 消防局車両等整備事業費 △299,592 17 備品購入費 △299,592 消防局自動車等購入費 △299,592

(款) 50 教育費
(項) 15 中学校費

50	15	10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			教育費	22,001,034	4,221	22,005,255	2,376	1,845
	15		中学校費	3,282,368	1,501	3,283,869	1,470	31
		10	教育振興費	232,621	1,501	234,122	諸収入 1,470	31
	20		特別支援学校費	450,506	2,720	453,226	906	1,814
		10	教育振興費	176,222	2,720	178,942	国庫支出金 906	1,814

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
07 報 償 費	190	(教育委員会)	
10 需 用 費	1,002	220205 中学校学習指導推進事業経費	1,501
13 使用料及び 賃借料	309	07 報償費	190
		講師謝金	190
		10 需用費	1,002
		消耗品費	1,002
		13 使用料及び賃借料	309
		会場使用料	309
12 委 託 料	2,720	(教育委員会)	
		220401 特別支援教育事業経費	2,720
		12 委託料	2,720
		通学における医療的ケア委託料	2,720

追 加

事 項	限 度 額	令和4年度末までの 支出額		令和5年度以降の 支出（見込）額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
内部経費適正化による コスト削減支援業務	400,000			6	400,000
税務システム標準化対応業務	903,100			6～7	903,100
じんかい収集等車両整備事業	6,424			6	6,424
消防団車両等整備事業	21,931			6	21,931
消防局車両等整備事業	299,592			6	299,592

（ 参 考 ）

1. 内部経費適正化によるコスト削減支援業務 400,000,000円
 （令和6年度）
 内部経費適正化によるコスト削減支援業務の委託
 総 事 業 費 430,000,000 円の一部

2. 税務システム標準化対応業務 903,100,000円
 （令和6年度～令和7年度）
 税務システム標準化対応業務の委託
 総 事 業 費 1,110,560,000 円の一部

3. じんかい収集等車両整備事業 6,424,000円
 （令和6年度）
 小型ダンプ自動車の購入

4. 消防団車両等整備事業 21,931,000円
 （令和6年度）
 消防団ポンプ自動車の購入

5. 消防局車両等整備事業 299,592,000円
 （令和6年度）
 水槽付消防ポンプ車、はしご車、化学車の購入

のについての前年度末までの支出額
 関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	財 源		
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
			400,000
			903,100
			6,424
	19,600		2,331
	256,300		43,292

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
および当該年度以降の支出予定額等に

変 更

事 項	限 度 額		令和4年度末までの 支出額		令和5年度以降の 支出（見込）額	
			期 間	金 額	期 間	金 額
松原・甲武体育館 空調設備賃借料	補正前	28,769			6～10	28,769
	補正額	3,384			-	3,384
	補正後	32,153			6～10	32,153

（ 参 考 ）

松原・甲武体育館空調設備賃借料

補正前	（令和6年度～令和10年度）	28,769,000円
補正後	（令和6年度～令和10年度）	32,153,000円

松原・甲武体育館空調設備の賃借開始時期の変更に伴う限度額の変更

のについての前年度末までの支出額
 関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
特 定 財 源	財 源		
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
		28,769	
		3,384	
		32,153	

財 産 取 得 の 件

下記のとおり動産を買い入れる。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 動産の種別及び数量

動産の種別 テロ対策用特殊救助資機材（化学剤検知器一式）

数 量 1式

2 買入価格

金55,220,000円

3 買入れの相手方

神戸市東灘区甲南町3丁目1-4

株式会社 ニットー

4 買入れの目的

高度救助用資機材の更新整備に係る資機材購入のため。

(参考1)

(1) 納 期 令和6年3月31日

(2) 納入場所 西宮市消防局

(参考2)

入札結果表

令和5年5月11日執行		
名 称 テロ対策用特殊救助資機材(化学剤検知器一式)		
予 定 価 格 金55,546,700円(入札書比較価格 金50,497,000円)		
最低制限価格 金—————円(入札書比較価格 金—————円)		
入 札 者	入札価格(単位:円)	備 考
株式会社 ニットー	50,200,000	落 札
桜ホース 株式会社 大阪営業所	50,400,000	
株式会社 ゼネラル商会	51,300,000	
株式会社 ピーシー販売	51,500,000	
キンパイ商事 株式会社	55,500,000	

財 産 取 得 の 件

下記のとおり動産を買い入れる。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 動産の種別及び数量

動産の種別 災害対応特殊救急自動車（西宮9）

数 量 1台

2 買入価格

金20,658,000円

3 買入れの相手方

神戸市長田区二番町4丁目50

兵庫日産自動車 株式会社 法人営業部

4 買入れの目的

災害対応特殊救急自動車の更新整備に係る車両購入のため。

(参考1)

(1) 納 期 令和6年3月31日

(2) 納入場所 西宮市消防局整備センター

(参考2)

入札結果表

令和5年5月11日執行		
名 称 災害対応特殊救急自動車(西宮9)		
予 定 価 格 金22,716,818円(入札書比較価格 金20,651,653円)		
最低制限価格 金—————円(入札書比較価格 金—————円)		
入 札 者	入札価格(単位:円)	備 考
兵庫日産自動車 株式会社 法人営業部	18,780,000	落 札
兵庫トヨタ自動車 株式会社 特販営業所	20,450,000	

財 産 取 得 の 件

下記のとおり動産を買い入れる。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 動産の種別及び数量

動産の種別 タブレット端末一式

数 量 1式

2 買入価格

金 30,015,535円

3 買入れの相手方

京都府福知山市字天田391番地の乙

株式会社 堀通信

4 買入れの目的

公立保育所への保育業務支援システム導入に伴うタブレット端末一式購入のため。

(参考1)

(1) 納 期 令和5年12月28日

(2) 納入場所 公立保育所等

(参考2)

入札結果表

令和5年5月11日執行		
名 称 タブレット端末一式		
予 定 価 格 金41,679,220円(入札書比較価格 金37,890,200円)		
最低制限価格 金—————円(入札書比較価格 金—————円)		
入 札 者	入札価格(単位:円)	備 考
株式会社 堀通信	27,286,850	落 札
NECフィールドディング 株式会社 関西支社 神戸支店	31,149,000	
三谷商事 株式会社 情報システム事業部文教 営業部関西文教課神戸営業所	38,389,000	
日本電通 株式会社 神戸支店	38,877,000	
株式会社 ニチワ		辞 退
株式会社 大塚商会 LA関西営業部		辞 退
株式会社 日本ビジネス開発		辞 退

訴 え 提 起 の 件

下記のとおり訴えを提起する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 訴えの事件名

市営住宅明渡し等請求事件

2 訴えの相手方

(1) * * * * *

* * *

(2) * * * * *

* * * *

(3) * * * * * * * * * * * * * * *

* * * * *

(4) * * * * *

* * * *

(5) * * * * *

* * *

(6) * * * * *

* * * *

(7) * * * * *

* * * * *

- (8) * * * * *
- * * *
- (9) * * * * *
- * * *
- (10) * * * * *
- * * *
- (11) * * * * *
- * * *
- (12) *
- * * * * *
- (13) *
- * * * *
- (14) *
- * * *
- (15) *
- * * *
- (16) *
- * * *
- (17) *
- * * *
- (18) *
- * * *
- (19) *
- * * *

3 訴えの趣旨

(1) 次に掲げる市営住宅の明渡しを求める。

ア 相手方(1)から(2)までにあつては当該住所地の市営住宅

イ 相手方(3)にあつては* *

ウ 相手方(4)にあつては* *

エ 相手方(5)から(7)までにあつては*****

オ 相手方(8)にあつては*****

カ 相手方(9)にあつては*****

キ 相手方(10)にあつては*****

ク 相手方(11)にあつては*****

ケ 相手方(12)にあつては*****

コ 相手方(13)にあつては*****

サ 相手方(14)から(19)にあつては*****

(2) 相手方(1)から(3)まで、(8)から(19)までにあつては滞納家賃の支払い及び家賃相当損害金の支払いを、相手方(1)から(2)までにあつては加えて延滞金の支払いを、相手方(10)にあつては加えて滞納共益費の支払いを求める。相手方(4)から(7)までにあつては家賃相当損害金の支払いを求める。

(3) 相手方(1)から(2)までにあつては滞納家賃等の全額を支払い、以後の家賃を滞納せずに支払うと申し出た場合、この項(1)及び(2)の規定にかかわらず、市は当該市営住宅を対象とした訴え提起前の和解を申し立てることができる。

4 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(参考)

○訴えを提起する理由

市営住宅の入居者である相手方(1)から(2)までにあつては家賃を長期にわたり滞納し、市の催告にもかかわらずこれに応じないため、相手方(3)から(19)までにあつては市営住宅を不正に使用し、市の明渡し請求にもかかわらずこれに応じないため、訴えを提起するものである。

市道路線変更の件

下記のとおり市道路線を変更する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石井 登志郎

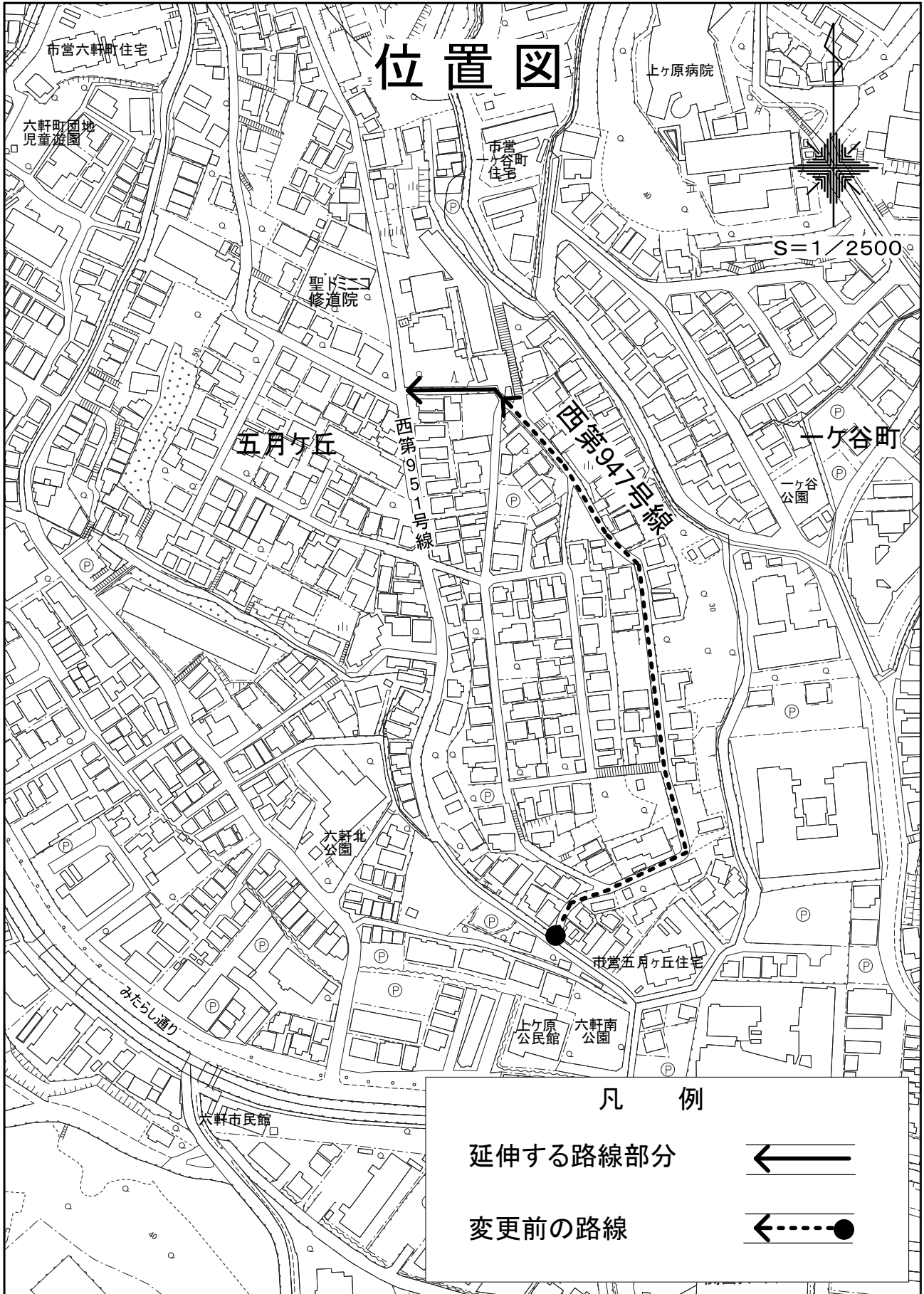
記

整理 番号	路線名	旧新別	起 点	備 考	
			終 点	延長(m)	幅員(m)
①	西第947号線	旧	五月ヶ丘307番4地先	310	3.80
			五月ヶ丘27番97地先		~4.00
		新	五月ヶ丘307番4地先	358	3.80
			五月ヶ丘87番地先		~4.00

(参考)

○提案理由

道路拡幅用地の寄付により、市道路線変更（延伸）を行うため。



工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 契約の目的	上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事
2 契約金額	金186,780,000円
3 契約の相手方	西宮市高松町20番21号 株式会社 松田組

(参考)

(1) 工 期 令和6年5月31日

(2) 工事場所 西宮市上之町

(3) 工事概要 大規模改修工事

耐震改修工事

RC壁増設 1箇所、耐震スリット 10箇所、開口閉鎖 1箇所、

袖壁増設 8箇所

アスベスト除去工事

外壁改修工事≒1044㎡

防水改修工事

改質アスファルト防水≒574㎡、塗膜防水≒198㎡

外構改修工事

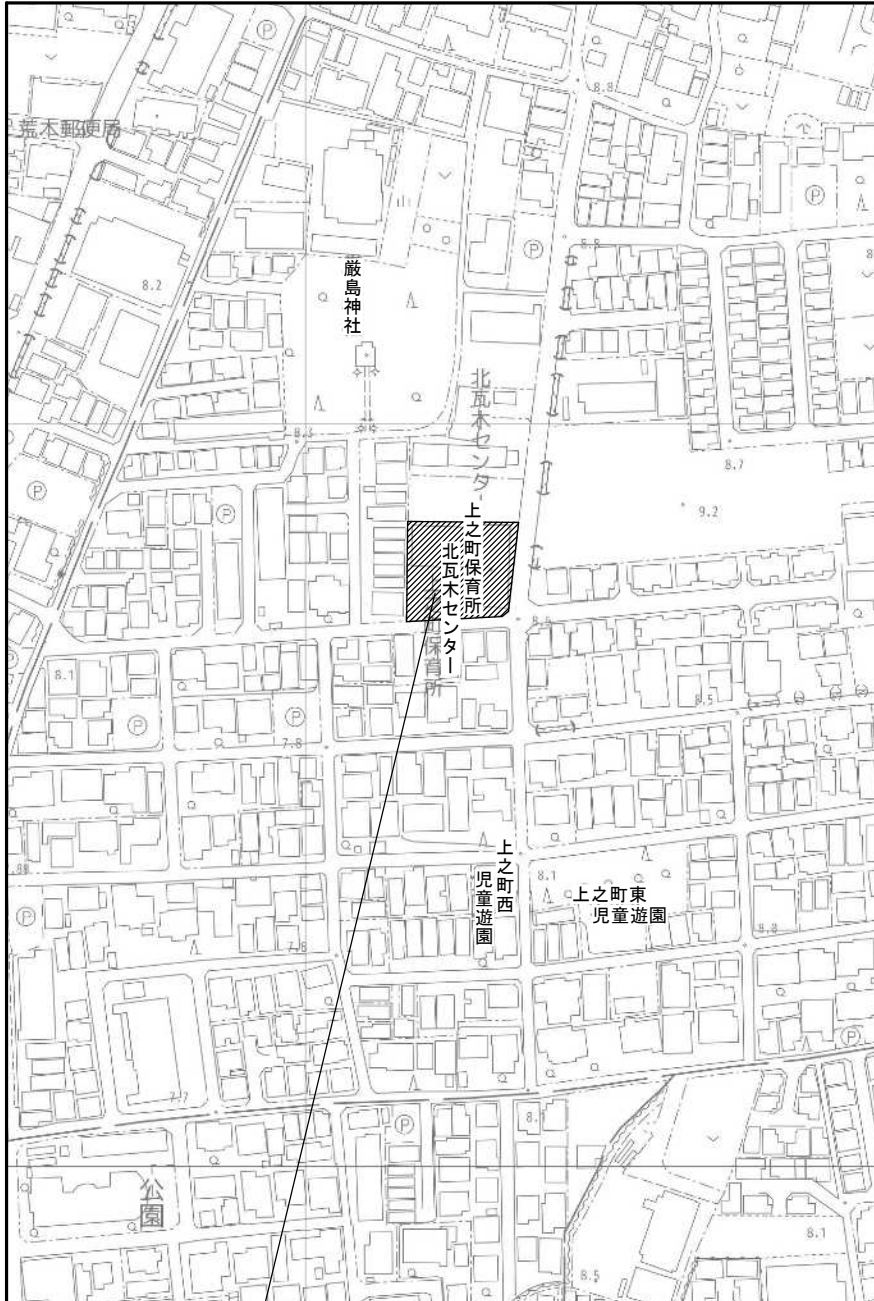
入札結果表

令和5年3月17日 開札、入札参加資格の審査後に令和5年3月23日 一般競争入札により決定		
名 称 上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事		
予 定 価 格 金202,070千円（入札書比較価格 金183,700千円）		
最低制限価格 金183,242千円（最低制限比較価格 金166,583千円）		
入 札 者	入札価格（単位：千円）	備 考
株式会社 松田組	169,800	落 札
株式会社 巨勢工務店	184,000	
三日月建設 株式会社	194,775	
株式会社 平塚工務店	198,888	

契約業者経歴表

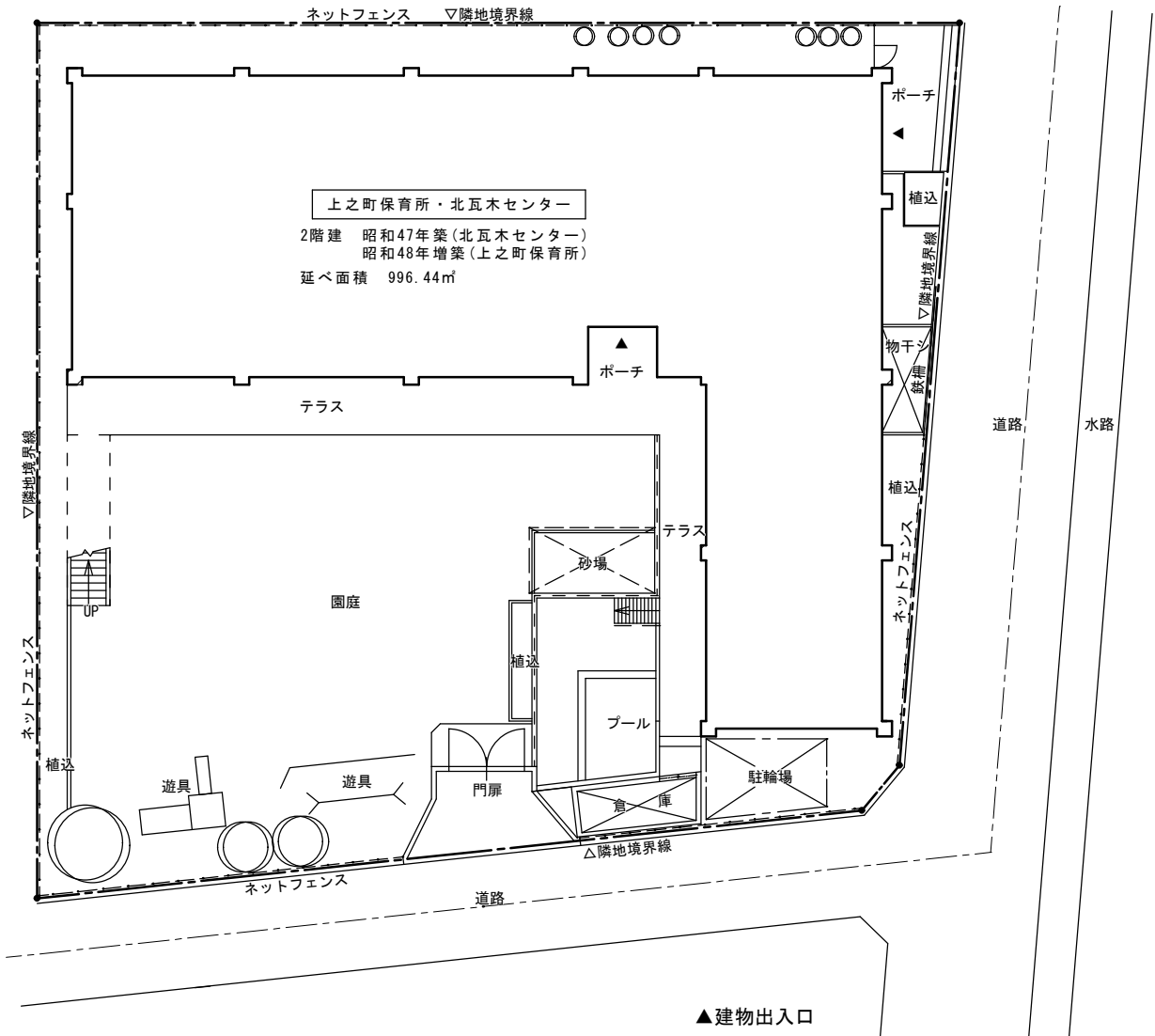
(単位：千円)

1 業 者 名	株式会社 松田組	
2 資 本 金	72,000	
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1,482,399
	土木一式工事	976,286
	その他一式工事	1,280
	計	2,459,965
4 本市以外の 主要工事	もりのおと小規模保育園新築工事	109,400
	雲雀丘花屋敷運輸ビル寝室他設備改良工事のうち建築工事	94,000
	六甲変電所耐震補強工事のうち建築工事	117,700
	南茨木阪急ビル解体に伴う南茨木駅橋上駅舎耐震性能維持工事のうち建築工事	40,700
5 本市に対する 主要工事	市営住宅上ヶ原七番町2号棟外壁改修他工事	83,600
	生瀬小学校体育館・特別教室棟大規模改修他建築工事	103,400
	市営住宅池田町外壁改修他工事	160,600
6 現在施 工中の 工事	本市に 対 する 分	津門保育所・津門児童館改築工事（JV工事比率70%） 621,500 段上小学校大規模改修他工事（JV工事比率70%） 1,306,800
	本市以外 に 対 する 分	該当なし



工事場所：上之町保育所・北瓦木センター
西宮市上之町24-44

0 100m



上之町保育所・北瓦木センター：大規模改修工事/耐震改修工事/アスベスト除去工事/外壁改修工事/防水改修工事/外構改修工事
電気設備/機械設備

上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事 配置図(1/300)

工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 契約の目的	防災行政無線設備更新工事
2 契約金額	金528,220,000円
3 契約の相手方	神戸市垂水区塩屋町6-14-6 株式会社 誠通信工業

(参考)

- (1) 工 期 令和8年3月31日
- (2) 工事場所 西宮市六湛寺町外
- (3) 工事概要 防災行政無線設備更新工事 一式

見積結果表

令和5年4月27日 見積		
名 称 防災行政無線設備更新工事		
予 定 価 格 金528,256千円（見積書比較価格 金480,233千円）		
見 積 者	見積価格（単位：千円）	備 考
株式会社 誠通信工業	480,200	決 定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないとき。）の規定により、
随意契約で決定

契約業者経歴表

(単位：千円)

1 業 者 名	株式会社 誠通信工業	
2 資 本 金	10,000	
3 最近1年間の 完成工事高	電気通信工事	31,600
	計	31,600
4 本市以外の 主要工事	防災行政無線（屋外拡声器）整備その2工事	19,800
	防災行政無線基地局改築工事	95,700
	西脇消防署多可出張所新築工事に伴う消防指令システム等移設工事	9,900
	防災行政無線（屋外拡声器）整備工事	9,790
	防災行政無線（屋外拡声器）整備その2工事	8,624
5 本市に対する 主要工事	防災行政無線屋外拡声子局更新工事	35,090
	防災行政無線移設工事	47,058
	春風公民館防災行政無線改良工事	8,470
	安井小学校防災行政無線更新工事	7,205
6 現在施 工中の 工事	本市に対 する分	該当なし
	本市以外 に対する 分	該当なし

工事名：防災行政無線設備更新工事

図面：位置図(北部)



工事名：防災行政無線設備更新工事

図面：位置図(南部)



工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 契約の目的	市営住宅西宮浜4丁目2号棟外壁改修他工事
2 契約金額	金196,900,000円
3 契約の相手方	西宮市生瀬町1丁目22番12号 株式会社 巨勢工務店

(参考)

- (1) 工 期 令和6年7月26日
- (2) 工事場所 西宮市西宮浜4丁目
- (3) 工事概要 RC造 9階建 延べ面積8,038.36㎡
集会所等附属棟共

入札結果表

令和5年4月27日 開札、入札参加資格の審査後に令和5年5月9日 一般競争入札により決定		
名 称 市営住宅西宮浜4丁目2号棟外壁改修他工事		
予 定 価 格 金213,620千円 (入札書比較価格 金194,200千円)		
最低制限価格 金196,015千円 (最低制限比較価格 金178,196千円)		
入 札 者	入札価格 (単位:千円)	備 考
株式会社 巨勢工務店	179,000	落 札
株式会社 平塚工務店	189,380	
三日月建設 株式会社	198,640	
株式会社 幾章住研		辞 退
株式会社 松田組		辞 退

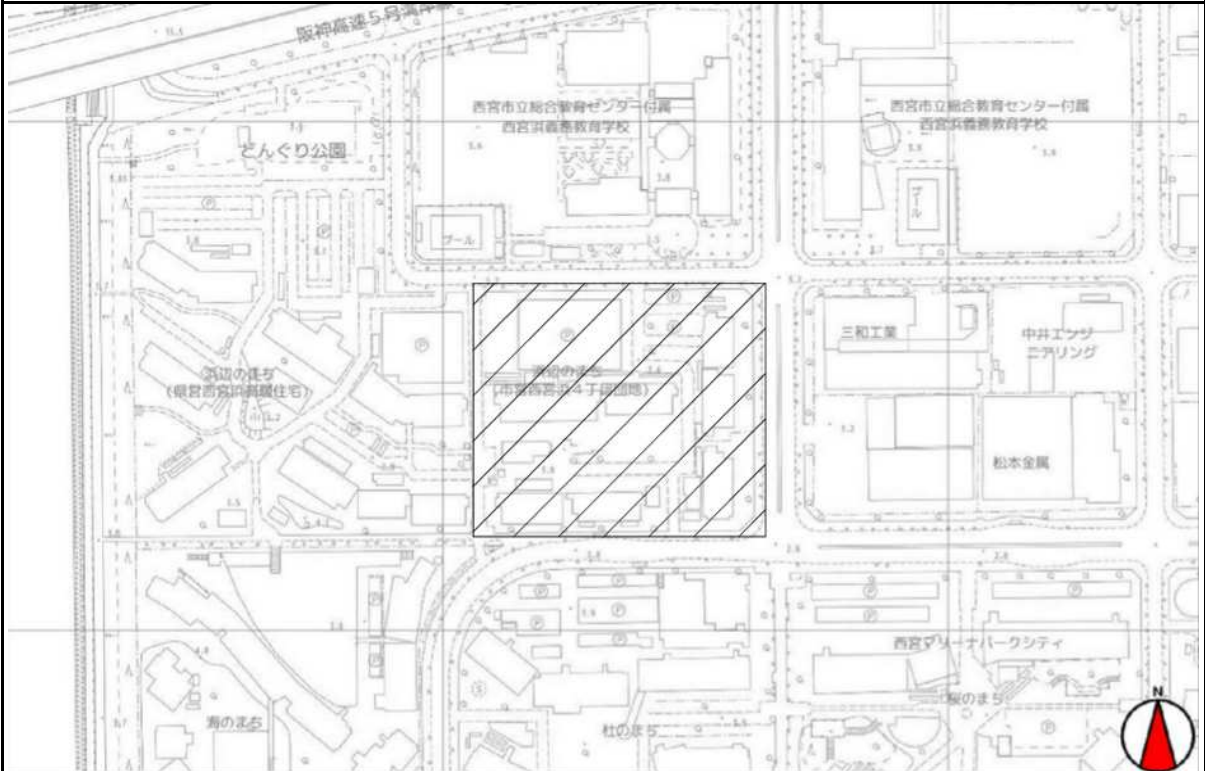
契約業者経歴表

(単位：千円)

1 業 者 名	株式会社 巨勢工務店	
2 資 本 金	80,000	
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1,873,243
	土木一式工事	60,737
	計	1,933,980
4 本市以外の 主要工事	すずかけ台小学校トイレ等改修工事（I期）	108,790
	市立川西南中学校屋外教育施設整備工事 （仮称）ハレリアセグンダ新築工事	108,768 108,790
5 本市に対する 主要工事	市営住宅東鳴尾町1丁目3号棟エレベーター増築他工事	90,750
	南館他3施設間仕切等改修工事	59,290
	小松小学校北棟・教室棟・中棟・南棟・機械室外壁改修他工 事	132,550
	樋ノ口小学校北棟便所改修及び体育館棟他外壁・屋上防水・ 外部建具改修工事	92,290
6 現在施 工中の 工事	本市に対 する分	福祉会館解体工事 95,920 市営住宅西宮浜4丁目1号棟外壁改修他工事 149,600
	本市以外 に対する 分	（仮称）ワコーレ芦屋呉川町計画新築工事 838,200

工事名：市営住宅西宮浜4丁目2号棟外壁改修他工事

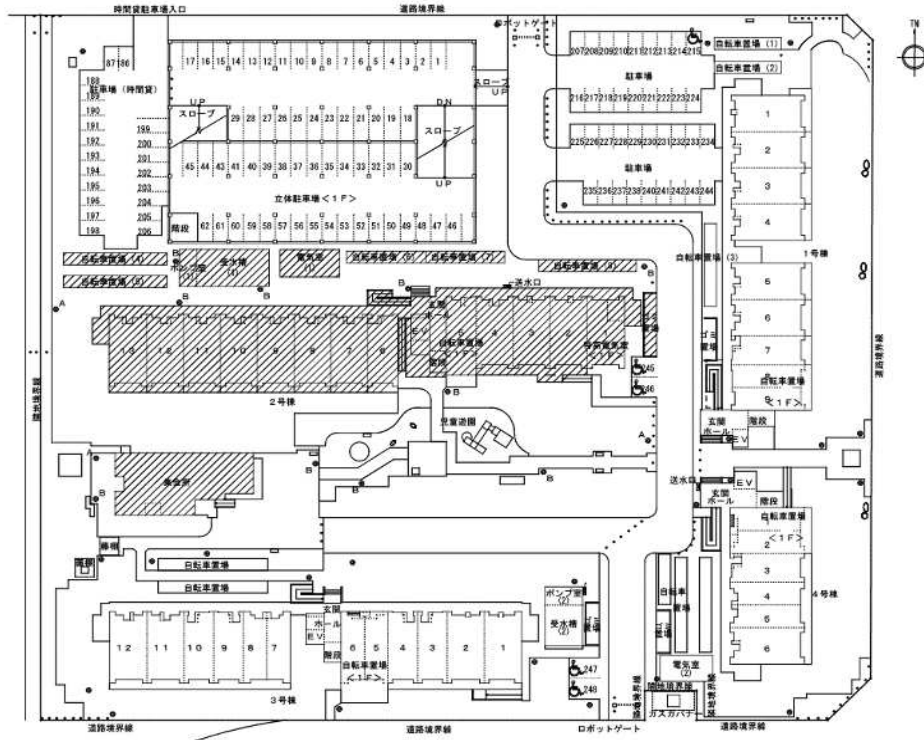
図面：附近見取図



工事場所：西宮市西宮浜4丁目5

工事名：市営住宅西宮浜4丁目2号棟外壁改修他工事

図面：配置図



工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 契約の目的	甲武中学校長寿命化改修他工事
2 契約金額	金1,304,600,000円
3 契約の相手方	西宮市東町1丁目10番27号 三日月建設・国松工務店 特定建設工事共同企業体

(参考)

- (1) 工期 令和8年1月30日
- (2) 工事場所 西宮市樋ノ口町1丁目
- (3) 工事概要 北棟長寿命化改修工事 (RC造4階建、延べ面積6,008㎡)
南棟長寿命化改修工事 (RC造3階建、延べ面積2,173㎡)
体育館棟長寿命化改修工事 (RC造2階建、延べ面積2,180㎡)
附属棟・外構改修工事
給水設備改修工事

入札結果表

令和5年3月10日 開札、落札者なしのため、随意契約（8号）により交渉、同日決定				
名 称	甲武中学校長寿命化改修他工事			
予 定 価 格	金1,304,600千円（入札書比較価格 金1,186,000千円）			
調査基準価格	金1,196,728千円（調査基準比較価格 金1,087,935千円）			
失格基準価格	金1,118,967千円（失格基準比較価格 金1,017,243千円）			
入 札 者	入札価格（単位：千円）		打 切 後 随意契約	備 考
	1回目	2回目		
三日月建設・国松工務店 特定建設工事共同企業 体	1,280,000	1,255,000	1,186,000	決 定
新井組・安武建設 特定 建設工事共同企業体	1,380,000			辞 退

契約業者経歴表

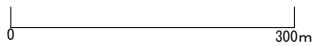
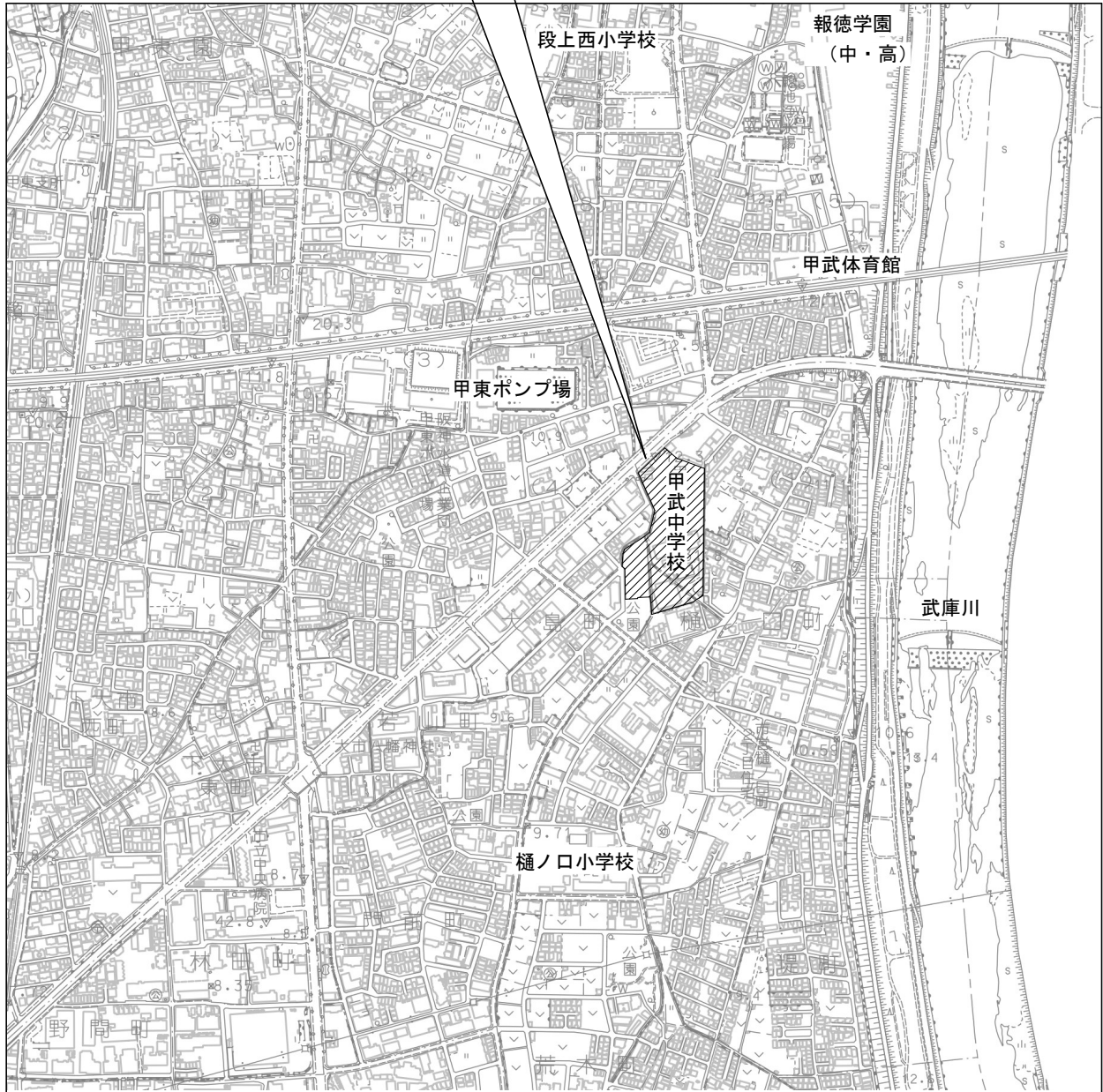
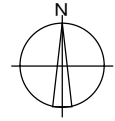
(単位：千円)

1 業 者 名	三日月建設 株式会社		
2 資 本 金	50,000		
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1,855,428	
	土木一式工事	1,000	
	その他工事	5,462	
	計	1,861,890	
4 本市以外の 主要工事	阪神競馬場田近野舎宅新築工事	398,200	
	瓦林クリニックビル新築工事	138,400	
	ドリームセブン障害福祉施設新築工事	114,000	
	甲子園大学8号館解体工事	118,800	
5 本市に対する 主要工事	高木小学校南棟・体育館棟長寿命化改修工事（JV工事比率70%）	643,566	
	甲東小学校北東棟大規模改修工事	260,678	
	浜甲子園保育所新築工事	314,600	
	学文中学校北棟・南棟他外壁改修他工事	114,154	
6 現在施 工中の 工事	本市に 対 する 分	甲陽園小学校長寿命化改修他工事（JV工事比率70%） 1,540,000	
	本市以外 に対する 分	M様邸新築工事	100,000
		堀整骨院外壁改修工事	13,175
		園田競馬場騎手調整ルーム耐震他改修工事	264,500
		甲子園大学本館1・2階便所改修工事	20,300
		枝川浄化センター沈砂池ポンプ棟改築工事	26,671

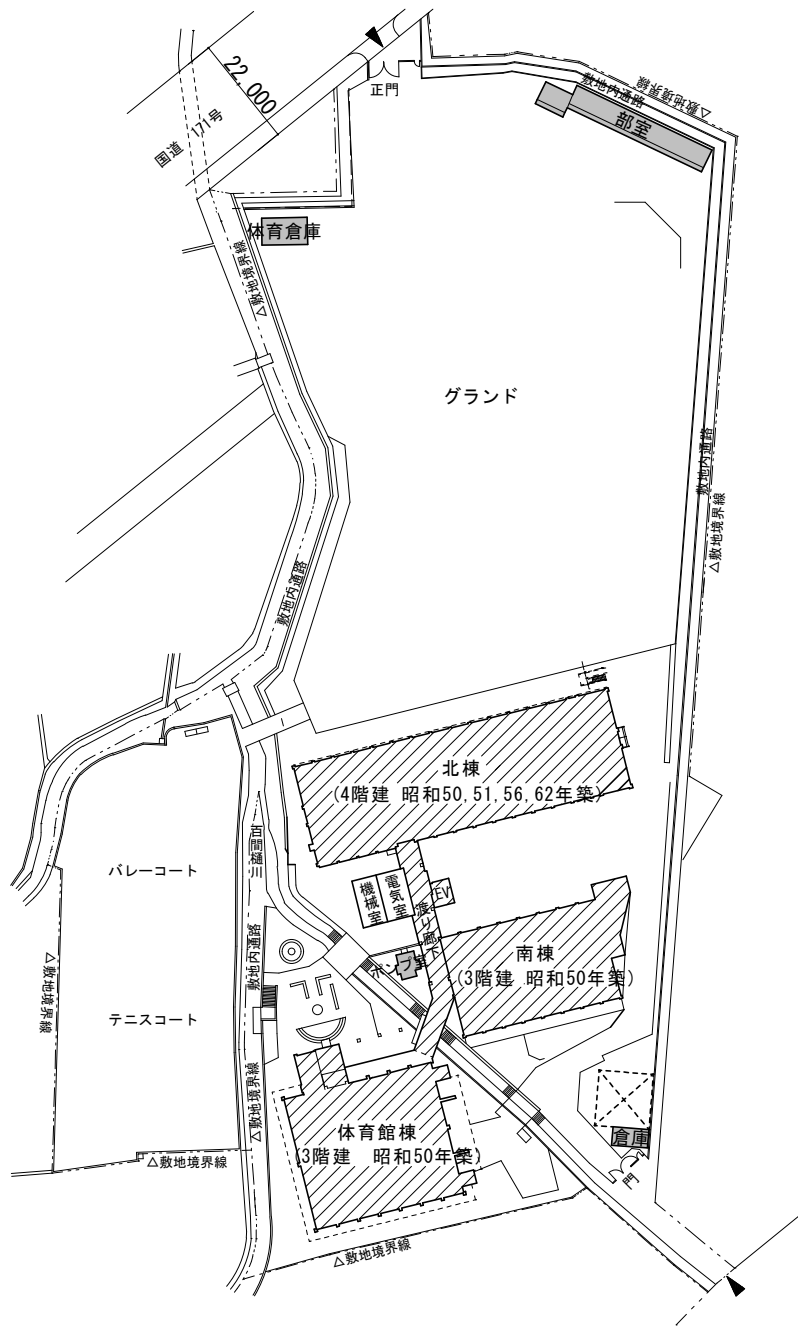
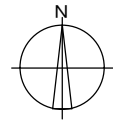
(単位：千円)



1 業 者 名	株式会社 国松工務店		
2 資 本 金	21,600		
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	432,865	
	計	432,865	
4 本市以外の 主要工事	Y様邸新築工事	25,103	
	M様邸増改築工事	21,934	
	大阪府門真市大橋町2号地	17,656	
	大阪府門真市大橋町7号地	17,366	
5 最近3年間の 本市に対する 主要工事	大阪府門真市大橋町5号地	16,210	
	高木小学校南棟・体育館棟長寿命化改修工事（JV工事比率30%）	643,566	
6 現在施 工中の 工 事	本市に對 する分	甲陽園小学校長寿命化改修他工事（JV工事比率30%） 1,540,000	
	本市以外 に對する 分	三友生コン事務所棟及び試験棟改修工事	18,770
		茨木市西太田町プロジェクト	13,129
		N様邸新築工事	7,759
		A様邸新築工事	6,731
	A様邸外部改装工事	1,500	

工事場所：西宮市立甲武中学校
兵庫県西宮市樋ノ口町1-7-55



甲武中学校長寿命化改修他工事 付近見取図 (1/8000)



-  長寿命化改修工事(外壁・外部建具・内装・電気設備・機械設備)
※ただし、南棟、体育館棟は外壁を除く
-  その他工事

甲武中学校長寿命化改修他工事 配置図(1/1200)

工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 契約の目的	安井小学校運動場他整備工事
2 契約金額	金247,016,000円
3 契約の相手方	大阪市鶴見区横堤4丁目24番8号 株式会社 運動施設

(参考)

(1) 工期 令和7年1月31日

(2) 工事場所 西宮市安井町外

(3) 工事概要 運動場

敷地造成工 擁壁工 構造物撤去工 公園施設撤去工

仮設工 公園土工 植栽工 給水設備工 雨水排水設備工

汚水排水設備工 電気設備工 園路広場整備工 修景施設整備工

遊戯施設整備工 サービス施設整備工 管理施設整備工

グラウンド・コート施設整備工

体育館

敷地造成工 擁壁工 構造物撤去工 公園施設撤去工

仮設工 植栽工 公園土工 雨水排水設備工

園路広場整備工 管理施設整備工

南側道路

道路土工 構造物撤去工 仮設工 舗装工 排水構造物工

縁石工 防護柵工 区画線工 道路植栽工

東側道路

道路土工 構造物撤去工 仮設工 舗装工 排水構造物工

縁石工 標識工 防護柵工 区画線工

入札結果表

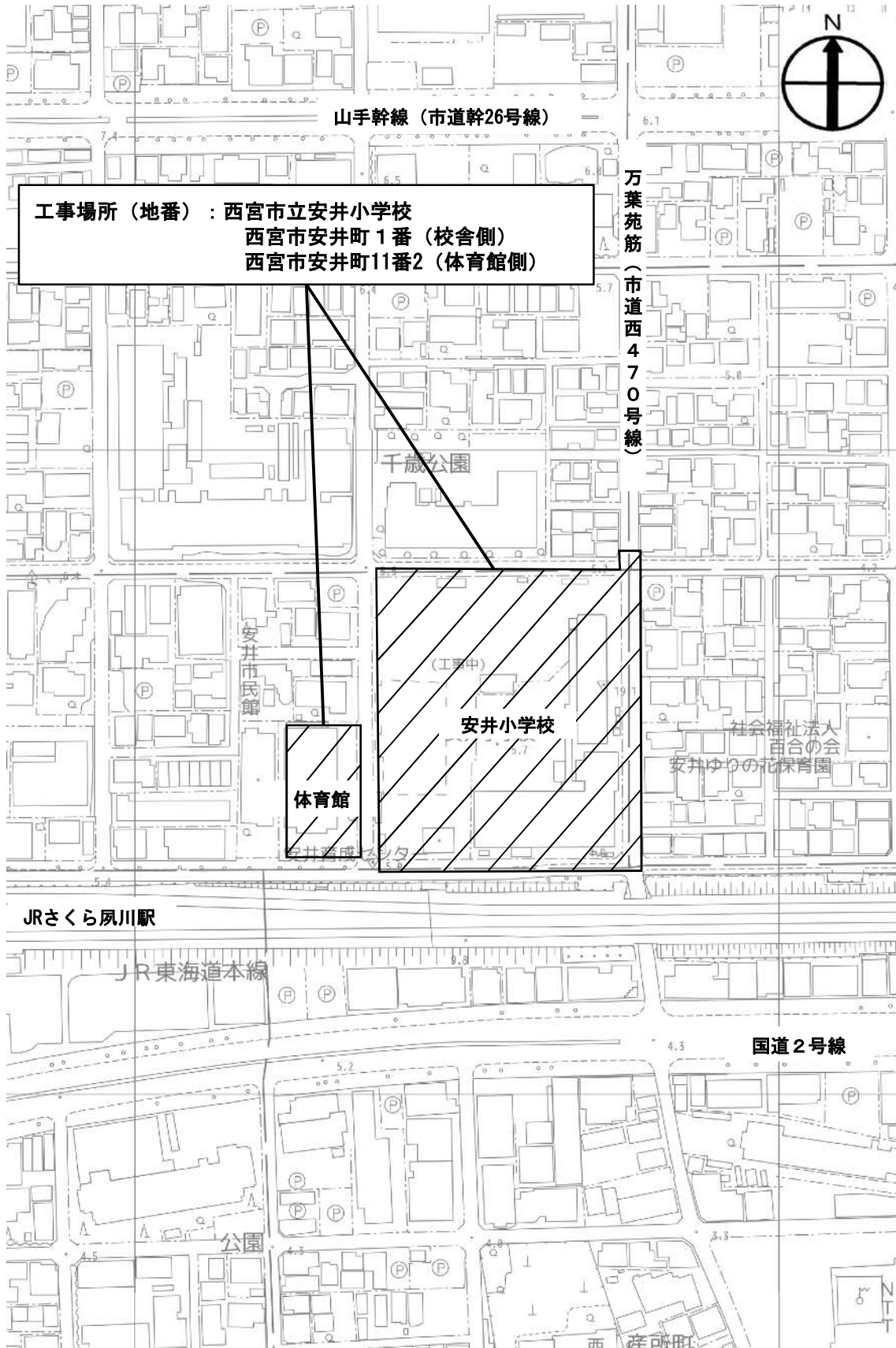
令和5年3月17日 開札、同日 施工能力評価型総合評価落札方式により決定				
名 称	安井小学校運動場他整備工事			
予 定 価 格	金269,546千円 (入札書比較価格 金245,042千円)			
調査基準価格	金242,019千円 (調査基準比較価格 金220,017千円)			
失格基準価格	金227,272千円 (失格基準比較価格 金206,611千円)			
入 札 者	技術評価点 (A)	入札価格 (単位:億円) (B)	評価値 (A) / (B)	備 考
株式会社 運動施設	100.400	2.24	44.710	落 札
株式会社 スポーツテクノ和 広 神戸営業所	101.000	2.27	44.493	
阪神園芸 株式会社	100.800	2.27	44.230	
株式会社 大成スポーツ施設	101.400	2.50	40.560	
青野スポーツ施設 株式会社 神戸支店	100.900	2.49	40.464	
京都体育施設 株式会社				辞 退
株式会社 タイキ	101.700	1.99	50.926	失 格
長谷川体育施設 株式会社 兵庫営業所	100.600	2.39	41.918	無 効

評価値は小数第4位を四捨五入

契約業者経歴表

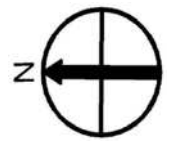
(単位：千円)

1 業 者 名	株式会社 運動施設	
2 資 本 金		39,710
3 最近1年間の 完成工事高	土木工事	39,111
	舗装工事	228,581
	造園工事	252,861
	とび・土工工事	62,772
	その他工事	6,851
	計	590,176
4 本市以外の 主要工事	水ロススポーツの森陸上競技場第3種公認更新工事	39,065
	皇子山総合運動公園陸上競技場改修工事	221,177
	浜寺公園中央花壇周辺改修工事	245,525
	西山台第1公園外遊具改修工事	31,114
	水無瀬川緑地公園複合遊具改修工事	10,470
5 最近3年間の 本市に対する 主要工事	西宮浜総合公園大型遊具設置工事	39,372
	西宮高等学校グラウンド改修工事	8,676
6 現在施 工中の 工事	本市に対 する分	該当なし
	本市以外 に対する 分	令和4年度扇町公園事務所管内街路樹維持工事 80,848 むかひやま公園体育館人工芝張替工事 11,500

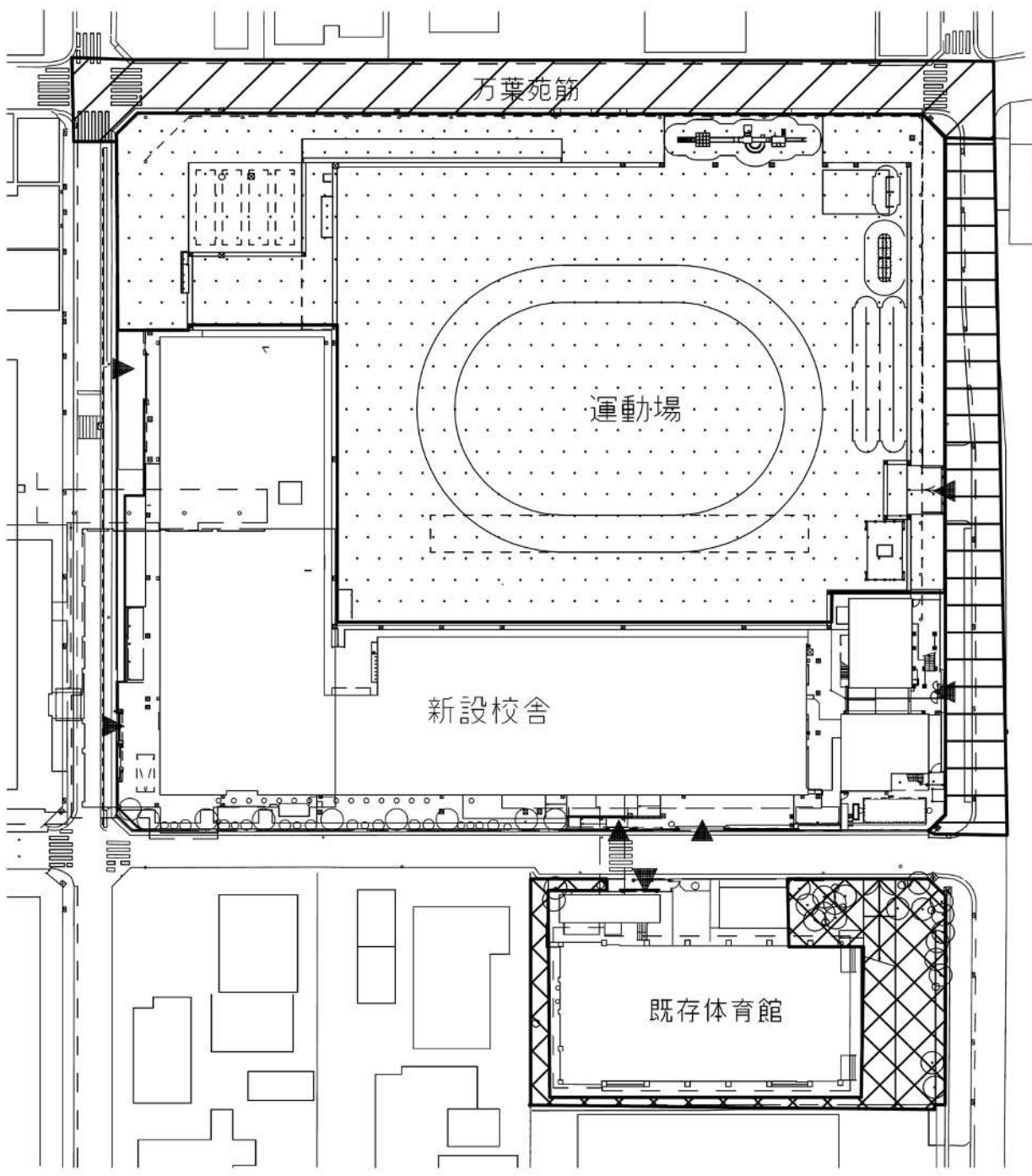


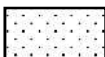


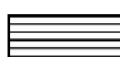
工事場所（地番）：西宮市立安井小学校
 西宮市安井町1番（校舎側）
 西宮市安井町11番2（体育館側）

安井小学校運動場他整備工事 付近見取図



JR東海道本線



- | | | | |
|---|------|---|------|
|  | 運動場 |  | 体育館 |
|  | 東側道路 |  | 南側道路 |

安井小学校運動場他整備工事 配置図

工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 契約の目的	西宮市西部工場解体工事
2 契約金額	金872,300,000円
3 契約の相手方	神戸市中央区海岸通4番地（新明海ビル内） 株式会社 鴻池組 神戸支店

(参考)

- (1) 工 期 令和7年3月31日
- (2) 工事場所 西宮市浜松原町
- (3) 工事概要 ごみ焼却施設の解体工事
施設規模：240t／24h（120t／24h×2炉）

入札結果表

令和5年4月12日 開札、同日 総合評価一般競争入札により決定				
名 称 西宮市西部工場解体工事				
予 定 価 格 金1,355,200千円 (入札書比較価格 金1,232,000千円)				
入 札 者	技術評価点 (A)	入札価格 (単位：円) (B)	評価値 { (A) / (B) } × 10 ⁹	備 考
株式会社 鴻池組 神戸支店	105.66	793,000,000	133.240	落 札
東急建設 株式会社 関西支店	106.17	845,000,000	125.644	
株式会社 ピーエス三菱 神戸営業所	101.33	1,013,000,000	100.029	

評価値は小数第3位まで表記

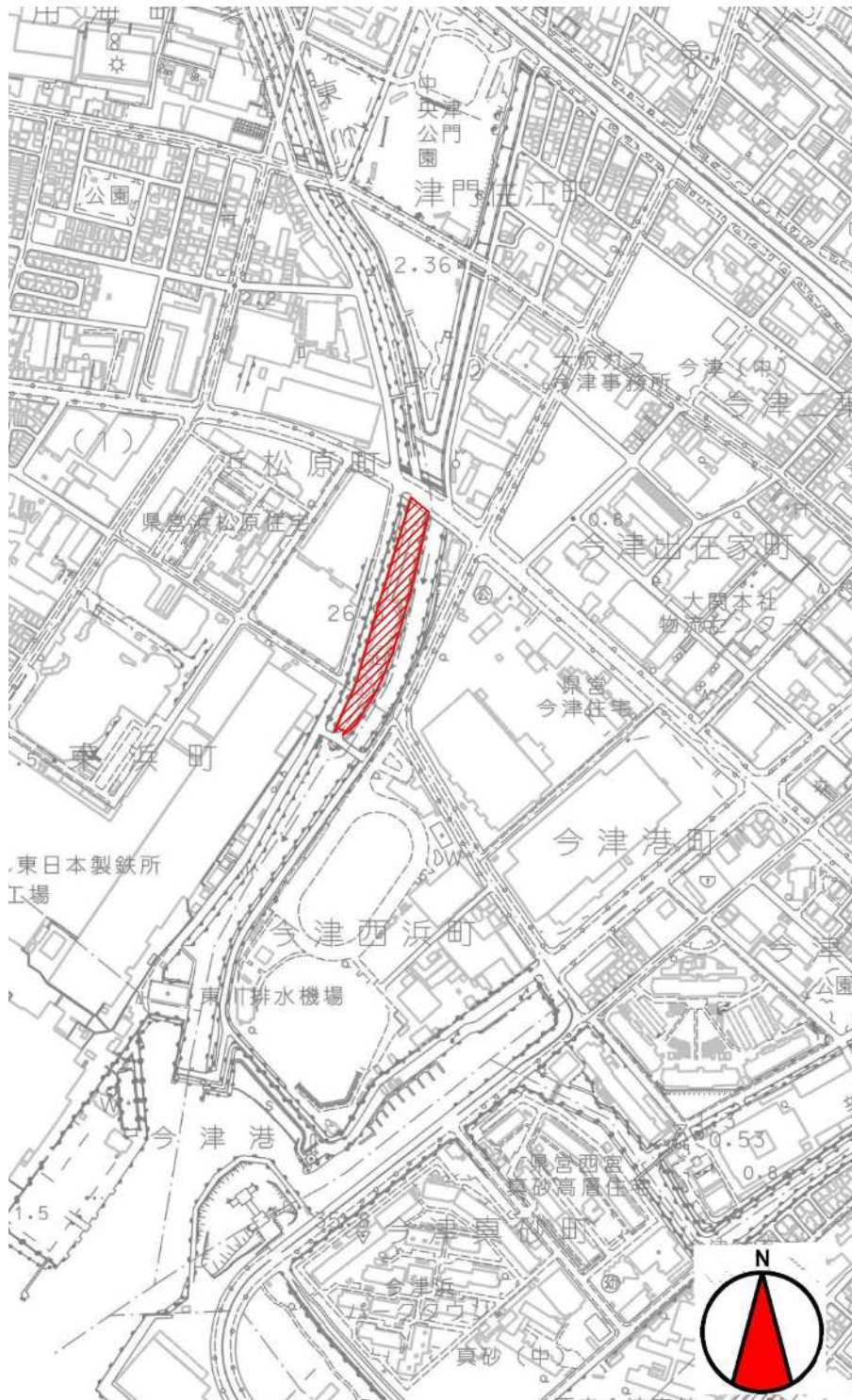
契約業者経歴表

(単位：千円)

1 業 者 名	株式会社 鴻池組	
2 資 本 金	5, 3 5 0, 0 0 0	
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1 5 3, 8 1 0, 6 5 5
	土木一式工事	6 5, 8 4 6, 4 8 7
	その他工事	1 2, 1 7 4, 9 0 8
	計	2 3 1, 8 3 2, 0 5 0
4 最近3年間の 本市以外の 主要工事	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所等一元化施設整備 工事（JV工事比率70%）	1 1, 9 8 3, 1 9 1
	旧大阪府立成人病センター病院棟他第1期撤去工事（JV工 事比率70%）	3, 0 2 5, 7 2 0
	大阪南港トラックターミナル新棟建設その他工事	1, 3 0 9, 1 4 5
	名塩道路 城山トンネル工事	3, 3 2 3, 8 9 2
	東播用水二期農業水利事業中央幹線水路（2号トンネル他） 改修工事	8 7 5, 6 0 0
5 最近3年間の 本市に対する 主要工事	該当なし	
6 現在施 工中の 工事	本市に対 する分	該当なし
	本市以外 に対する 分	吹田市北部消防庁舎等複合施設建設工事（JV工事比率70 %） 7, 4 5 3, 1 0 0 寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事 6, 9 8 5, 0 0 0 未来ICT研究所18棟改修工事 1, 5 4 4, 0 0 0 淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－1（JV工事比率5 0%） 9, 3 3 8, 5 0 0 名塩道路城山地区切土工事 2, 4 1 5, 0 0 0

西宮市西部工場解体工事

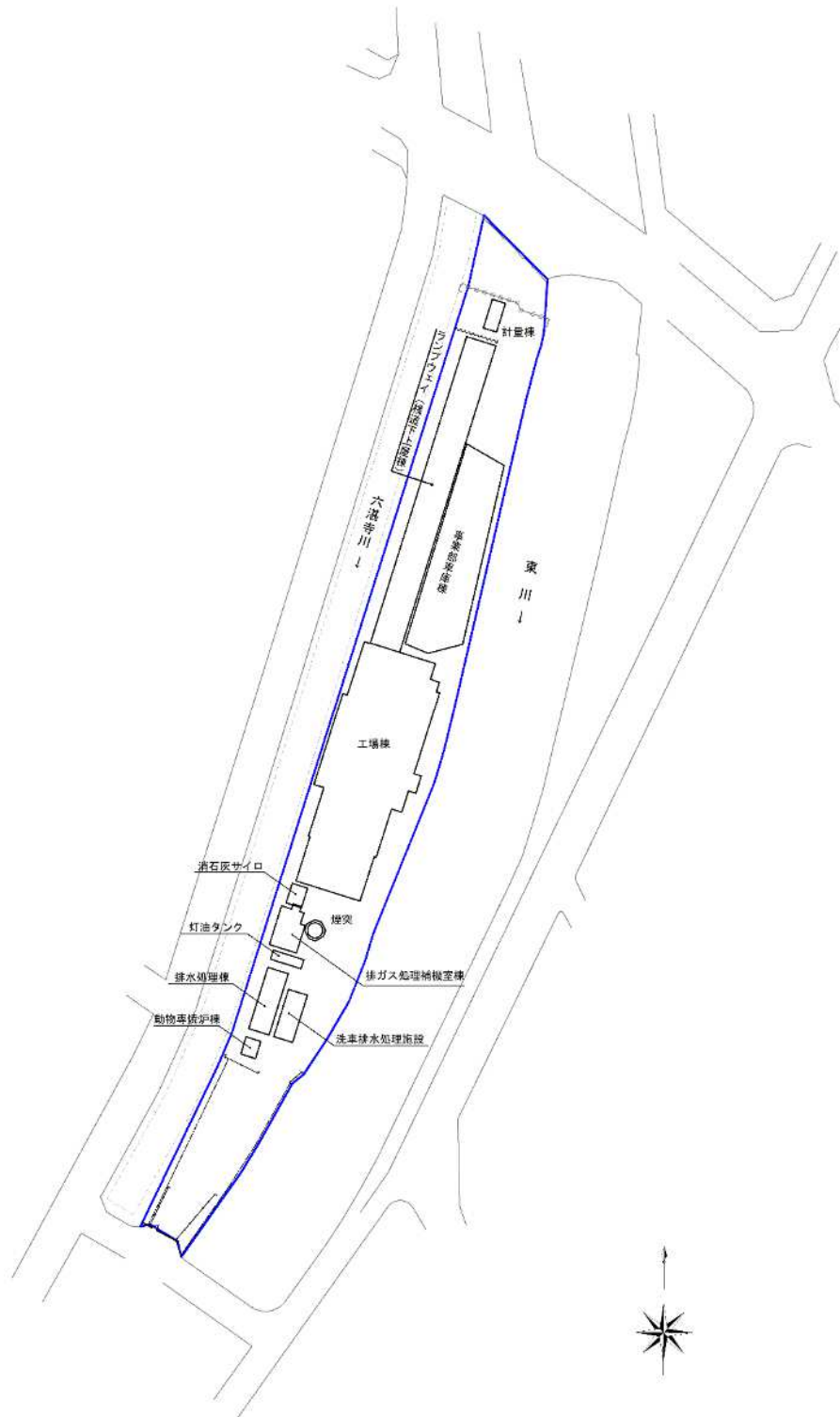
付近見取図



工事場所：兵庫県西宮市浜松原町3番1号他

西宮市西部工場解体工事

配置図



工事場所：兵庫県西宮市浜松原町3番1号他

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定に基づき、次の事件を専決処分する。

専決第44号	令和5年2月20日
専決第45号	令和5年2月21日
専決第46号	令和5年2月24日
専決第47号	令和5年3月22日
専決第48号	令和5年3月28日
専決第49号	令和5年3月28日
専決第51号	令和5年3月31日
専決第2号	令和5年4月7日
専決第3号	令和5年4月11日
専決第5号	令和5年4月28日

和解に係る専決処分（指定事項第1号該当）

専決年月日	令和5年2月20日
専決番号	第44号
相手方	***** * * *****
事件の概要	令和3年8月17日午後7時頃、西宮市相生町2先市道幹第20号線において、相手方が歩行していたところ、雨で濡れていた滑り止め加工が剥がれたマンホールに滑って転倒し、負傷したもの。
和解の要旨	相手方の慰謝料等（1,064,077円）の70パーセントを市が、30パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和5年2月21日
専決番号	第45号
相手方	***** * * * *****
事件の概要	令和4年10月8日午前10時頃、西宮市久保町9-20久保公園において、遊具下に敷設している人工芝の段差につまずいた相手方が遊具に衝突し、負傷したもの。
和解の要旨	相手方の慰謝料等（32,730円）の80パーセントを市が、20パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和5年4月28日
専決番号	第5号
相手方	***** *****
事件の概要	令和5年1月13日午後2時16分頃、西宮市六湛寺町10-3先において、アクタ西宮ステーションの車両（軽貨物車）が交差点で停車していたところ、前方の相手方車両（乗用車）が後進してきたため、これを避けようとハンドルを切ったが、避けきれず、相手方車両が市車両に接触し、両車両が破損したものの。
和解の要旨	相手方車両の修理費（74,366円）及び市車両の修理費（140,360円）の10パーセントを市が、90パーセントを相手方が負担する。

損害賠償の額の決定に係る専決処分（指定事項第2号該当）

専決年月日	令和5年3月22日
専決番号	第47号
相手方	***** ****
事件の概要	令和5年1月25日午前9時6分頃、*****において、美化第2課の車両（塵芥車）が走行していたところ、路面が凍結していたため横滑りし、相手方門扉等に接触し、これを破損したものの。
損害賠償の額	門扉修理費等 980,000円

専決年月日	令和5年3月28日
専決番号	第48号
相手方	***** ****
事件の概要	令和5年3月9日午前9時40分頃、*****において、美化第2課の車両（塵芥車）が収集したごみを圧縮粉碎した際に、ごみの中に入っていたケチャップが飛散し、相手方車両（乗用車）を汚損したものの。
損害賠償の額	洗車費用 3,300円

専決年月日	令和5年3月28日
専決番号	第49号
相手方	***** ****
事件の概要	令和5年3月9日午前9時40分頃、*****において、美化第2課の車両（塵芥車）が収集したごみを圧縮粉砕した際に、ごみの中に入っていたケチャップが飛散し、相手方車両（軽乗用車）を汚損したものの。
損害賠償の額	洗車費用 3,300円

専決年月日	令和5年3月31日
専決番号	第51号
相手方	***** ****
事件の概要	令和4年11月28日午前10時10分頃、西宮市上大市1丁目11-18において、美化第2課の車両（塵芥車）が左折しようとしたところ、相手方花壇に接触し、これを破損したものの。
損害賠償の額	花壇修理費 44,000円

専決年月日	令和5年4月7日
専決番号	第2号
相手方	***** ****
事件の概要	*****において、高座第1公園内の樹木の根が相手方敷地に侵入し、住宅ブロック塀を破損したものの。
損害賠償の額	住宅ブロック塀修理費 990,000円

専決年月日	令和5年4月11日
専決番号	第3号
相手方	***** ****
事件の概要	令和5年2月28日午前10時頃、*****において、美化第2課の車両（塵芥車）が収集したごみを圧縮粉碎した際に、ごみの中に入っていた食用油が飛散し、相手方住宅を汚損したものの。
損害賠償の額	洗浄費用等 178,200円

工事変更契約に係る専決処分（指定事項第3号該当）

専決年月日	令和5年2月24日
専決番号	第46号
議決番号	第359号（令和3年3月23日議決）
工事名称	安井小学校改築工事
工事場所	西宮市安井町
変更内容	契約金額「2,865,590,819円」を 「2,865,333,548円」とする。
契約の相手方	西宮市池田町12番20号 新井組・安武建設 特定建設工事共同企業体

(参考)

○契約変更理由

屋上緑化の自動灌水装置及び外構計画の変更等により減額となるため。

一般財団法人西宮市都市整備公社の経営状況を説明する書類提出の件

地方自治法第243条の3第2項の規定により一般財団法人西宮市都市整備公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

一般財団法人 西宮市都市整備公社
令和4年度 事業報告書

I 自主事業

1 飲食事業者、都市整備公社事務所等が設置された西宮浜産業交流会館の管理運営及び賃貸を行った。

2 甲子園浜海浜公園便益施設、サーファー施設の管理及びJ R西宮駅南公共駐車場建物の一部貸付を行った。

3 駐車場事業

公共駐車場として、西宮浜産業交流会館駐車場等5箇所（収容台数：544台）の管理運営を行った。

駐 車 場 名	収容台数	駐 車 料 金 (円)
西宮浜産業交流会館駐車場	93	12,708,300
J R西宮駅南公共駐車場	153	26,598,000
甲子園浜海浜公園駐車場	205	10,594,200
今津浜公園駐車場	93	5,065,210
合 計	544	54,965,710

※1 甲子園浜海浜公園駐車場は東西2駐車場。

※2 J R西宮駅南公共駐車場については、株式会社イーエスプランニングに管理運営を委託し、賃料収入を得ている。

4 西宮浜産業交流会館事業

西宮浜産業交流会館事業として、ホール及び4会議室の貸室事業とテニススクール事業並びに貸テニスコート事業を行った。

会議室利用状況

区 分	回 数	使用料(円)
ホ ール	116	651,000
A会議室	88	67,800
B会議室	188	119,800
C会議室	173	369,200
D会議室	19	41,250
合 計	584	1,249,050

テニスコート利用状況

区 分	時 間	使用料(円)
一般利用	5,976	8,997,600
テニススクール	-	4,367,596
合 計	-	13,365,196

※ 午前・午後・夜間それぞれ1回とする。

II 受託事業

斎場事業

西宮市からの委託により、指定管理者として満池谷斎場の管理運営及び市営葬儀業務を行った。

区 分		件数・台数	区 分		件数・本数
葬儀等	納 棺	548	葬祭用品	棺 箱	547
	司 会	34		写 真	317
	そ の 他	539		そ の 他	6,632
	計	1,121		計	7,496
葬儀車両	霊 柩 車	32	備品貸付	提 灯	3
	マイクロバス	91		マ イ ク	27
	寝 台 車	559		計	30
	計	682		片 道	7
葬具利用	桜 飾	98	利用	往 復	334
	松 飾	2		計	341
	竹 飾	188		斎場利用	斎場・和室
	梅 飾	0	和 室 の み		234
	神 式	5	計		400
	キリスト式飾	0			
	飾付なし	269			
	計	562			

III 特定寄付

公益目的支出計画の対象事業として、西宮市に100万円の寄付を行った。

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	2,927,625	2,813,792	113,833
基本財産受取利息	2,927,625	2,813,792	113,833
② 事業収益	220,214,578	245,765,169	△ 25,550,591
事業収益	69,579,956	74,930,789	△ 5,350,833
受託事業収益	125,613,344	140,596,816	△ 14,983,472
家賃収益	25,021,278	30,237,564	△ 5,216,286
③ 受取補助金等	23,458,046	23,330,425	127,621
受取地方公共団体補助金	14,189,561	14,061,940	127,621
受取補助金等振替額	9,268,485	9,268,485	0
④ 受取負担金	10,860,506	8,011,653	2,848,853
受取負担金	10,860,506	8,011,653	2,848,853
⑤ 雑収益	2,597,728	2,833,539	△ 235,811
運用財産利息収益	0	2,393	△ 2,393
受取利息	0	233,865	△ 233,865
雑収益	2,597,728	2,597,281	447
⑥ 引当金取崩益	4,623,585	848,535	3,775,050
退職給付引当金取崩益	3,771,930	0	3,771,930
賞与引当金取崩益	846,300	848,000	△ 1,700
貸倒引当金取崩益	5,355	535	4,820
経常収益計	264,682,068	283,603,113	△ 18,921,045
(2) 経常費用			
① 事業費	277,970,206	292,322,859	△ 14,352,653
報酬	54,884,485	62,590,169	△ 7,705,684
退職給付費用	1,372,000	983,970	388,030
法定福利費	8,297,593	8,990,319	△ 692,726
厚生費	159,253	191,223	△ 31,970
通信運搬費	1,273,029	1,467,977	△ 194,948
消耗什器備品費	947,650	431,111	516,539
消耗品費	23,948,142	25,079,748	△ 1,131,606
修繕費	17,741,298	14,105,977	3,635,321
印刷製本費	104,766	173,849	△ 69,083
燃料費	572,379	567,656	4,723
光熱水料費	16,602,042	13,112,423	3,489,619
使用料及び賃借料	30,379,740	33,487,497	△ 3,107,757
保険料	1,931,205	2,075,123	△ 143,918
租税公課	16,086,450	17,040,546	△ 954,096
支払負担金	3,231,411	2,673,274	558,137
支払寄付金	1,000,000	1,000,000	0
委託費	52,743,445	61,598,512	△ 8,855,067
手数料	510,953	726,917	△ 215,964
雑費	347,280	495,127	△ 147,847
貸倒引当金繰入	0	5,355	△ 5,355
減価償却費	45,217,485	44,931,886	285,599
賞与引当金繰入	619,600	594,200	25,400

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
② 管理費	16,585,709	17,100,210	△ 514,501
報酬	4,878,474	5,459,072	△ 580,598
法定福利費	905,570	872,548	33,022
厚生費	75,241	31,724	43,517
通信運搬費	21,036	33,663	△ 12,627
消耗什器備品費	99,550	0	99,550
消耗品費	34,903	43,147	△ 8,244
修繕費	0	3,163	△ 3,163
印刷製本費	3,028	215	2,813
燃料費	4,003	4,892	△ 889
光熱水料費	63,420	75,776	△ 12,356
使用料及び賃借料	276,240	351,171	△ 74,931
保険料	8,895	15,007	△ 6,112
租税公課	435,735	415,477	20,258
支払負担金	9,268,136	9,202,457	65,679
委託費	251,214	314,108	△ 62,894
手数料	10,164	25,690	△ 15,526
賞与引当金繰入	250,100	252,100	△ 2,000
経常費用計	294,555,915	309,423,069	△ 14,867,154
当期経常増減額	△ 29,873,847	△ 25,819,956	△ 4,053,891
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外費用			
① 固定資産除却費	1	1	0
車両運搬具除却費	1	0	1
什器備品除却費	0	1	△ 1
経常外費用計	1	1	0
当期経常外増減額	△ 1	△ 1	0
当期一般正味財産増減額	△ 29,873,848	△ 25,819,957	△ 4,053,891
一般正味財産期首残高	1,397,232,317	1,423,052,274	△ 25,819,957
一般正味財産期末残高	1,367,358,469	1,397,232,317	△ 29,873,848
II 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額	9,268,485	9,268,485	0
一般正味財産への振替額	9,268,485	9,268,485	0
当期指定正味財産増減額	△ 9,268,485	△ 9,268,485	0
指定正味財産期首残高	860,022,380	869,290,865	△ 9,268,485
指定正味財産期末残高	850,753,895	860,022,380	△ 9,268,485
III 正味財産期末残高	2,218,112,364	2,257,254,697	△ 39,142,333

正味財産増減計算書内訳表
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	2,927,625	2,927,625
基本財産受取利息	0	0	2,927,625	2,927,625
② 事業収益	0	220,214,578	0	220,214,578
事業収益	0	69,579,956	0	69,579,956
受託事業収益	0	125,613,344	0	125,613,344
家賃収益	0	25,021,278	0	25,021,278
③ 受取補助金等	0	9,268,485	14,189,561	23,458,046
受取地方公共団体補助金	0	0	14,189,561	14,189,561
受取補助金等振替額	0	9,268,485	0	9,268,485
④ 受取負担金	0	10,860,506	0	10,860,506
受取負担金	0	10,860,506	0	10,860,506
⑤ 雑収益	0	2,384,890	212,838	2,597,728
雑収益	0	2,384,890	212,838	2,597,728
⑥ 引当金取崩益	0	4,371,485	252,100	4,623,585
退職給付引当金取崩益	0	3,771,930	0	3,771,930
賞与引当金取崩益	0	594,200	252,100	846,300
貸倒引当金取崩益	0	5,355	0	5,355
経常収益計	0	247,099,944	17,582,124	264,682,068
(2) 経常費用				
① 事業費	1,000,000	276,970,206	0	277,970,206
報酬	0	54,884,485	0	54,884,485
退職給付費用	0	1,372,000	0	1,372,000
法定福利費	0	8,297,593	0	8,297,593
厚生費	0	159,253	0	159,253
通信運搬費	0	1,273,029	0	1,273,029
消耗什器備品費	0	947,650	0	947,650
消耗品費	0	23,948,142	0	23,948,142
修繕費	0	17,741,298	0	17,741,298
印刷製本費	0	104,766	0	104,766
燃料費	0	572,379	0	572,379
光熱水料費	0	16,602,042	0	16,602,042
使用料及び賃借料	0	30,379,740	0	30,379,740
保険料	0	1,931,205	0	1,931,205
租税公課	0	16,086,450	0	16,086,450
支払負担金	0	3,231,411	0	3,231,411
支払寄付金	1,000,000	0	0	1,000,000
委託費	0	52,743,445	0	52,743,445
手数料	0	510,953	0	510,953
雑費	0	347,280	0	347,280
減価償却費	0	45,217,485	0	45,217,485
賞与引当金繰入	0	619,600	0	619,600

正味財産増減計算書内訳表
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
② 管理費	0	0	16,585,709	16,585,709
報酬	0	0	4,878,474	4,878,474
法定福利費	0	0	905,570	905,570
厚生費	0	0	75,241	75,241
通信運搬費	0	0	21,036	21,036
消耗什器備品費	0	0	99,550	99,550
消耗品費	0	0	34,903	34,903
印刷製本費	0	0	3,028	3,028
燃料費	0	0	4,003	4,003
光熱水料費	0	0	63,420	63,420
使用料及び賃借料	0	0	276,240	276,240
保険料	0	0	8,895	8,895
租税公課	0	0	435,735	435,735
支払負担金	0	0	9,268,136	9,268,136
委託費	0	0	251,214	251,214
手数料	0	0	10,164	10,164
賞与引当金繰入	0	0	250,100	250,100
経常費用計	1,000,000	276,970,206	16,585,709	294,555,915
当期経常増減額	△ 1,000,000	△ 29,870,262	996,415	△ 29,873,847
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外費用				
① 固定資産除却費	0	1	0	1
車両運搬具除却費	0	1	0	1
経常外費用計	0	1	0	1
当期経常外増減額	0	△ 1	0	△ 1
当期一般正味財産増減額	△ 1,000,000	△ 29,870,263	996,415	△ 29,873,848
一般正味財産期首残高	△ 6,000,000	1,393,887,825	9,344,492	1,397,232,317
一般正味財産期末残高	△ 7,000,000	1,364,017,562	10,340,907	1,367,358,469
II 指定正味財産増減の部				
① 一般正味財産への振替額	0	9,268,485	0	9,268,485
一般正味財産への振替額	0	9,268,485	0	9,268,485
当期指定正味財産増減額	0	△ 9,268,485	0	△ 9,268,485
指定正味財産期首残高	0	350,022,380	510,000,000	860,022,380
指定正味財産期末残高	0	340,753,895	510,000,000	850,753,895
III 正味財産期末残高	△ 7,000,000	1,704,771,457	520,340,907	2,218,112,364

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	912,920	705,310	207,610
普通預金	358,820,292	378,236,884	△ 19,416,592
未収金	2,382,191	2,284,877	97,314
流動資産合計	362,115,403	381,227,071	△ 19,111,668
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	1,586,292	276,339	1,309,953
投資有価証券	508,413,708	509,723,661	△ 1,309,953
基本財産合計	510,000,000	510,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	11,315,540	14,045,320	△ 2,729,780
減価償却引当資産	285,901,839	283,901,839	2,000,000
保証金積立資産	2,993,522	2,018,000	975,522
運用財産積立資産	3,000,000	3,000,000	0
特定資産－建物	512,060,643	526,539,789	△ 14,479,146
特定資産－構築物	1	1	0
特定資産合計	815,271,545	829,504,949	△ 14,233,404
(3) その他固定資産			
土地	168,289,519	168,289,519	0
建物	391,902,901	417,815,058	△ 25,912,157
建物付属設備	18,654,268	21,141,798	△ 2,487,530
構築物	768,469	924,922	△ 156,453
車両運搬具	0	1	△ 1
機械装置	64,170	97,650	△ 33,480
什器備品	8	48,607	△ 48,599
リース資産	5,250,300	7,350,420	△ 2,100,120
その他固定資産合計	584,929,635	615,667,975	△ 30,738,340
固定資産合計	1,910,201,180	1,955,172,924	△ 44,971,744
資産合計	2,272,316,583	2,336,399,995	△ 64,083,412
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	30,859,737	51,437,962	△ 20,578,225
前受金	2,016,678	1,491,073	525,605
預り金	898,742	1,956,223	△ 1,057,481
賞与引当金	869,700	846,300	23,400
流動負債合計	34,644,857	55,731,558	△ 21,086,701
2. 固定負債			
退職給付引当金	11,315,540	14,045,320	△ 2,729,780
受入保証金	2,993,522	2,018,000	975,522
リース債務	5,250,300	7,350,420	△ 2,100,120
固定負債合計	19,559,362	23,413,740	△ 3,854,378
負債合計	54,204,219	79,145,298	△ 24,941,079
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	340,753,895	350,022,380	△ 9,268,485
寄付金	510,000,000	510,000,000	0
指定正味財産合計	850,753,895	860,022,380	△ 9,268,485
(うち基本財産への充当額)	(510,000,000)	(510,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(340,753,895)	(350,022,380)	(△ 9,268,485)
2. 一般正味財産	1,367,358,469	1,397,232,317	△ 29,873,848
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(460,208,588)	(463,419,249)	(△ 3,210,661)
正味財産合計	2,218,112,364	2,257,254,697	△ 39,142,333
負債及び正味財産合計	2,272,316,583	2,336,399,995	△ 64,083,412

(貸借対照表に関する注記)
実施事業資産はなし。

一般財団法人 西宮市都市整備公社
令和5年度 事業計画書

I 自主事業

1 西宮浜産業交流会館管理事業

2 不動産賃貸事業

- (1) 甲子園浜海浜公園便益施設
- (2) サーファー施設
- (3) J R西宮南駐輪場

3 駐車場事業

公共駐車場の管理運営

J R西宮駅南公共駐車場	収容台数	:	153 台
西宮浜産業交流会館駐車場	収容台数	:	93 台
甲子園浜海浜公園駐車場			
東駐車場	収容台数	:	132 台
西駐車場	収容台数	:	73 台
今津浜公園駐車場	収容台数	:	93 台

4 テニスコート及び会議室等事業

テニスコート・会議室等の管理運営

II 受託事業

斎園事業

満池谷斎場の管理運営

葬儀サービス及び各種葬祭用品の販売等

III 特定寄付

西宮市への寄付

収支（正味財産増減）予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	2,997	2,997
基本財産受取利息	0	0	2,997	2,997
② 事業収益	0	275,074	0	275,074
事業収益	0	69,146	0	69,146
受託事業収益	0	176,846	0	176,846
家賃収益	0	29,082	0	29,082
③ 受取補助金等	0	9,269	19,882	29,151
受取地方公共団体補助金	0	0	19,882	19,882
受取補助金等振替額	0	9,269	0	9,269
④ 受取負担金	0	12,335	0	12,335
受取負担金	0	12,335	0	12,335
⑤ 雑収益	0	2,457	51	2,508
雑収益	0	2,457	51	2,508
⑥ 引当金取崩益	0	620	251	871
賞与引当金取崩益	0	620	251	871
経常収益計	0	299,755	23,181	322,936
(2) 経常費用				
① 事業費	1,000	343,014	0	344,014
報酬	0	67,929	0	67,929
退職給付費用	0	1,207	0	1,207
法定福利費	0	11,510	0	11,510
厚生費	0	280	0	280
旅費交通費	0	56	0	56
通信運搬費	0	1,752	0	1,752
消耗什器備品費	0	1,125	0	1,125
消耗品費	0	41,449	0	41,449
修繕費	0	18,151	0	18,151
印刷製本費	0	598	0	598
燃料費	0	737	0	737
光熱水料費	0	22,167	0	22,167
使用料及び賃借料	0	38,528	0	38,528
保険料	0	2,424	0	2,424
租税公課	0	20,097	0	20,097
支払負担金	0	3,519	0	3,519
支払寄付金	1,000	0	0	1,000
委託費	0	64,638	0	64,638
手数料	0	732	0	732
雑費	0	350	0	350
減価償却費	0	45,160	0	45,160
賞与引当金繰入	0	605	0	605

収支（正味財産増減）予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
② 管理費	0	0	23,550	23,550
報酬	0	0	9,610	9,610
報償費	0	0	200	200
法定福利費	0	0	1,698	1,698
厚生費	0	0	97	97
旅費交通費	0	0	79	79
交際費	0	0	80	80
通信運搬費	0	0	42	42
消耗什器備品費	0	0	122	122
消耗品費	0	0	158	158
修繕費	0	0	12	12
印刷製本費	0	0	6	6
燃料費	0	0	6	6
光熱水料費	0	0	95	95
使用料及び賃借料	0	0	281	281
保険料	0	0	12	12
租税公課	0	0	458	458
支払負担金	0	0	9,612	9,612
委託費	0	0	306	306
手数料	0	0	14	14
賞与引当金繰入	0	0	662	662
経常費用計	1,000	343,014	23,550	367,564
当期経常増減額	△ 1,000	△ 43,259	△ 369	△ 44,628
当期一般正味財産増減額	△ 1,000	△ 43,259	△ 369	△ 44,628
一般正味財産期首残高	△ 7,000	1,345,941	9,186	1,348,127
一般正味財産期末残高	△ 8,000	1,302,682	8,817	1,303,499
II 指定正味財産増減の部				
① 一般正味財産への振替額	0	9,269	0	9,269
一般正味財産への振替額	0	9,269	0	9,269
当期指定正味財産増減額	0	△ 9,269	0	△ 9,269
指定正味財産期首残高	0	340,753	510,000	850,753
指定正味財産期末残高	0	331,484	510,000	841,484
III 正味財産期末残高	△ 8,000	1,634,166	518,817	2,144,983

公益財団法人西宮市国際交流協会の経営状況を説明する書類提出の件

地方自治法第243条の3第2項の規定により公益財団法人西宮市国際交流協会の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

公益財団法人 西宮市国際交流協会
令和4年度 事業報告書

1 多文化共生社会の実現に関する事業

1 日本語学習支援事業

(1) 西宮日本語ボランティアの会事業 (単位：人)

事業名	内 容	実 施 日	ボランティア人数	参加延人数
日本語教育	外国人に日本語を指導	毎日	96	1,344
	ボランティア勉強会	16回	21	288
	日本語おしゃべりひろば	木曜日、10回	8	60

・日本語なかよしひろば（外国人児童生徒とその親） 木曜日、全17回 参加延人数90人
（ボランティア延べ84人）

前期 4/21～9/15、後期 10/13～3/9

(2) 外国人のための日本語講座

・夜間開講、各10回コース

I期 5月11日～7月13日 受講者初級7人、中級5人（対面式）

II期 9月28日～12月14日 受講者初級9人、中級9人（対面式）

・冬期コース

漢字 1月11日～3月15日 受講者9人（対面式）

・生活者のための日本語教室「はなそう！まなぼう！にほんご」10回コース

春期 5月8日～7月10日 延べ90人（オンライン）10回コース

秋期 9月25日～11月27日 延べ120人（オンライン）10回コース

(3) 外国人児童生徒日本語学習教室（日本語教育ボランティア前期7人、後期7人）

・公立小中学校対象日本語習得支援

教育委員会日本語教室への講師派遣 全189回

(4) 教科学習支援（大学生ボランティア）

・外国にルーツを持つ子供のための教科学習支援「ふでばこ」

JR西宮教室（オンライン）4月13日～3月22日（月・水）38回 受講者 延べ152人

高須教室（対面式）4月13日～3月15日（水）34回 受講者 延べ125人

(5) 日本語ボランティア養成講座

開講なし

(6) 文化庁間接補助事業地域日本語教育体制づくり事業

①西宮市北部地域（塩瀬・山口）外国人のための日本語学習支援者養成研修

6月19日～8月7日（全8回）ボランティア23人、延べ184人参加

②勉強会—3回、ボランティア10人、延べ30人参加

③地域調整会議—4回、延べ28人参加（教委、社協、地域、市、協会等）

2 日本語以外の支援事業

(1) 外国人に対する通訳・翻訳支援

市こども未来センターへの同行通訳 延べ2人（スペイン語ボランティアグループ）

(2) 多文化共生学習事業

小学生対象の国際理解事業 年9回延べ126人参加（「N I A 地球っ子クラブ」事業）

(3) 防災、災害等事業

・災害時外国人サポーター養成研修・災害弱者をつくらないための地域防災連携訓練

3月11日（土）市職員会館3F大会議室

一般 18 人、他市 4 人、大学生ボランティア 9 人、外国人 13 人、通訳 3 人、市 1 人、協会 5 人（合計 53 人）参加

- ・西宮市総合防災訓練
中止
- ・災害時等広域連携事業
 - (一) パートナーシップ協定 4 市（安芸高田市、京丹後市、城陽市、西宮市）
避難所訓練中止
 - (二) 外国人のための防災教室
3 月 11 日（土）外国人 13 人、大学生ボランティア 7 人、通訳 3 人、市 1 人、協会 2 人（合計 26 人）参加
- (4) ・外国人のための応急手当講習会
7 月 2 日（土）西宮消防署 外国人 3 人（+家族）、通訳 2 人参加
- ・外国人のための普通救命講習会
10 月 29 日（土）西宮消防署 外国人 5 人、通訳 2 人参加
- (5) 広域多市連携事業
 - ・県下 3 市（明石市・加古川市・西宮市）協議会 未実施
 - ・広域多市（安芸高田市・京丹後市・城陽市・西宮市）連携パートナーシップ関係 未実施

3 異文化体験事業（ボランティア自主活動事業） （単位：人）

事業名	内 容	実施時期等	ボランティア(延)人数	参加延人数
文化交流	文化紹介を交えての国際交流	6 回	43	45
食文化交流	食を通しての文化交流	3 回	19	38
ホームステイ	留学生等対象にホームステイ	4 回	29(家庭)	51
スペイン語	スペイン語おしゃべりの会 開催	未実施	0	0
Kids Club	外国籍子ども・父母の交流	10 回	30(組)	90

- ・仕事場見学・体験 中止
- ・外国人の担い手育成 中止

4 多言語による相談助言事業等

(1) 多言語による各種の生活相談

①一般相談

（単位：件）

相 談 内 容	相談件数 ()内は外国人からの相談
日本語・外国語関係（翻訳・通訳依頼含む）	37 (32)
教育、留学・研修、海外情報、ホームステイ	28 (16)
出入国、税金、労働、住居、国際結婚、永住・帰化、法律、DV	79 (58)
医療、保険、社会保障、出産、育児	56 (34)
交流、余暇、施設紹介、情報・通信	38 (20)
生活環境、その他	32 (30)
コロナ関係	17 (17)
計	287 (207)

②専門家相談（「外国人のための無料相談会」）

司法書士・行政書士が日常生活問題の法律相談や在留資格相談等に対し、助言や情報提供を行った（相談ボランティア、英語通訳・翻訳ボランティア、市民相談課との連携事業として実施）。年6回開催、相談者数15人、相談ボランティア6人

(2) 多言語による通訳助言事業

- ・英語及び英語以外の通訳助言

外国人からの生活相談等の通訳助言を行う。また、公的機関の翻訳通訳支援等を行う。

5 多言語による情報提供事業

(1) 多言語による各種情報の提供

①機関紙『ふれあい通信』年4回発行（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）

スタッフボランティア活動：編集会議 月1回 編集3人、翻訳5人、発送5人

②外国人向け情報提供システム（N I A登録）による情報提供 登録者391人

新型コロナウイルス感染症に係る多言語チラシ送付

③Nishinomiya City News の発行 月2回（英語通訳・翻訳ボランティア事業）

(2) FMラジオ外国語放送による情報提供

- ・『外国語放送「世界のみなとつながろう!!」』毎週土曜日（中国語、英語、ポルトガル語）
（パーソナリティ6人、ボランティア3人、ゲスト延べ34人）

(3) F a c e b o o k（主に英語とやさしい日本語）2020年9月開始

フォロワー人数 505人（2022年3月末）→ 570人（2023年3月末）

(4) 多言語による健康相談事業

「国際まちの保健室」（西宮国際交流デーと同時実施）

2月4日（土） 40人参加

実施 県看護協会阪神南支部 共催 兵庫県立大学地域ケア研究所

(5) 市からの委託業務

- ・ロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン市友好都市交流30周年記念事業

6 ボランティア登録（同一人の複数登録あり）

登録ボランティア数 299人（令和5年3月31日現在）

(1) ボランティア自主活動グループ (単位：人)

ホームステイボランティア	28	インターナショナル Kids Club	6
日本語ボランティア	96	文化交流ボランティア	17
食文化交流ボランティア	6	スペイン語ボランティア	12
英語通訳・翻訳ボランティア	17	N I A 地球っ子クラブ	5
相談ボランティア	1	(延) 計	188

(2) 協会活動ボランティア (単位：人)

機関紙編集・発送	6	通訳（英語以外）	33
翻訳（英語以外）	25	災害時外国人サポーター	47
		(延) 計	111
		合計	299

2 国際交流・国際協力に関する事業

1 国際交流推進事業の主催等

(1) 「西宮国際交流デー」の開催

2月4日(土)「笑顔で つながろう! 多文化共生」

5F ホール等: 午前コメディパフォーマンス「1組」・午後ライブパフォーマンス「民族音楽等3組」・姉妹友好都市市民の会4グループ等ブース

4F 会議室・通路等: 日本語勉強中外国人の日本語発表会、国際まちの保健室、ボランティアグループ(文化交流、地球っこクラブ等)のブース等

(延) 約2,500人参加

(2) 地域とつながるプロジェクト

①「地域(染殿町自治会)の清掃活動参加」 中止

②「そうめん流し 若竹会館」 中止

③「2022 高須夏祭り」 8月6日(土)・7日(日)

外国人3人、協会ボランティア3人、職員7人(祭り約6,000人)

④「甲東ふれあい夏まつり」 中止

⑤「お正月のしめ縄作り(飾り作りとして募集) 若竹会館」 中止

⑥「若竹三世代交流もちつき大会」 中止

⑦「やきやき作り 若竹会館」 中止

⑧「神呪町自治会もちつき大会」 中止

⑨「わ〜るど・にじいろ・まつり」11月20日(日) 関西学院大学聖和キャンパス

(こども、大学生、一般住民、学校対象)

関西学院大学(教育学部)、在日外国人教育研究協議会、JICA関西との共催による多文化共生イベント

(3) 国際交流カフェ(外国人ボランティアグループ) 中止

2 国際交流事業の共催

令和4年度実施なし

3 国際交流事業の受託

(1) 紹興市 国際交流事務研修生 受入事業受託 中止

4 国際交流活動の協力支援事業

(1) 国際交流関係団体等への共催1件、後援5件

(2) 国際交流団体への助成支援0件

5 外国人留学生支援事業

(1) 留学生日本語スピーチ大会 中止

(2) 留学生防災教室 関西学院大学(2回開催)

秋期9月9日 210人参加

春期3月31日 126人参加

(3) 社会体験実習生(関西学院大学・交換学生)の受け入れ
2月21日~2月22日 48時間 台湾出身 1名受入

6 留学生等地域国際理解講座等派遣事業 中止

3 国際理解に関する事業

1 国際理解関係講座の主催

- (1) 国際理解講座（109人参加）
「ビックリ フランス ～皆様の知らないフランスを紹介～」
講師：ジュール・イルマン在京都フランス総領事（関西領事団団長）
2月24日（金）アクタ西宮東館大学交流センター大講義室
参加者 125人（関係者含む）
- (2) 外国語でエンジョイ（外国人ゲストと外国語で交流）
コロナウイルス感染防止のため中止
- (3) 外国語講座
 - ・中国語講座
中国・紹興市からの国際交流事務研修生を講師として開催 中止
 - ・英会話講座（年35回講座）
入門9人、初級16人、中級①16人、中級②16人、中級③16人、キッズ6人
合計79人参加
- (4) 国際理解教室
未実施
- (5) 教育委員会との協働事業
未実施

2 国際理解関係の体験事業

外国料理体験事業（食文化事業）

- ① 「BENTO」 5月29日
外国人4人、日本人1人、ボランティア6人、職員1人
- ② 「韓国の家庭料理」 10月30日
外国人ゲスト1人、日本人8人、ボランティア7人、職員1人
- ③ 「おひなさま御膳」 2月19日
外国人3人、日本人2人、ボランティア7人、職員1人

3 特別講座事業

コロナのため未実施

4 国際理解関係講座の受託

宮水学園（国際文化コース—12コマのうち3コマ）

- ① 11月2日 ゲスト—バハラム・イナフル—イラン出身・SDGSについて
- ② 11月9日 ゲスト—ペイ・ファー—中国出身・たのしく学ぶ中医養生学
- ③ 12月7日 ゲスト—ロビン・ロイド—米国出身・民族音楽等

5 姉妹友好都市の紹介事業

- (1) 「ロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン市ウィーク」の開催（共催）4月12日～4月17日
- (2) 「ロンドリーナウィーク」の開催（共催）6月6日～6月13日
- (3) 「スポーケンウィーク」の開催（共催）10月12日～10月19日
- (4) 「紹興ウィーク」の開催（共催）3月1日～3月8日
4都市とも「都市紹介パネル展」と講演、講座等を同時開催

6 国際理解関係の情報提供事業

- (1) 情報・資料の提供 図書等貸出、パンフレット配布
- (2) インターネット・ホームページ提供 アクセス数 151,440 件、更新数 88 回
- (3) 展示コーナー 国際交流と協会事業案内等常設展示、貸出（共催 0 件）
- (4) FMラジオ「元気印国際交流」 毎月第 3・4 土曜日、全 24 回（ゲスト 4 カ国・6 人）
- (5) 「にしのみや市民祭り」 10 月 22 日(土)出店 来場者 約 1,100 人

4 会議室貸出事業

1 会議室貸出事業

会議室の利用状況 (単位：回、その内 () は一般貸出分の数)

	午前	午後	夜間	合計
会議室	235 (1)	235 (2)	41 (4)	511 (7)
特別会議室	128 (8)	129 (3)	40 (12)	297 (23)
計	363 (9)	364 (5)	81 (16)	808 (30)

5 その他事業（その他国際交流活動への支援事業）

1 姉妹友好都市等の市民友好交流及び地域の国際交流活動の活性化事業等

(1) 姉妹友好都市関係団体交流事業等への支援

関係団体	事業名	助成額
西宮スポークン姉妹都市協会 西宮・ロンドリーナ友好の会 西宮・紹興友好交流協会 西宮ロット・エ・ガロンヌ交流市民の会	西宮スポークン姉妹都市協会啓発活動事業 西宮・ロンドリーナ友好の会交流事業 西宮・紹興友好交流協会交流事業 国際交流フランス市民交流事業	各 50 千円
西宮スポークン姉妹都市協会	西宮スポークン交換高校生事業支援	中止
西宮蘭亭会	西宮蘭亭曲水の宴及び西宮蘭亭書道作品展	100 千円

(2) 国際交流団体との連携協力

- ・兵庫県市町国際交流団体連絡協議会
5 月 25 日 総会、事業報告・決算、事業計画（書面決議）
- ・阪神間国際交流協会懇談会
9 月 17 日 阪神・丹波ブロック研修会統廃合、活動報告と意見交換会（書面決議）
- ・ひょうご国際交流団体連絡協議会
2 月 13 日 各市の活動状況（会場：伊丹市）
- ・近畿地域国際化協会連絡協議会
11 月 12 日「災害時に外国人支援に従事する関係者向け研修」近畿ブロック現地訓練
- ・「NATS」4 市（西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市）国際交流協会等会議
5 月 26 日（木）西宮市国際交流協会会議室（議長—西宮市）
各市の取り組み・4 市協働事業開催について
7 月 4 日（月）オンライン会議（議長—尼崎市）
各市の取り組み・尼崎市外国人総合相談センターについて
8 月 29 日（月）オンライン会議（議長—吹田市）
4 市協働事業開催について
9 月 22 日（木）オンライン会議（議長—豊中市）

4市の多文化共生社会促進に関する合同研修会開催について
1月19日(木)西宮市国際交流協会会議室(議長—西宮市)
各市の取り組み・ウクライナ避難者について

(3)交流イベントの開催

- ・交流ウォーキング事業 「～西宮ふるさとウォーク～」中止
- ・市内バスツアー
ホームステイ・ビジットプログラムバスツアー 6月18日(土)
留学生6人参加

(4)研修講師等参加派遣

- ・「留学生防災教室」 関西学院大学
秋期9月9日(2022年)、春期3月31日(2023年)
各講師として職員2名・ボランティア3名、市職員1名派遣
- ・「わ～るど・にじいろ・まつり」関西学院大学聖和キャンパス
11月20日 講師として職員1名・外国人ゲスト1名派遣
- ・「少子化と人口問題」多文化共生・在住外国人市民について甲南大学西宮キャンパス
12月8日 講師として職員1名・外国人ゲスト1名派遣
- ・令和4年度西宮市職員研修「やさしい日本語で伝えるコツについて」市役所8F会議室
2月22日 講師として職員1名・外国人ゲスト5名派遣

(5)賛助会員の状況(令和5年3月31日)

ボランティア会員175人、個人会員174人、団体会員25団体

正味財産増減計算書総括表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	746,200	0	0	746,200
② 特定資産運用益	0	0	0	0
③ 会費収益	278,000	0	1,097,000	1,375,000
④ 事業収益	0	73,000	0	73,000
⑤ 受託収益	451,970	0	0	451,970
⑥ 受取補助金等	15,146,770	1,168,000	4,281,998	20,596,768
⑦ 受取負担金	3,794,100	0	0	3,794,100
⑧ 寄付金収益	135,000	0	0	135,000
⑨ 雑収益	78,306	0	0	78,306
経常収益計	20,630,346	1,241,000	5,378,998	27,250,344
(2) 経常費用				
① 事業費	20,516,374	1,493,378	0	22,009,752
② 管理費	0	0	5,581,887	5,581,887
経常費用計	20,516,374	1,493,378	5,581,887	27,591,639
評価損益等調整前当期経常増減額	113,972	△ 252,378	△ 202,889	△ 341,295
特定資産評価損益等	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	113,972	△ 252,378	△ 202,889	△ 341,295
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	113,972	△ 252,378	△ 202,889	△ 341,295
法人税等	0	0	82,000	82,000
当期一般正味財産増減額	113,972	△ 252,378	△ 284,889	△ 423,295
一般正味財産期首残高	29,570,143	△ 4,291,065	△ 1,926,333	23,352,745
一般正味財産期末残高	29,684,115	△ 4,543,443	△ 2,211,222	22,929,450
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	307,000,000	0	0	307,000,000
指定正味財産期末残高	307,000,000	0	0	307,000,000
III 正味財産期末残高	336,684,115	△ 4,543,443	△ 2,211,222	329,929,450

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	746,200	746,200	0
基本財産運用益	746,200	746,200	0
②特定資産運用益	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0
③会費収益	1,375,000	1,445,000	△ 70,000
会費収益	1,375,000	1,445,000	△ 70,000
④事業収益	73,000	114,000	△ 41,000
会議室使用料	73,000	114,000	△ 41,000
⑤受託収益	451,970	381,851	70,119
フランス友好提携事業受託収益	376,970	0	376,970
スポーケン友好提携事業受託収益	0	148,866	△ 148,866
多言語翻訳業務受託収益	0	157,985	△ 157,985
宮水学園講座受託収益	75,000	75,000	0
⑥受取補助金等	20,596,768	20,027,145	569,623
受取補助金	20,251,768	19,865,145	386,623
受取日本語教育体制づくり事業補助金	345,000	162,000	183,000
⑦受取負担金	3,794,100	2,203,400	1,590,700
受取負担金	3,794,100	2,203,400	1,590,700
⑧寄附金収益	135,000	132,000	3,000
寄附金収益	135,000	132,000	3,000
⑨雑収益	78,306	182,662	△ 104,356
受取利息	306	311	△ 5
雑収益	78,000	182,351	△ 104,351
経常収益計	27,250,344	25,232,258	2,018,086
(2) 経常費用			
①事業費	22,009,752	19,961,887	2,047,865
給料手当	2,575,957	2,607,428	△ 31,471
福利厚生費	290,162	431,091	△ 140,929
旅費交通費	211,945	169,834	42,111
通信運搬費	934,293	925,307	8,986
消耗品費	1,145,312	941,348	203,964
修繕費	27,500	81,400	△ 53,900
印刷製本費	1,306,310	1,282,501	23,809
光熱水料費	2,025,071	1,795,727	229,344
賃借料	1,398,520	1,019,792	378,728
保険料	264,921	164,020	100,901
諸謝金	3,636,165	2,687,682	948,483
共益費	4,995,648	4,995,648	0
支払負担金	10,000	0	10,000
支払助成金	449,200	150,000	299,200
委託費	2,724,018	2,590,767	133,251
雑費	14,730	119,342	△ 104,612

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
②管理費	5,581,887	5,623,410	△ 41,523
役員報酬	224,280	186,929	37,351
給料手当	2,575,958	2,607,428	△ 31,470
福利厚生費	290,162	431,091	△ 140,929
会議費	0	764	△ 764
旅費交通費	2,844	1,446	1,398
通信運搬費	44,906	52,176	△ 7,270
減価償却費	21,680	23,652	△ 1,972
消耗品費	63,588	18,360	45,228
印刷製本費	69,646	32,797	36,849
光熱水料費	543,838	482,014	61,824
賃借料	79,790	82,657	△ 2,867
共益費	555,072	555,072	0
支払負担金	98,000	95,780	2,220
委託費	836,609	810,609	26,000
雑費	175,514	242,635	△ 67,121
經常費用計	27,591,639	25,585,297	2,006,342
評価損益等調整前当期經常増減額	△ 341,295	△ 353,039	11,744
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	△ 341,295	△ 353,039	11,744
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 341,295	△ 353,039	11,744
法人税等	82,000	82,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 423,295	△ 435,039	11,744
一般正味財産期首残高	23,352,745	23,787,784	△ 435,039
一般正味財産期末残高	22,929,450	23,352,745	△ 423,295
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	307,000,000	307,000,000	0
指定正味財産期末残高	307,000,000	307,000,000	0
III 正味財産期末残高	329,929,450	330,352,745	△ 423,295

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	7,263,423	7,320,960	△ 57,537
前払金	31,106	17,000	14,106
流動資産合計	7,294,529	7,337,960	△ 43,431
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産投資有価証券	307,000,000	307,000,000	0
基本財産合計	307,000,000	307,000,000	0
(2) 特定資産			
国際交流事業推進基金積立資産	20,000,000	20,000,000	0
周年記念事業基金積立資産	1,650,000	1,650,000	0
特定資産合計	21,650,000	21,650,000	0
(3) その他固定資産			
什器備品	7,010,660	7,010,660	0
什器備品減価償却累計額	△ 7,010,649	△ 6,988,969	△ 21,680
その他固定資産合計	11	21,691	△ 21,680
固定資産合計	328,650,011	328,671,691	△ 21,680
資産合計	335,944,540	336,009,651	△ 65,111
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	5,933,090	5,574,906	358,184
未払法人税等	82,000	82,000	0
流動負債合計	6,015,090	5,656,906	358,184
負債合計	6,015,090	5,656,906	358,184
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	307,000,000	307,000,000	0
指定正味財産合計	307,000,000	307,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(307,000,000)	(307,000,000)	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	22,929,450	23,352,745	△ 423,295
(うち特定資産への充当額)	(21,650,000)	(21,650,000)	
正味財産合計	329,929,450	330,352,745	△ 423,295
負債及び正味財産合計	335,944,540	336,009,651	△ 65,111

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準

満期保有目的で保有する債券は取得価格で計上している。

評価方法は総平均法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

減価償却固定資産について、定額法により実施している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産投資有価証券	307,000,000	0	0	307,000,000
基本財産合計	307,000,000	0	0	307,000,000
特定資産				
・国際交流事業推進 基金積立資産	20,000,000	0	0	20,000,000
・周年記念事業基金 積立資産	1,650,000	0	0	1,650,000
特定資産合計	21,650,000	0	0	21,650,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充 当額)	(うち一般正味 財産からの充 当額)	(うち負債 に対する 額)
基本財産				
基本財産投資有価証券	307,000,000	(307,000,000)	—	—
基本財産合計	307,000,000	(307,000,000)	—	—
特定資産				
・国際交流事業推進 基金積立資産	20,000,000	—	(20,000,000)	—
・周年記念事業基金 積立資産	1,650,000	—	(1,650,000)	—
特定資産合計	21,650,000	—	(21,650,000)	—

4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

基本財産として保有する満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
地方債			
392回大阪府公募公債	207,000,000	208,055,700	1,055,700
410回大阪府公募公債	100,000,000	99,390,000	△610,000
合 計	307,000,000	307,445,700	445,700

5. 補助金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照 表上の記 載区分
補助金						
・受取補助金	西宮市	0	20,251,768	20,251,768	0	—
・受取日本語教 育体制づくり 事業補助金	兵庫県 国際交 流協会	0	345,000	345,000	0	—
受託収入	西宮市					
・国際交流事務 研修生受託		0	0	0	0	—
・フランス友好提 携事業受託		0	376,970	376,970	0	—
・多言語翻訳業 務受託収益		0	0	0	0	—
・宮水学園講座 受託		0	75,000	75,000	0	—
合 計			21,048,738	21,048,738		

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産については、財務諸表の注記に記載しているため省略している。

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
預金	普通預金 三井住友銀行 西宮支店	運転資金として使用	4,417,153
	普通預金 兵庫六甲 農業協同組合 西宮支店	運転資金として使用	2,846,270
前払金			31,106
流動資産合計			7,294,529
(固定資産)			
基本財産			
基本財産投資有価証券	公募公債 みずほ証券 関西法人部	運用益を公益目的事業 に使用	207,000,000
	公募公債 みずほ証券 関西法人部	運用益を公益目的事業 に使用	100,000,000
特定資産			
国際交流事業 推進基金積立資産	普通預金 三井住友銀行 西宮支店	国際交流事業の推進資金 として保有	20,000,000
周年記念事業 基金積立資産	定期預金 三井住友銀行 西宮支店	周年記念事業の準備資金 として保有	1,650,000
その他固定資産			
什器備品	展示台等	事業・管理用に使用	7,010,660
什器備品減価償却累計額			△ 7,010,649
固定資産合計			328,650,011
資産合計			335,944,540
(流動負債)			
未払金	補助金等に対する未払額	補助金、光熱水費等	5,933,090
未払法人税等			82,000
流動負債合計			6,015,090
負債合計			6,015,090
正味財産			329,929,450

公益財団法人 西宮市国際交流協会 令和5年度 事業計画

世界のグローバル化が進展し、暮らしのあらゆる面で外国とのつながりなしには成り立たなくなり、国内的、地域的にも、外国人市民とともに多文化・異文化を尊重しながら共生できる社会の実現が一層必要となっている。そのような中、当協会は2011年9月30日に公益財団法人に移行し、公益財団法人西宮市国際交流協会として新たな一步を踏み出した。

令和5年度も、「多文化共生の社会づくりと市民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解を深め、もってより世界に開かれた国際性豊かな社会の発展に寄与する」ため、市民と民間団体、行政をつなぐパイプ役となり、「多文化共生社会の実現に関する事業」、「国際交流・国際協力に関する事業」及び「国際理解に関する事業」の三つの公益目的事業を中心に、諸事業を積極的に推進する。

1 多文化共生社会の実現に関する事業 (7,598千円)

当事業では、外国人市民が日常生活の中で必要とする、学習支援、文化体験、あるいは各種相談、情報提供の支援など、主として多文化共生の住みよい地域づくりの推進にかかる事業を実施する。

1. 日本語学習支援事業

外国人市民が、地域の中で日常生活を送るために必要な日本語の習得を支援する。

1) 日本語学習事業

(「西宮日本語ボランティアの会」事業)

外国人対象に、ボランティア自主活動グループの参画と協力により年間を通じて実施する。

- ・マンツーマン学習：「みんなの日本語」等により対面学習を行う。

期間：週1回、1回90分、1期間単位6カ月、通年実施。(年間受講目標延1,900人)

- ・おしゃべりひろば：「みんなの日本語」によりクラスレッスンをを行う。入門・初級。

期間：週1回、1回90分、全10回(年2期)。(1期各7人募集、年間受講目標延340人)

(協会事業)

- ・なかよしひろば：外国人児童・生徒(市内公立小中学校)と親対象、学習と力づけを図る。

期間：週1回、1回90分、全40回程度(前期・後期、休校期間除く)。(年間受講目標延440人)

2) 外国人のための日本語講座

外国人対象に、日本語専門教師によるクラスレッスンで日本語の習得を支援する。

- ・日本語講座(夜間)：昼間に学習できない外国人のために夜間開講する(初級・中級)。

期間：週1回、1回90分、全10回(年2期、春・秋)。(受講目標1期各級15人程度)

- ・日本語講座漢字クラス(夜間)：週1回、1回90分、全10回(年1回、1~3月)。(定員10人程度)

- ・生活者のための日本語講座：毎年ニーズ等を勘案し、テーマ、趣向を変えて開講する。

期間：週1回、1回90分、全10回(年2期)。(受講目標1期10人程度)

(「はなそう!まなぼう!にほんご」：自立支援や居場所形成を図る日本語学習支援。)

3) 外国にルーツがある児童生徒日本語学習支援

市内公立小中学生を対象に、ボランティア講師を教育委員会の依頼で学校に派遣し、日本語の習得を支援する。

期間：週1回、放課後時間、休校除く学期中。[ボランティア派遣事業、年間6人×30回程度]

4) 教科学習支援

日本語が十分でないために、学校の勉強がわからない子どもの教科学習支援をおこなう、教科学習教室「ふでばこ」の開講

各日程 (①水曜日、金曜日 (月毎) オンライン、②水曜日 オンラインまたはUR高須事務所の会議室) 無料

市内大学の大学生によるボランティア活動事業 ※①は、関西学院大生 ②は、武庫川女子大生

5) 日本語ボランティア養成講座 (2023年度は開講予定なし)

日本語ボランティア勉強会

2回、3時間

日本語で日本語を教える、教え方を学ぶ

6) 日本語教室の空白地域における大人及び外国にルーツを持つ子どもとその親のための日本語指導者、地域担い手づくり及び日本語教室 (西宮市北部地域) の開設。

・日本語支援者勉強会

2. 日本語以外の学習支援事業

日本語以外の多文化共生の推進にかかる学習支援を行う。

1) 多文化共生学習事業 (「N I A 地球っ子クラブ」事業)

地球っ子をめざし、外国人ゲストなどを迎えて、ゲーム等を通じ国際理解、多文化共生の学習をする。

期間：小学校2～6年生を対象に、1回90分、年9回程度実施。(年間参加目標延200人)

2) 防災、災害等事業

①災害時外国人サポーター養成研修と外国人のための防災教室、地域担い手づくり。

：災害時の外国人支援を行うサポーター養成のため、講義、避難所巡回訓練等により学習する。

：募集20+スキルアップ10人程度

：一般市民(外国人含む)、留学生を対象に行う

：他団体、他市協会と協働で地域防災連携訓練を開催。この訓練に同時並行して外国人のための防災教室を行う。

：「災害時多言語支援センター」に関する設置運営マニュアルの更新。

：他市、他団体依頼による防災訓練への協力。

②外国人のための応急手当講習会、普通救命講習会の実施

③広域多市連携事業

他協会、他団体との協働事業等を通じて、広域連携の充実を図る。

3) 多文化共生に関する講義の講師派遣

関西学院大学教育学部・甲南大学マネジメント創造学部等

3. 異文化体験事業

主として、異文化とのふれあい、交流体験を行う事業を実施する。

1) 文化体験事業 (「西宮文化交流ボランティアの会」事業)

生け花・着物の着付等の日本文化体験や、外国人ゲストの母国紹介を通じて、異文化交流を行う。

時期：外国人(内容により一般市民含む)を対象に、年6回実施(年間参加目標延100人)。

2) 食文化体験事業 (「食文化交流ボランティアの会」事業)

日本の季節料理や外国料理を通して、相互交流を深める。

時期：一般市民や外国人対象に、年4回程度実施(年間参加目標延60人)。

3) その他文化体験事業 (ボランティア自主活動4グループの事業)

- ・「西宮ホームステイボランティアの会」事業：一泊又は日帰りで生活体験、異文化交流を深める。
時期：留学生等を対象に、年2回の定例月間事業及び随時事業を実施（JICA等公的機関等からの依頼等）。（年間参加目標延60人）
- ・「スペイン語ボランティアの会」事業：スペイン語圏ゲストの文化紹介で異文化交流を深める。
時期：一般市民、外国人市民を対象に、年4回程度実施、1回90分（年間参加目標延120人）。
- ・「西宮インターナショナルKids Club」事業：子どもの遊び体験を通じて交流を行う。
時期等：外国にルーツを持つ子ども（就学前）と親を対象に、年8回程度実施、1回60分（年間参加目標延150人）。
- ・「英語通訳・翻訳ボランティアの会」事業：西宮の伝統文化の体験、歴史スポットの探訪などを英語で実施。
時期：英語圏の外国人を対象に、年1回の程度（外国人、英語ボランティア合計20名程度）。

4) 仕事場見学・体験

地域企業と留学生、外国人市民とを繋ぐファシリテート事業。

5) 外国人の担い手育成

- ・外国人のリーダー、担い手を育成するための研修、講演会等の実施。
- ・外国人グループ活動のサポート。
- ・日常の活動を発表できる場づくり等。

4. 多言語による相談助言事業等

外国人等からの各種生活相談等について、多言語で助言・情報提供等の支援を行う。

1) 多言語による各種の生活相談（一般相談・専門家相談）

日常生活上の一般相談から各種法律問題や在留資格等までの相談に応じ、助言や情報提供を行う。

- ・一般相談（電話・窓口対応）：外国人含む一般市民。※英語、中国語、その他（3者通話有）。
期間：月、水、木、金を中心に通年実施。（年間相談約300件、うち外国人相談約150件程度）
- ・専門家相談（司法書士・行政書士）：一般外国人対象。
※通訳が必要な場合、事前連絡要。

時期：年6回（2カ月毎）、1回3時間。（年間相談者数約20人程度）[相談ボランティア協力事業]

2) 多言語による通訳助言事業

一般外国人からの生活情報や相談等について、通訳助言等（同行通訳含む）の支援を行う。

- ・英語通訳助言事業（「西宮英語通訳・翻訳ボランティアの会」事業）
英語圏の外国人からの生活相談等の通訳助言を行う。また、公的機関の翻訳通訳支援を行うとともに、公的事業翻訳通訳支援を行う。
時期：随時対応（事前連絡要）。（同行通訳含む、年間相談者約30人程度）
- ・英語以外の通訳助言事業（自主活動グループ以外の登録ボランティア参画支援事業）
英語圏外の外国人からの生活相談等の通訳助言を行う。また、公的機関の翻訳通訳支援を行う。
時期：随時対応（事前連絡要）。（同行通訳含む、年間相談者約20人程度）

5. 多言語による情報提供事業

地域生活情報や国際交流関係情報等を多言語により提供する。

1) 多言語による各種情報の提供

当協会機関紙（英語、中国語、韓国・朝鮮語版、年4回。スタッフボランティア協力事業、イン

ターネット配信も実施)、市政ニュース英語版(月2回、「西宮英語通訳・翻訳ボランティアの会」発行、※中央図書館等にも配架)、Discover Nishinomiya(協会ホームページ掲載)、アウトライン西宮(英語翻訳版・西宮市ホームページ掲載)、外字新聞、協会の各種事業紹介(協会ホームページ、Facebook、チラシ・ポスター、ケーブルテレビ、FMラジオ放送、多言語、随時等)、防災ガイド(4言語)等の提供を行う。

期間：情報提供希望登録者、及び一般外国人を対象に、通年実施。

2) FMラジオ外国語放送による情報提供

番組「世界のみんなどつながろう！」を通じて、生活に役立つ市政情報や防災情報等を、外国人ゲストと母国語による話題とともに提供する(中国語、英語、ポルトガル語)。

〈放送日時〉毎週土曜日 正午12時～12時15分(15分間)

第1週：中国語、第2週：英語、第3週：ポルトガル語

第4週：英語(第2週の再放送)

通年。既放送分はインターネット配信。

3) 多言語による健康相談事業

「国際まちの保健室」看護協会等と共催。

2 国際交流・国際協力に関する事業 (5,259千円)

当事業では、外国人市民等との交流ふれあい事業の実施や、国際交流・国際協力に取り組む地域団体の事業支援など、主として市民レベルでの幅広い国際交流活動を促進する、国際交流・国際協力の推進にかかる事業を実施する。

1. 国際交流推進事業

国際交流の推進に向け、一般市民・外国人市民等が集い交流する事業を実施する。

1) 西宮国際交流デー開催

国際交流をテーマに、地域住民・外国人・国際交流関係者が共に集い、ふれあい、交流を深めるとともに、相互理解を図る場として開催する。

内容：国際色豊かに、民族舞踊・音楽、展示、バザー、文化体験等の各種催し。

時期：年1回、フレンテ西宮4、5階フロア(延参加見込 約3,000人)。

2) 地域とつながるプロジェクト

外国人住民の地域社会への参画を推進し、また日本人住民にとっては、交流することにより外国人住民が地域の活性化を図る担い手になれることを認識できるなど、意識の変化を図るための支援を行う。

・交流ウォーキングの実施：

市内を巡り、西宮のまちを知り、交流する。

・地域の夏祭り、そうめん流し、もちつき大会、やきやき作り等への参加：

地域住民と外国人市民とのコミュニティづくりや交流を深める場を提供し支援する。

※対象：共に外国人。共に年2か所(地区)程度実施。

・高須交流サポート事業「みっくすびーんず」の共催

・わ～んど・にじいろ・まつり2023(主催：関西学院大学教育学部、西宮市在日外国人教育研究協議会)：共催事業

異なる国や地域の文化を体験することにより、多文化共生について理解を深める。

主な対象：子供

3) 外国人のためのオリエンテーション

西宮市で生活するにあたって、知りたいこと、知ってほしいこと、市役所、病院などの実地見学を通じて、窓口での手続き方法、ゴミ出しのルール、自治会への加入等について知っていただく。企業、自治会、学校よりの依頼により出前オリエンテーションも行う。

対象：外国人 年1回程度。

4) 国際交流カフェ

外国人ボランティアグループが主体となって、模擬喫茶室を開設し、交流、居場所づくりを図る。同グループが企画、運営や、外国人、日本人との交流や仕事体験を実施。
回数等：年数回（目標、年2回）。協会前オープンスペースなどで。

2. 国際交流事業の共催

国際交流や国際協力の市民理解を深める機会として、交流推進事業を西宮市と共催で実施する。

3. 国際交流事業の受託

国際交流や国際協力の推進にかかる事業を受託し、市民理解や交流の機会として実施する。

1) 国際交流事務研修生受入事業の受託

西宮市の友好都市、中国・紹興市から国際交流事務研修生（毎年1名）を受入れ、市民との交流や西宮市の行政研修等を通して、両市の友好交流を深める諸事業を支援する。

内容：「紹興ウィーク」等の事業参加、中国語講座等の講師、一般市民や団体との交流等を支援。
受入期間：毎年約4カ月。委託元：西宮市。

4. 国際交流活動の協力支援事業

海外諸都市との文化交流や友好交流事業として、草の根で継続的に取り組む団体の活動を支援する。

1) 国際交流市民団体の活動への協力・支援

対象：一般市民団体（国際交流・国際協力に取り組む地域団体）

支援内容：事業の共催、後援、協力、助成（※）。

※助成対象事業は、海外協力、市民国際交流活動活性化、青少年交流促進、文化交流等の助成効果を期待できる草の根レベルの国際交流事業で、助成金交付は2会計年度につき1団体1回、団体管理経費、渡航経費など団体自ら負担すべき経費を除き、限度額1団体50,000円。

5. 外国人留学生支援事業

市内大学に在籍する外国人留学生を支援する事業を実施する。

1) 留学生支援のための大学との連携事業

外国人留学生の支援に資するとともに、市民の国際理解や、交流を深める機会としての事業を実施する。

（大学生グループや留学生寮等を活用した事業等を実施）。

2) 留学生防災オリエンテーション

外国人留学生に対して、日本で起きる災害や防災について知って貰い、防災意識を高めるため実施。時期：年2回、大学におけるオリエンテーションの一環として実施（留学生約200人程度）。

3) 留学生支援のためのホームステイ等事業

市内大学・近隣都市大学対象の留学生対象のホームステイ・ホームビジット事業

ホームステイは1泊2日、ホームビジットは日帰りを実施

時期：春・秋期 年2回（1回20家庭程度）

受入れ家族：西宮市国際交流協会ホームステイボランティアの会メンバー

※留学生と受入れ家族との交流バスツアーも実施

4) 社会体験実習生の受入れ

○留学生

関西学院大学の留学生を原則、1名を2月頃、50時間程度で、留学生と大学と調整のうえ、社会体験実習生として受け入れている。

業務は1. 事務補助（職員の補助）

2. イベント参加（国際交流デー、地域のイベント）等
3. 協会事業参加（FMラジオ外国語放送・元気印、ふでばこ等）等
4. 他企業・事業所の仕事体験、施設見学

6. 留学生等地域国際理解講座等派遣事業

：自治会、学校等地域でミニ国際理解講座（語学含む）を実施する。

：留学生等地域外国人人材バンクを設置し、国際理解講座講師派遣、国際理解講座の企画、開催サポートを行う。

※派遣対象：人材バンク登録者（公募）一市内留学生、在住在勤外国人等。

登録者 25名（目標）

3 国際理解に関する事業 (3,995千円)

当事業では、国際交流に関する市民の関心を高め、また世界各国の文化等に対する理解を深めるため、国際理解講座や国際交流関係の啓発、情報・資料の提供など、主として市民の国際感覚や国際理解を深めるための事業を実施する。

1. 国際理解関係講座の主催

市民の国際感覚や国際理解を深めるため、一般市民を対象に講座等を開催する。

1) 国際理解講座

世界の暮らしや環境問題、多文化共生社会に関する課題等をテーマに講座を実施し国際理解を深める。

回数等：1回90分、年2～3回程度実施。原則無料（各回受講者40人程度募集）。

2) 外国語でエンジョイ（英語、中国語、フランス語など）

外国人ゲストによるミニプレゼンテーションやフリートーキングを通じて交流し、その文化やライフスタイルにふれ、国際理解を深める。

回数等：1回90分、年5回程度実施。参加料：原則500円程度（各回受講者15人程度募集）。

3) 外国語講座

①中国語講座

「中国語会話」講座を、中国・紹興市からの国際交流事務研修生の協力により開催し、語学習得を通して、国際理解を深める。

回数等：週1回、1回90分、全10回（年1期、秋）。参加料：2,000円（受講者30名程度募集）。

②英会話講座

英語による交流も可能とする、きっかけ作りを行う「ネイティブによる英会話講座」の開講7コース（入門、初級①②、中級①②③、キッズコース）

年間30回

定員各16名程度（キッズコース：定員12名）

4) 国際理解教室事業

市内小中学校（原則、公立）へ外国人講師を派遣し、母国の文化や言葉、遊び等を紹介し、外国人と児童生徒との交流を行う。

5) 市教育委員会との協働事業実施

市教育委員会開催の協働事業として参加。

・図書館等へ外国人を派遣し、母語での絵本の読み聞かせや、日本語等での母国の紹介等を行う。

2. 国際理解関係の体験事業

1) 外国料理体験事業

外国人ゲストの作成メニューによる外国料理づくりを体験しながら、国際理解を深める。

時期：一般市民を対象に、年2回。（食文化交流ボランティアの会が運営協力）

参加料：要。（参加者：外国人、日本人各10人程度募集）

3. 特別講座

多文化共生の地域づくりや身近な国際交流に理解を深めるための講座（講演）等を開催する。

一般市民の国際理解や多文化共生の地域づくりの意識を育む。

回数等：1回90分、年1～2回程度実施。原則無料（受講者30人、70人程度募集）。

4. 国際理解関係講座の受託

生涯学習講座を受託し、市民の国際理解を深める。

1) 生涯学習講座事業の受託

西宮市生涯学習大学・宮水学園の講座「国際コース」3講義を通じて、国際理解を深める。

回数等：一般市民（一般募集の宮水学園受講生）を対象に、年3回、1回90分（受講生約100人）。

5. 姉妹友好都市の紹介事業

1) 姉妹友好都市ウィーク

姉妹友好提携4都市について紹介する展示や、海外姉妹友好都市の市民等による講話等をウィーク事業として開催し、市民の国際理解を深める機会を提供し、国際交流の必要性を啓発する。

時期：一般市民を対象に、年4回、1都市1回、各1週間。

[西宮市と各姉妹友好市民の会との共催事業]

6. 国際理解関係の情報提供事業

一般市民を対象に、国際理解に資する国際交流関係等の情報提供を行う。

1) 国際交流関係の基本情報の提供、啓発

国際交流活動に必要な図書等の提供・貸出、国際交流関係の啓発資料、協会事業紹介、行政情報や文化情報資料等の提供を行い、国際理解の必要性を啓発する。

提供方法：当協会資料コーナー、展示コーナー掲示、ホームページ、Facebook等。通年実施。

2) FMラジオ、協会機関紙及びイベント出展等による啓発

各種媒体等を活用して、国際交流情報の提供や国際理解の普及啓発を図る。

・「元気印国際交流」放送：外国人ゲストの生活や活動の紹介を通じ、国際化、国際理解を図る。

時期：毎月2回（第3、4土曜日）、1回20分、通年。既放送分はインターネット配信。

・「ふれあい通信」発行：国際交流情報や協会各種事業等の紹介を通じ、国際理解を図る。

回数等：年4回発行（3カ月毎）。[スタッフボランティア協力事業]

対象：当協会賛助会員、一般市民を対象に提供（市内官公署ほかで配布）。

- ・「にしのみや市民祭り」への参加

出展：国際交流資料の展示・配布や外国人ボランティアとの交流等を通じ、国際交流を図る。

時期：年1回 実施日未定

4 収益事業（会議室貸出事業）（695 千円）

当事業では、協会が事業に使用し管理する会議室の貸出しを図る。

1. 会議室貸出事業

当協会の主催事業（ボランティア自主活動グループ含む）および共催事業として使用予定のない空き会議室を一般市民向けに貸出し、有効活用を図る。通年実施。

- ・貸出施設・設備：会議室2室、ホワイトボード等。
- ・貸出対象：一般市民（対象は不特定）。
- ・貸出受付：2カ月前の初日開始 窓口、電話で受付可能。
- ・利用料：会議室 時間帯別 3,000 円～4,000 円（賛助会員 1,000 円引き）。付属設備使用は無料。

5 その他事業（その他国際交流活動への支援事業）（547 千円）

当事業では、海外諸都市との友好交流関係団体への支援や参加対象者が一定限定される交流事業への支援等を行う。

1. 姉妹友好都市等海外諸都市関係の市民友好交流及び地域の国際交流活動の活性化事業等。

1) 姉妹友好都市にかかる関係団体の育成事業

姉妹友好都市との交流を促進する関係団体が実施する事業を支援する。

支援内容：事業の共催・後援、協賛

姉妹友好都市交流市民の会事業（4 団体）

2) 高校生交換受入れ事業への支援

姉妹都市米国スポーケン市との間で高校生3名を相互に受入れし、ホームステイする中で異文化交流・理解を深める取組事業に対して助成等の支援を行う。

参加対象：西宮市内在学の高校生

参加料：一部旅費自己負担

時期：年1回

交換期間：各6週間

場所：西宮市・スポーケン市の家庭および高校

事業主体：西宮スポーケン姉妹都市協会、西宮くすの木会

3) 国際交流団体との連携協力

○兵庫県、阪神各市、県外他市国際交流協会等と広く情報交換し、連携協力する。

「ひょうご国際交流団体連絡協議会」への参加

内容：①関係会議、研修会に参加するとともに、事業支援を行う。

②関係団体（他市等公共団体、公共的団体）の依頼に応じて、研修会等に講師等派遣する。

○近隣中核市4市国際交流協会等と広く情報交換し、連携協力する。

「NATS4市（西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市）国際交流団体協議会」への参加

内容：①連携協力。

②協働事業の実施。

4) 交流イベントの開催

外国人市民も参加する、国際交流イベント（野外含む）を開催し、国際交流を深める場とする。

対象：一般外国人及び市民。

時期：年1回。

場所：市内（原則）。

参加料：原則無料（必要経費負担の場合有り）。

5) 国際化を担う人材育成

市の窓口で外国人市民とコミュニケーションが円滑に行えるよう、外国語の日常会話や窓口で必要な会話の基礎を学ぶ。また、研修を通して地域の多文化共生についての理解を深め、外国人市民が利用しやすい窓口を目指す。

収支（正味財産増減）予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	746,000			746,000
基本財産受取利息	746,000			746,000
特定資産運用益				
特定資産運用益				
会費収益	278,000		1,105,000	1,383,000
団体会費収益	104,000		416,000	520,000
個人会費収益	107,000		424,000	531,000
ボランティア会費収益	67,000		265,000	332,000
事業収益		500,000		500,000
会議室使用料		500,000		500,000
受託収益	3,575,000			3,575,000
国際交流事務研修生受入事業受託収益	1,100,000			1,100,000
ロト・エ・カロナ周年記念事業受託収益	1,200,000			1,200,000
スポーケン市60周年事業受託収益	1,200,000			1,200,000
宮水学園講座受託収益	75,000			75,000
受取補助金	17,093,000	1,433,000	5,244,000	23,770,000
受取補助金	16,232,000	1,433,000	5,244,000	22,909,000
令和5年度市町日本語教育体制づくり事業補助金	861,000			861,000
受取負担金	4,000,000			4,000,000
負担金収入	4,000,000			4,000,000
寄付金収益	1,000			1,000
寄付金収益	1,000			1,000
雑収益	15,000			15,000
受取利息	5,000			5,000
雑収益	10,000			10,000
経常収益計	25,708,000	1,933,000	6,349,000	33,990,000
(2) 経常費用				
事業費	29,288,000	1,903,000		31,191,000
給料手当	2,637,000			2,637,000
臨時雇賃金	126,000			126,000
福利厚生費	462,000			462,000
旅費交通費	1,054,000	25,000		1,079,000
通信運搬費	1,901,000			1,901,000
消耗什器備品費	282,000			282,000
消耗品費	2,205,000	33,000		2,238,000
修繕費	70,000			70,000
印刷製本費	2,497,000	1,000		2,498,000
光熱水料費	2,135,000	338,000		2,473,000
賃借料	1,725,000	87,000		1,812,000
保険料	439,000	5,000		444,000
諸謝金	4,592,000	23,000		4,615,000
共益費	4,459,000	557,000		5,016,000
支払負担金	10,000	10,000		20,000
支払助成金	1,370,000	500,000		1,870,000
委託費	2,866,000	324,000		3,190,000
会議費	400,000			400,000
雑費	58,000			58,000

収支（正味財産増減）予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
管理費			6,453,000	6,453,000
役員報酬			330,000	330,000
給料手当			2,637,000	2,637,000
福利厚生費			462,000	462,000
会議費			20,000	20,000
旅費交通費			83,000	83,000
通信運搬費			93,000	93,000
減価償却費			31,000	31,000
消耗什器備品費			100,000	100,000
消耗品費			88,000	88,000
修繕費			30,000	30,000
印刷製本費			106,000	106,000
光熱水料費			664,000	664,000
賃借料			87,000	87,000
諸謝金				
共益費			557,000	557,000
支払負担金			138,000	138,000
委託費			837,000	837,000
雑費			190,000	190,000
経常費用計	29,288,000	1,903,000	6,453,000	37,644,000
当期経常増減額	△ 3,580,000	30,000	△ 104,000	△ 3,654,000
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
法人税等			82,000	82,000
経常外費用計			82,000	82,000
当期経常外増減額			△ 82,000	△ 82,000
当期一般正味財産増減額	△ 3,580,000	30,000	△ 186,000	△ 3,736,000
一般正味財産期首残高	7,920,143	△ 4,291,065	△ 1,926,333	1,702,745
一般正味財産期末残高	4,340,143	△ 4,261,065	△ 2,112,333	△ 2,033,255
II 指定正味財産増減の部				
① 基本財産運用益	746,000			746,000
基本財産受取利息	746,000			746,000
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息				
③ 一般正味財産への振替額	△ 746,000			△ 746,000
一般正味財産への振替額	△ 746,000			△ 746,000
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高	328,650,000			328,650,000
指定正味財産期末残高	328,650,000			328,650,000
III 正味財産期末残高	332,990,143	△ 4,261,065	△ 2,112,333	326,616,745

西宮市土地開発公社の経営状況を説明する書類提出の件

地方自治法第243条の3第2項の規定により西宮市土地開発公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市土地開発公社 令和4年度事業報告書

1 公有地取得事業 取得

該当なし

処分

該当なし

2 土地造成事業（宅地分譲）

公社造成

(単位：㎡・円)

事業名	販売区画数	売却区画数	面積	契約金額
市有地造成分譲	10	10	1,519.76	299,603,000
名塩さくら台分譲	6	6	1,422.99	36,370,000
合計	16	16	2,942.75	335,973,000

3 附帯等事業

(単位：㎡・円)

事業名	面積	賃料収入
甲子園浜1丁目土地活用	55,941.66	124,320,000
合計	55,941.66	124,320,000

4 あっせん等事業

(単位：円)

事業名	除草等経費	事務費	公社事業収入
津門大塚町土地維持管理委託業務	1,892,880	94,644	1,987,524
合計	1,892,880	94,644	1,987,524

収支決算書

1 収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：円)

款	項	目	決 算 額
1 事業収益			481,987,753
	1 公有地取得事業収益		0
		1 土地原価収入	0
		2 その他土地収入	0
		3 事務費収入	0
	2 土地造成事業収益		355,680,229
		1 完成土地等売却収益	355,680,229
	3 附帯等事業収益		124,320,000
		1 保有土地賃貸等事業収益	124,320,000
	4 あっせん等事業収益		1,987,524
		1 あっせん等事業収益	1,987,524
2 事業外収益			238,916
	1 受取利息		4,442
		1 基本財産運用収入	200
		2 預金利息	4,242
	2 雑収益		234,474
		1 雑収入	234,474
収 入 合 計			482,226,669

(支 出)

(単位：円)

款	項	目	決 算 額
1 事業原価			349,552,123
	1 公有地取得事業原価		0
		1 土地売却原価	0
		2 その他土地売却原価	0
	2 土地造成事業原価		347,659,243
		1 完成土地等売却原価	347,659,243
	3 附帯等事業原価		0
		1 保有土地賃貸等事業原価	0
	4 あっせん等事業原価		1,892,880
		1 委託費	1,892,880
	2 販売費及び一般管理費		
	1 一般管理費		56,906,666
		1 報酬	13,523,493
		2 賃金	0
		3 法定福利費	2,315,604
		4 旅費	3,320
		5 需用費	685,662
		6 使用料及び賃借料	1,227,248
		7 備品費	33,220
		8 役務費	924,796
		9 委託費	88,423
		10 公課費	38,104,900
3 事業外費用			0
	1 支払利息		0
		1 支払利息	0
	2 雑損失		0
		1 雑損失	0
支 出 合 計			406,458,789

2 資本的收入及び支出

(収 入)

(単位：円)

款	項	目	決 算 額
1 資本的收入			2,000,000,000
	1 借入金		2,000,000,000
		1 長期借入金	2,000,000,000
収 入 合 計			2,000,000,000

(支 出)

(単位：円)

款	項	目	決 算 額
1 資本の支出			2,368,435,289
	1 公有地取得事業費		20,776,046
		1 土地買収費	0
		2 補償費	0
		3 需用費	0
		4 鑑定料	0
		5 役務費	0
		6 委託費	0
		7 工事費	0
		8 支払利息	20,776,046
	2 土地造成事業費		347,659,243
		1 土地買収費	321,788,137
		2 補償費	0
		3 報酬	3,442,546
		4 鑑定料	937,200
		5 委託費	10,959,960
		6 工事費	10,531,400
	3 長期借入金償還金		2,000,000,000
		1 長期借入金償還金	2,000,000,000
支 出 合 計			2,368,435,289

財 産 目 録
(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

区 分	金 額	
資産の部		
流動資産		5,618,180,428
預金	159,172,597	
未収金	21,694,753	
公有用地	5,437,313,078	
完成土地等	0	
前払金	0	
固定資産		10,000,000
投資その他の資産		
長期性預金	10,000,000	
資 産 の 部 計 (A)		5,628,180,428
負債の部		
流動負債		300,651,549
未払金	572,249	
短期借入金	300,000,000	
前受金	0	
預り金	79,300	
固定負債		4,100,800,000
長期借入金	4,000,000,000	
長期預り金	100,800,000	
負 債 の 部 計 (B)		4,401,451,549
正 味 財 産 (A)-(B)		1,226,728,879

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

資 産 の 部		(単位：円)
1	流動資産	
(1)	現金及び預金(附属明細表 1 参照)	159,172,597
(2)	事業未収金	21,694,753
(3)	その他未収金	0
(4)	公有用地(附属明細表 2 参照)	5,437,313,078
(5)	完成土地等(附属明細表 3 参照)	0
(6)	前払金	<u>0</u>
	流動資産合計	5,618,180,428
2	固定資産	
(1)	投資その他の資産	
ア	長期性預金(附属明細表 1 参照)	10,000,000
	投資その他の資産合計	<u>10,000,000</u>
	固定資産合計	<u>10,000,000</u>
	資産合計	<u><u>5,628,180,428</u></u>
負 債 の 部		
1	流動負債	
(1)	未払金	572,249
(2)	短期借入金(附属明細表 4 参照)	300,000,000
(3)	前受金	0
(4)	預り金	<u>79,300</u>
	流動負債合計	300,651,549
2	固定負債	
(1)	長期借入金(附属明細表 5 参照)	4,000,000,000
(2)	長期預り金	100,800,000
	固定負債合計	<u>4,100,800,000</u>
	負債合計	<u>4,401,451,549</u>
資 本 の 部		
1	資本金	
(1)	基本財産(附属明細表 6 参照)	<u>10,000,000</u>
	資本金合計	10,000,000
2	準備金	
(1)	前期繰越準備金	1,140,960,999
(2)	当期利益	<u>75,767,880</u>
	準備金合計	<u>1,216,728,879</u>
	資本合計	<u>1,226,728,879</u>
	負債・資本合計	<u><u>5,628,180,428</u></u>

(重要な会計方針)

たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

損益計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業収益(附属明細表 7 参照)		
(1) 公有地取得事業収益	0	
(2) 土地造成事業収益	355,680,229	
(3) 附帯等事業収益	124,320,000	
(4) あっせん等事業収益	<u>1,987,524</u>	481,987,753
2 事業原価(附属明細表 8 参照)		
(1) 公有地取得事業原価	0	
(2) 土地造成事業原価	347,659,243	
(3) あっせん等事業原価	<u>1,892,880</u>	<u>349,552,123</u>
事業総利益		132,435,630
3 販売費及び一般管理費		
(1) 一般管理費	<u>56,906,666</u>	<u>56,906,666</u>
事業利益		75,528,964
4 事業外収益		
(1) 受取利息	4,442	
(2) 雑収益	<u>234,474</u>	<u>238,916</u>
経常利益		75,767,880
当期利益		<u><u>75,767,880</u></u>

キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

I	事業活動によるキャッシュ・フロー	
	公有地取得事業収入	0
	土地造成事業収入	379,165,896
	その他事業収入	115,052,361
	その他の業務収入	236,168
	公有地取得事業支出	△ 20,776,046
	土地造成事業支出	△ 740,064,673
	取得に係る支出	△ 689,271,941
	管理に係る支出	△ 50,792,732
	その他事業支出	△ 1,892,880
	人件費支出	△ 15,752,635
	その他の業務支出	△ 41,055,749
	小計	<u>△ 325,087,558</u>
	利息の受取額	<u>4,442</u>
	事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 325,083,116</u>
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	長期性預金の満期による収入	10,000,000
	長期性預金の預入れによる支出	△ 10,000,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期借入れによる収入	700,000,000
	短期借入金の返済による支出	△ 800,000,000
	長期借入れによる収入	2,000,000,000
	長期借入金の返済による支出	<u>△ 2,000,000,000</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 100,000,000</u>
IV	現金及び現金同等物増加額（又は減少額）	<u>△ 425,083,116</u>
V	現金及び現金同等物期首残高	<u>584,255,713</u>
VI	現金及び現金同等物期末残高	<u>159,172,597</u>

附 属 明 細 表

1 現金及び預金明細表

(単位：円)

科目	種類	金額	摘要
現金	—	0	
預金	普通	159,172,597	
	定期	10,000,000	
計		169,172,597	

2 公有用地明細表

(単位：㎡・円)

資産区分		甲子園浜下水処理場用地	合計
期首 残高	面積	55,941.66	55,941.66
	金額	5,416,537,032	5,416,537,032
当期 増加 高	面積	0.00	0.00
	用地費	0	0
	補償費	0	0
	工事費	0	0
	測量試験費	0	0
	諸経費	0	0
	支払利息	20,776,046	20,776,046
	計	20,776,046	20,776,046
当期 減少 高	面積	0.00	0.00
	金額	0	0
期末 残高	面積	55,941.66	55,941.66
	金額	5,437,313,078	5,437,313,078

3 完成土地等明細表

(単位：㎡・円)

資産区分		南部宅地 分譲用地	名塩さくら台 宅地分譲用地	合計
期首 残高	面積	0.00	0.00	0.00
	金額	0	0	0
当期 増加 高	面積	1,519.76	1,422.99	2,942.75
	用地費	287,074,867	34,713,270	321,788,137
	補償費	0	0	0
	工事費	368,500	10,162,900	10,531,400
	測量試験費	9,933,660	1,963,500	11,897,160
	諸経費	3,442,546	0	3,442,546
	支払利息	—	—	—
	計	300,819,573	46,839,670	347,659,243
当期 減少 高	面積	1,519.76	1,422.99	2,942.75
	金額	300,819,573	46,839,670	347,659,243
	評価減	0	0	0
期末 残高	面積	0.00	0.00	0.00
	金額	0	0	0

4 短期借入金明細表

(単位：円)

借入先	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高
あおぞら銀行	400,000,000	400,000,000	800,000,000	0
播州信用金庫	0	300,000,000	0	300,000,000
計	400,000,000	700,000,000	800,000,000	300,000,000

5 長期借入金明細表

(単位：円)

借入先	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高
三井住友銀行	4,000,000,000	0	2,000,000,000	2,000,000,000
淡路信用金庫	0	2,000,000,000	0	2,000,000,000
計	4,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	4,000,000,000

6 資本金明細表

(単位：円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	西宮市	10,000,000	定期預金 10,000,000
計		10,000,000	

7 事業収益明細表

(単位：円)

科目	目	金額	摘要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益	0	土地原価収入 0
			その他土地収入 0
			事務費収入 0
土地造成事業収益	完成土地等売却収益	355,680,229	土地売却収入 335,973,000
	宅地分譲売却収益		その他売却収入 19,707,229
附帯等事業収益	保有土地賃貸等事業収益	124,320,000	
あっせん等事業収益	県委託管理事業収益	1,987,524	
合	計	481,987,753	

8 事業原価明細表

(単位：円)

科目	目	金額	摘要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価	0	土地売却原価 0
			その他土地売却原価 0
土地造成事業原価	完成土地等売却原価	347,659,243	土地売却原価 321,788,137
	宅地分譲売却原価		その他諸経費売却原価 25,871,106
あっせん等事業原価	県委託管理原価	1,892,880	
合	計	349,552,123	

令和5年度事業計画書

1 公有地取得事業

取得

(単位：㎡・千円)

事業名	事業費	用地買収		物件補償	
		面積	金額	件数	金額
公共事業関連用地	366,463	2,520	365,398	1	1,065
合計	366,463	2,520	365,398	1	1,065

2 土地造成事業

(単位：㎡・千円)

区分		事業費	区画数	分譲面積	分譲収益
市有地造成等・分譲事業	当年度分譲分	223,088	—	—	230,803
	翌年度以降分		—	—	
名塩さくら台造成等・分譲事業	当年度分譲分	100,235	13	3,103	105,972
	翌年度以降分		—	—	
合計		323,323	13	3,103	336,775

3 附帯等事業

(単位：㎡・千円)

事業名	面積	賃料収入
甲子園浜1丁目土地活用	55,941	124,320
合計	55,941	124,320

令和5年度予算書

(総則)

第1条 令和5年度西宮市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び収益的支出の予定額は、次のとおり定める。

		(単位：千円)	
		収	入
第1款	事業	収益	461,098
	第1項	公有地取得事業収益	3
	第2項	土地造成事業収益	336,775
	第3項	附帯等事業収益	124,320
第2款	事業外	収益	27
	第1項	受取利息	2
	第2項	雑収益	25
		収入合計	461,125
		支	出
第1款	事業	原価	323,325
	第1項	公有地取得事業原価	2
	第2項	土地造成事業原価	323,323
第2款	販売費及び一般管理費		61,586
	第1項	一般管理費	61,586
第3款	事業外	費用	1
	第1項	支払利息	0
	第2項	雑損失	1
		支出合計	384,912

収益的収入支出差引額 = 461,125 - 384,912 = 76,213

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 323,323千円 は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		入		(単位：千円)
第1款	資本的収入			2,461,869
第1項	借入金			2,461,869
	収入合計			2,461,869
		出		
第1款	資本的支出			2,785,192
第1項	公有地取得事業費			461,869
第2項	土地造成事業費			323,323
第3項	長期借入金償還金			2,000,000
	支出合計			2,785,192

資本的収入支出差引額=2,461,869-2,785,192= △ 323,323

(長期借入金)

第4条 金融機関等の長期借入金限度額は、10,000,000千円と定める。

(短期借入金)

第5条 金融機関等の短期借入金限度額は、10,000,000千円と定める。

(予算実施計画)

第6条 収支予算の実施計画は、令和5年度西宮市土地開発公社予算実施計画のとおりとする。

令和5年度予算実施計画書

I 収益的収入及び支出

1 収入

(単位：千円)

款	項	目	金額
1	事業収益		461,098
	1	公有地取得 事業収益	3
		1	土地原価収入 1
		2	その他土地収入 1
		3	事務費収入 1
	2	土地造成 事業収益	336,775
		1	完成土地等売却 収益 336,775
	3	附帯等 事業収益	124,320
		1	保有土地 賃貸等収益 124,320
2	事業外収益		27
	1	受取利息	2
		1	基本財産 運用収入 1
		2	預金利息 1
	2	雑収益	25
		1	雑収入 25
収入合計			461,125

2 支 出

(単位：千円)

款	項	目	金 額		
1	事業原価		323,325		
	1	公有地取得 事業原価	2		
		1	土地売却原価	1	
		2	その他土地 売却原価	1	
	2	土地造成 事業原価	323,323		
		1	完成土地等 売却原価	323,323	
2	販売費及び 一般管理費		61,586		
	1	一般管理費	61,586		
		1	報酬	14,088	
		2	賃金	1	
		3	法定福利費	2,794	
		4	旅費	179	
		5	需用費	1,873	
		6	使用料及び 賃借料	1,353	
		7	備品費	116	
		8	負担金	66	
		9	役務費	1,692	
		10	委託費	1,319	
		11	公課費	38,105	
3	事業外費用		1		
	1	支払利息	1	支払利息	0
	2	雑損失	1	雑損失	1
支 出 合 計			384,912		

Ⅱ 資本的收入及び支出

1 収 入

(単位：千円)

款	項	目	金 額	
1	資本的收入		2,461,869	
	1	借入金	2,461,869	
		1	長期借入金	2,461,869
収 入 合 計			2,461,869	

2 支 出

款	項	目	金 額	
1	資本的支出		2,785,192	
	1	公有地取得 事業費	461,869	
		1	土地買収費	365,398
		2	補償費	1,065
		3	需用費	60
		4	鑑定料	0
		5	役務費	1
		6	委託費	0
		7	工事費	0
		8	支払利息	95,345
	2	土地造成 事業費	323,323	
		1	土地買収費	74,925
		2	補償費	4,200
		3	報酬	4,054
		4	鑑定料	1,635
		5	委託費	13,722
		6	工事費	214,735
		7	負担金	10,052
	3	長期借入金 償還金	2,000,000	
		1	長期借入金 償還金	2,000,000
支 出 合 計			2,785,192	

令和5年度資金計画書

令和5年度西宮市土地開発公社の資金計画は、次に定めるところによる。

(単位：千円)

区 分		当年度予定額
受 入	繰越資金	178,947
	公有地取得事業収入	3
	土地造成事業収入	336,775
	附帯事業収益	124,320
	短期借入金	400,000
	長期借入金	2,461,869
	受取利息	2
	雑収	25
	合 計	3,501,941
支 払	公有地取得費	366,524
	土地造成事業費	323,323
	短期借入金償還金	600,000
	長期借入金償還金	2,000,000
	借入金支払利息	95,345
	事業外費用雑損失	1
	一般管理費	61,586
	合 計	3,446,779
差引次年度繰越		55,162

公益財団法人西宮市文化振興財団の経営状況を説明する書類提出の件

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により公益財団法人西宮市文化振興財団の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 16 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

公益財団法人 西宮市文化振興財団
令和4年度事業報告書

1 自主芸術文化事業

開催日	事業名	入場人員(人)
5/21(土) 6/4(土) 7/2(土)	ゑびす寄席 (出前寄席)	延158
6/2(木) 6/30(木) 7/7(木)	おさんぽアミティ「あすなろ学級アウトリーチ」	延47
6/11(土)	甲東サロンコンサート	88
6/11(土) 7/31(日)	学生のための「ジャズ・クリニック」	延41
6/26(日)	西宮太鼓フェスティバル	528
7/29(金)	おさんぽアミティ「ダイナミックアート 大きなキャンパスに気分は画家さん!!おさかなが泳ぐ海を描こう!!」	延41
8/5(金) 8/26(金) 9/25(日) 2/3(金) 3/3(金) 3/18(土)	市民文化サロン「西宮文学案内」	延595
8/6(土)	アート for キッズ「子と親のはじめてのホール体験プリンセスコンサート」	371
8/20(土) 10/5(水) 1/18(水)	名画鑑賞会	延980
8/22(月)	おさんぽアミティ「わたしとみんなのダンスWS③」	8
8/24(水)	おさんぽアミティ「わたしとみんなのダンスWS①」	34
9/3(土)	にしきたショパン 超!特別上映会	560
9/10(土)	第10回大学OBビッグバンドジャズ祭りin西宮	398
9/17(土)	ミ・ベモル サクソフォンアンサンブル コンサート	500
9/18(日)	おさんぽアミティ「わたしとみんなのダンスWS④-1 カラダで遊ぼう!のびのびダンスワークショップ」	延32
9/22(木) 9/30(金)	おさんぽアミティ「わたしとみんなのダンスWS④-2 20代、30代のあなたへ 動かそうここからだ」	延9
10/15(土)	おさんぽアミティ「ミ・ベモルメンバーによる吹奏楽クリニック」	30
10/30(日)	おさんぽアミティ「ハンドパンWS」	延17
11/12(土)	大阪音楽大学専攻科生による「オータムコンサート」	117
11/20(日)	平和のつどい 名画特別上映会	183
11/27(日)	「青春の音楽祭」コンサート	351
12/2(金)	ニューイヤーコンサート プレ企画	27
12/4(日)	おさんぽアミティ「福祉施設アウトリーチ」	32
12/5(月)	おさんぽアミティ「あすなろ学級×ミ・ベモルサクソフォンアンサンブルコンサート」	74
12/5(月)	おさんぽアミティ「アミティ・ランチタイムコンサート」	306
12/7(水)	にしのみやオペラ プレ企画	252

開催日	事業名	入場人員(人)
12/17(土)	おさんぼアミティ「プレママ・プレパパピアノコンサート」	15
12/22(木)	おさんぼアミティ「ACTAクリスマスコンサート」	250
12/23(金)	文楽セミナー(文楽に遊ぶ)	75
1/13(金)	ニューイヤーコンサート	101
1/14(土) 1/21(土) 1/22(日)	おさんぼアミティ「アミティ演劇倶楽部 みんなで朗読劇を作る」	延53
2/4(土) 2/5(日)	にしのみやアジア映画祭	延609
2/19(日)	社会人バンドフェスティバル「なないろの音楽だより」(吹奏楽)	454
2/23(木・祝)	にしのみやオペラ「不思議の国のアリス」	740
2/25(土)	宮っ子おやこコンサート	277
3/4(土)	なるお寄席	610
3/6(月)	おさんぼアミティ「はじめましての音楽会」	21
3/11(土) 3/18(土) 3/19(日)	おさんぼアミティ「わたしとみんなのダンスWS②」	延45
通年	おうちでアミティ	[オンライン]
通年	芸術文化情報の収集提供事業	—
通年	さくらFM放送委託事業	—
通年	文化団体・高校等共催後援事業	共催1件 後援107件
	友の会推進事業	—
	舞台芸術推進事業	—

実施報告事業のうち、主催公演については一部、会場定員の50%を上限として客席を設定。来場者検温をはじめとした感染症対策を実施したうえで開催した。

以下については新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、出演者との協議のうえ中止とした。

開催日	事業名	入場人員(人)
中止	社会人バンドフェスティバル「なないろの音楽だより」(ビッグバンド)	—

2 受託文化事業等

開催日	事業名	入場人員(人)
6/4(土)	西宮虹舞台事業 (浜脇のふるさとづくり事業)	300
7/2(土)~7/9(土)	西宮市展	延1,588
11/3(木・祝)	西宮市民音楽祭	325
10/1(土)	西宮文芸「表情」発行	—
10/1(土)	Classicコンサートinプレラ	187
10/14(金)~10/29(土)	西宮芸術文化協会作家の近作展	883
1/9(月・祝)	能楽講座 気軽に楽しもう!能の世界	160
3/10(金)	古典芸能鑑賞会 日本舞踊	253
10/8(土) 10/9(日)	野外文化事業	延3,000
10/16(日)~11/9(水)	第71回西宮市民文化祭	49,617
12/18(日)	さよならコンサート	780
通年	まちかどコンサート	延336
通年	西宮少年合唱団育成事業	—
通年	西宮市吹奏楽団育成事業	—
通年	団体育成事業	—
通年	アーティストバンク事業 (にしのみや新進アーティストボックス)	—
通年	プラス・クリニック事業[実行委員会への参画]	—
通年	西宮市小中学校へのアウトリーチ事業[実行委員会への参画]	音楽27件 ダンス5件 美術11件 古典23件

3 芸術文化情報の収集提供事業

「西宮カルチャー・イベント・カレンダー」等により当財団の事業だけでなく、広く市内の芸術文化の催し物の情報などを発信するとともに、ホームページ、アミティータイム(文化振興財団情報チラシ)、さくらFM、SNS等により財団事業の情報発信に取り組んだ。

4 施設管理運営事業

西宮市民会館は指定管理者として、東高校ホールは教育委員会からの受託により管理運営を行った。

正味財産増減計算書総括表
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	4,513,069	4,513,069
基本財産受取利息	0	0	4,513,069	4,513,069
② 特定資産運用益	206,200	0	0	206,200
特定資産受取利息	206,200	0	0	206,200
③ 自主事業収益	6,199,700	0	0	6,199,700
芸術文化鑑賞振興育成事業収益	6,199,700	0	0	6,199,700
④ 指定管理料収益	80,570,011	43,383,852	0	123,953,863
西宮市民会館指定管理料収益	80,570,011	43,383,852	0	123,953,863
⑤ 受託事業収益	66,930,610	17,535,038	0	84,465,648
東高校ホール管理運営受託事業収益	21,431,727	17,535,038	0	38,966,765
公共団体等実施文化事業受託事業収益	45,498,883	0	0	45,498,883
⑥ 受取補助金等	42,001,963	498,420	8,094,929	50,595,312
受取芸術文化鑑賞振興育成事業補助金	41,076,325	0	0	41,076,325
受取財団派遣職員給与費等補助金	925,638	498,420	8,094,929	9,518,987
⑦ 雑収益	756,630	1,430,861	200	2,187,691
総務雑収益	0	1,430,861	0	1,430,861
自主事業雑収益	756,630	0	0	756,630
受取利息	0	0	200	200
経常収益計	196,665,114	62,848,171	12,608,198	272,121,483
(2) 経常費用				
① 事業費	199,621,382	62,276,044	0	261,897,426
報酬	24,542,775	8,749,676	0	33,292,451
給料手当	25,506,239	0	0	25,506,239
臨時雇賃金	4,455,831	1,125,328	0	5,581,159
退職給付費用	1,359,868	165,280	0	1,525,148
福利厚生費	8,330,362	1,953,109	0	10,283,471
旅費交通費	208,227	3,073	0	211,300
交際費	900	0	0	900
通信運搬費	2,426,818	95,744	0	2,522,562
消耗品費	7,240,150	1,804,733	0	9,044,883
修繕費	6,206,345	3,715,776	0	9,922,121
印刷製本費	4,887,209	0	0	4,887,209
燃料費	23,430	0	0	23,430
光熱水料費	21,251,784	11,443,270	0	32,695,054
賃借料	7,711,285	988,352	0	8,699,637
支払保険料	67,199	19,421	0	86,620
諸謝金	8,577,016	0	0	8,577,016
租税公課	4,611,070	1,478,230	0	6,089,300
著作権使用料	231,156	0	0	231,156
支払負担金	170,650	14,350	0	185,000
委託料	67,996,441	30,268,847	0	98,265,288
支払手数料	1,313,592	450,855	0	1,764,447
広告宣伝費	42,900	0	0	42,900
助成金	0	0	0	0
賞与引当金繰入額	2,460,135	0	0	2,460,135

正味財産増減計算書総括表
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	合 計
②管理費	0	0	10,580,707	10,580,707
報酬	0	0	2,362,800	2,362,800
福利厚生費	0	0	6,056,488	6,056,488
旅費交通費	0	0	42,100	42,100
交際費	0	0	7,321	7,321
通信運搬費	0	0	208,910	208,910
減価償却費	0	0	49,683	49,683
消耗品費	0	0	588,825	588,825
修繕費	0	0	69,102	69,102
印刷製本費	0	0	21,980	21,980
燃料費	0	0	69,505	69,505
賃借料	0	0	61,268	61,268
支払保険料	0	0	187,690	187,690
諸謝金	0	0	0	0
租税公課	0	0	10,600	10,600
支払負担金	0	0	184,600	184,600
委託料	0	0	220,000	220,000
支払手数料	0	0	439,835	439,835
経常費用計	199,621,382	62,276,044	10,580,707	272,478,133
当期経常増減額	△ 2,956,268	572,127	2,027,491	△ 356,650
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	2,027,491	0	△ 2,027,491	0
当期一般正味財産増減額	△ 928,777	572,127	0	△ 356,650
一般正味財産期首残高	23,359,130	44,342,048	23,481,326	91,182,504
一般正味財産期末残高	22,430,353	44,914,175	23,481,326	90,825,854
II 指定正味財産増減の部				
① 基本財産運用益	0	0	4,513,069	4,513,069
基本財産受取利息	0	0	4,513,069	4,513,069
② 一般正味財産への振替額	0	0	△ 4,513,069	△ 4,513,069
一般正味財産への振替額	0	0	△ 4,513,069	△ 4,513,069
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	500,000,000	500,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	500,000,000	500,000,000
III 正味財産期末残高	22,430,353	44,914,175	523,481,326	590,825,854

正味財産増減計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益目的事業会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
② 特定資産運用益	206,200	205,241	959
特定資産受取利息	206,200	205,241	959
③ 自主事業収益	6,199,700	4,030,800	2,168,900
芸術文化鑑賞振興育成事業収益	6,199,700	4,030,800	2,168,900
④ 指定管理料収益	80,570,011	73,857,142	6,712,869
西宮市民会館指定管理料収益	80,570,011	73,857,142	6,712,869
⑤ 受託事業収益	66,930,610	64,676,155	2,254,455
東高校ホール管理運営受託事業収益	21,431,727	20,780,858	650,869
公共団体等実施文化事業受託事業収益	45,498,883	43,895,297	1,603,586
⑥ 受取補助金等	42,001,963	42,900,000	△ 898,037
受取芸術文化鑑賞振興育成事業補助金	41,076,325	42,900,000	△ 1,823,675
受取財団派遣職員給与費等補助金	925,638	0	925,638
⑦ 雑収益	756,630	914,196	△ 157,566
総務雑収益	0	0	0
自主事業雑収益	756,630	914,196	△ 157,566
受取利息	0	0	0
経常収益計	196,665,114	186,583,534	10,081,580
(2) 経常費用			
① 事業費	199,621,382	189,026,206	10,595,176
報酬	24,542,775	24,796,335	△ 253,560
給料手当	25,506,239	24,923,384	582,855
臨時雇賃金	4,455,831	4,628,080	△ 172,249
退職給付費用	1,359,868	1,415,710	△ 55,842
福利厚生費	8,330,362	7,454,627	875,735
旅費交通費	208,227	584,281	△ 376,054
交際費	900	900	0
通信運搬費	2,426,818	2,645,200	△ 218,382
消耗品費	7,240,150	8,403,002	△ 1,162,852
修繕費	6,206,345	7,708,955	△ 1,502,610
印刷製本費	4,887,209	4,646,511	240,698
燃料費	23,430	22,440	990
光熱水料費	21,251,784	12,427,382	8,824,402
賃借料	7,711,285	6,874,012	837,273
支払保険料	67,199	68,069	△ 870
諸謝金	8,577,016	7,347,205	1,229,811
租税公課	4,611,070	4,735,050	△ 123,980
著作権使用料	231,156	47,286	183,870
支払負担金	170,650	52,000	118,650
委託料	67,996,441	65,529,612	2,466,829
支払手数料	1,313,592	1,645,261	△ 331,669
広告宣伝費	42,900	0	42,900
助成金	0	859,258	△ 859,258
賞与引当金繰入額	2,460,135	2,211,646	248,489
② 管理費	0	0	0
経常費用計	199,621,382	189,026,206	10,595,176
当期経常増減額	△ 2,956,268	△ 2,442,672	△ 513,596

正味財産増減計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益目的事業会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	2,027,491	1,684,502	342,989
当期一般正味財産増減額	△ 928,777	△ 758,170	△ 170,607
一般正味財産期首残高	23,359,130	24,117,300	△ 758,170
一般正味財産期末残高	22,430,353	23,359,130	△ 928,777
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
② 一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	22,430,353	23,359,130	△ 928,777

正味財産増減計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

収益事業等会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
② 特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
③ 自主事業収益	0	0	0
芸術文化鑑賞振興育成事業収益	0	0	0
④ 指定管理料収益	43,383,852	39,769,228	3,614,624
西宮市民会館指定管理料収益	43,383,852	39,769,228	3,614,624
⑤ 受託事業収益	17,535,038	17,002,506	532,532
東高校ホール管理運営受託事業収益	17,535,038	17,002,506	532,532
公共団体等実施文化事業受託事業収益	0	0	0
⑥ 受取補助金等	498,420	0	498,420
受取芸術文化鑑賞振興育成事業補助金	0	0	0
受取財団派遣職員給与費等補助金	498,420	0	498,420
⑦ 雑収益	1,430,861	1,162,735	268,126
総務雑収益	1,430,861	1,162,735	268,126
自主事業雑収益	0	0	0
受取利息	0	0	0
経常収益計	62,848,171	57,934,469	4,913,702
(2) 経常費用			
① 事業費	62,276,044	57,496,705	4,779,339
報酬	8,749,676	8,857,137	△ 107,461
給料手当	0	0	0
臨時雇賃金	1,125,328	1,207,349	△ 82,021
退職給付費用	165,280	221,478	△ 56,198
福利厚生費	1,953,109	1,638,247	314,862
旅費交通費	3,073	7,369	△ 4,296
交際費	0	0	0
通信運搬費	95,744	89,812	5,932
消耗品費	1,804,733	2,001,919	△ 197,186
修繕費	3,715,776	4,357,099	△ 641,323
印刷製本費	0	23,100	△ 23,100
燃料費	0	0	0
光熱水料費	11,443,270	6,691,668	4,751,602
賃借料	988,352	879,844	108,508
支払保険料	19,421	19,421	0
諸謝金	0	0	0
租税公課	1,478,230	1,486,850	△ 8,620
著作権使用料	0	0	0
支払負担金	14,350	14,000	350
委託料	30,268,847	29,610,236	658,611
支払手数料	450,855	391,176	59,679
広告宣伝費	0	0	0
助成金	0	0	0
賞与引当金繰入額	0	0	0
② 管理費	0	0	0
経常費用計	62,276,044	57,496,705	4,779,339
当期経常増減額	572,127	437,764	134,363

正味財産増減計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

収益事業等会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	572,127	437,764	134,363
一般正味財産期首残高	44,342,048	43,904,284	437,764
一般正味財産期末残高	44,914,175	44,342,048	572,127
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
② 一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	44,914,175	44,342,048	572,127

正味財産増減計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

法人会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	4,513,069	4,006,008	507,061
基本財産受取利息	4,513,069	4,006,008	507,061
② 特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
③ 自主事業収益	0	0	0
芸術文化鑑賞振興育成事業収益	0	0	0
④ 指定管理料収益	0	0	0
西宮市民会館指定管理料収益	0	0	0
⑤ 受託事業収益	0	0	0
東高校ホール管理運営受託事業収益	0	0	0
公共団体等実施文化事業受託事業収益	0	0	0
⑥ 受取補助金等	8,094,929	10,000,941	△ 1,906,012
受取芸術文化鑑賞振興育成事業補助金	0	0	0
受取財団派遣職員給与費等補助金	8,094,929	10,000,941	△ 1,906,012
⑦ 雑収益	200	200	0
総務雑収益	0	0	0
自主事業雑収益	0	0	0
受取利息	200	200	0
経常収益計	12,608,198	14,007,149	△ 1,398,951
(2) 経常費用			
① 事業費	0	0	0
② 管理費	10,580,707	12,322,647	△ 1,741,940
報酬	2,362,800	2,613,820	△ 251,020
福利厚生費	6,056,488	7,707,525	△ 1,651,037
旅費交通費	42,100	34,420	7,680
交際費	7,321	20,933	△ 13,612
通信運搬費	208,910	378,975	△ 170,065
減価償却費	49,683	0	49,683
消耗品費	588,825	155,517	433,308
修繕費	69,102	284,185	△ 215,083
印刷製本費	21,980	33,590	△ 11,610
燃料費	69,505	45,844	23,661
賃借料	61,268	40,474	20,794
支払保険料	187,690	179,560	8,130
諸謝金	0	33,411	△ 33,411
租税公課	10,600	10,000	600
支払負担金	184,600	206,600	△ 22,000
委託料	220,000	220,000	0
支払手数料	439,835	357,793	82,042
経常費用計	10,580,707	12,322,647	△ 1,741,940
当期経常増減額	2,027,491	1,684,502	342,989

正味財産増減計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

法人会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	△ 2,027,491	△ 1,684,502	△ 342,989
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	23,481,326	23,481,326	0
一般正味財産期末残高	23,481,326	23,481,326	0
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	4,513,069	4,006,008	507,061
基本財産受取利息	4,513,069	4,006,008	507,061
② 一般正味財産への振替額	△ 4,513,069	△ 4,006,008	△ 507,061
一般正味財産への振替額	△ 4,513,069	△ 4,006,008	△ 507,061
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000	0
III 正味財産期末残高	523,481,326	523,481,326	0

貸借対照表
令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	47,255,670	40,920,785	6,334,885
未収金	116,088	305,887	△ 189,799
前払金	340,350	287,980	52,370
流動資産合計	47,712,108	41,514,652	6,197,456
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
普通預金	5,803,660	941,600	4,862,060
定期預金	0	100,000,000	△ 100,000,000
投資有価証券	494,196,340	399,058,400	95,137,940
基本財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	34,416,550	35,735,802	△ 1,319,252
文化振興等積立資産	70,662,379	70,662,379	0
特定資産合計	105,078,929	106,398,181	△ 1,319,252
(3) その他固定資産			
車輛運搬具	1,697,340	803,040	894,300
車輛運搬具減価償却累計額	△ 852,722	△ 803,039	△ 49,683
什器備品	435,750	435,750	0
什器備品減価償却累計額	△ 435,749	△ 435,749	0
リサイクル預託金	16,490	8,340	8,150
その他固定資産合計	861,109	8,342	852,767
固定資産合計	605,940,038	606,406,523	△ 466,485
資産合計	653,652,146	647,921,175	5,730,971
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	25,758,537	18,512,437	7,246,100
預り金	191,070	278,786	△ 87,716
賞与引当金	2,460,135	2,211,646	248,489
流動負債合計	28,409,742	21,002,869	7,406,873
2. 固定負債			
退職給付引当金	34,416,550	35,735,802	△ 1,319,252
固定負債合計	34,416,550	35,735,802	△ 1,319,252
負債合計	62,826,292	56,738,671	6,087,621
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(500,000,000)	(500,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	90,825,854	91,182,504	△ 356,650
(うち特定資産への充当額)	(70,662,379)	(70,662,379)	(0)
正味財産合計	590,825,854	591,182,504	△ 356,650
負債及び正味財産合計	653,652,146	647,921,175	5,730,971

財 産 目 録
令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金	100,000
預金	普通預金	運転資金	37,134,408
	ゆうちょ銀行	運転資金	21,262
	普通預金	運転資金	10,000,000
未収金			116,088
前払金			340,350
流動資産合計			47,712,108
(固定資産)			
基本財産			
普通預金			5,803,660
定期預金			0
投資有価証券		満期目的で保有しており、運用益は法人管理費の財源として使用している	494,196,340
特定資産			
退職給付引当資産	普通預金	職員の退職金支払の財源として積み立てている	24,416,550
	定期預金		10,000,000
文化振興等積立資産	普通預金		20,662,379
	定期預金	運用益を芸術文化振興事業の財源として使用している	20,000,000
	投資有価証券		30,000,000
その他固定資産			
車輛運搬具			1,697,340
車輛運搬具減価償却累計額			△ 852,722
什器備品		公益目的保有財産であり、芸術文化振興事業に使用している	435,750
什器備品減価償却累計額			△ 435,749
リサイクル預託金			16,490
固定資産合計			605,940,038
資産合計			653,652,146

財 産 目 録
令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動負債)			
未払金	西宮市に対する未払額	西宮市に対する指定管理料、受託料、補助金精算返納等	7,954,351
	西宮税務署に対する未払額	西宮税務署に対する消費税	1,449,300
	その他		16,354,886
預り金		職員の源泉所得税の預り金	147,753
		職員の社会保険料の預り金	43,317
賞与引当金		職員の夏季賞与の引当金	2,460,135
流動負債合計			28,409,742
(固定負債)			
退職給付引当金		職員に対する退職金の支払いに備えたもの	34,416,550
固定負債合計			34,416,550
負債合計			62,826,292
正味財産			590,825,854

公益財団法人 西宮市文化振興財団
令和5年度事業計画書

1 自主芸術文化事業

開催日	事業名	会場
4/22(土)・ 5/13(土)・7/8(土)	ふびす寄席(出前寄席)	生瀬市民館・名塩 会館・山口ホール
5/27(土)・5/28(日)	おさんぽアミティ「わたしとみんなのダンスWS①」	勤労青少年ホーム
6/1(木)・6/29(木)	おさんぽアミティ「あすなる学級アウトリーチ」	あすなる学級なる おきた、かわらぎ
6/10(土)	甲東サロンコンサート	甲東ホール
7/6(木)・8/3(木)・ 10/4(水)・1/12(金)	名画鑑賞会	アミティ・ベイコ ムホール
7/29(土)・7/30(日)	地域連携みんなでつくるアートな日	西宮阪急百貨店
8/5(土)	アート for キッズ「子と親のはじめてのホール体験 プリンセス コンサート」	アミティ・ベイコ ムホール
8/19(土)・8/20(日)	コンテンポラリーダンス&演劇公演「銀河鉄道の夜」	アミティ・ベイコ ムホール
8月	おさんぽアミティ「わたしとみんなのダンスWS② 市立西宮高校ダンス部」	勤労青少年ホーム
8月	おさんぽアミティ「わたしとみんなのダンスWS③ 善照学園」	善照学園
11/11(土)	大阪音楽大学専攻科生による「オータムコンサート」	フレンテホール
11/12(日)	西宮太鼓フェスティバル	アミティ・ベイコ ムホール
11/26(日)	「青春の音楽祭」コンサート	なるお文化ホール
11/28(火)	おさんぽアミティ「ACTAコンサート」	ACTA西宮東館 2階中央ひろば
12/1(金)	ニューイヤーコンサート プレ企画	市民会館 会議室
12/7(木)	あすなる学級 ミ・ベモル サクソフォンアンサンブル コンサート	アミティ・ベイコ ムホール
12/9(土)	にしのみやオペラ	アミティ・ベイコ ムホール
12/22(金)	文楽に遊ぶ(文楽探険)	プレラホール
1/16(火)	ニューイヤーコンサート	兵庫県立芸術文化 センター
1/19(金)	アミティ・ランチタイムコンサート	アミティ・ベイコ ムホール
2/3(土)・2/4(日)	にしのみやアジア映画祭	勤労会館
2/10(土)	なるお寄席	なるお文化ホール
2/11(日)	社会人バンドフェスティバル「なないろの音楽だより」 (吹奏楽)	アミティ・ベイコ ムホール
2/17(土)	ミ・ベモル サクソフォンアンサンブル コンサート	アミティ・ベイコ ムホール

開催日	事業名	会場
2/24(土)	宮っ子おやこコンサート	なるお文化ホール
3/17(日)	社会人バンドフェスティバル「なないろの音楽だより」(ビッグバンド)	なるお文化ホール
前期3回・後期3回	市民文化サロン「西宮文学案内」	市内の文化施設等 を活用
未定	学生のための「ジャズ・クリニック」	市内各校等
未定	おさんぽアミティ「わたしとみんなのダンスWS④」	三光塾
未定	おさんぽアミティ「福祉施設アウトリーチ」	未定
未定	おさんぽアミティ「はじめましての音楽会」	未定
未定	おさんぽアミティ「ダイナミックアート」	無印良品阪急西宮 ガーデンズ店
未定	おさんぽアミティ「地域交流施設アウトリーチ」	鳴尾老人福祉セン ター
通年	おうちでアミティ	[オンライン]
通年	文化団体後援・共催事業	—
通年	友の会推進事業	—
通年	舞台芸術推進事業	—
通年	芸術文化情報の収集提供事業	—
通年	さくらFM放送委託事業	—

2 受託文化事業等

開催日	事業名	会場
7/1(土)～7/8(土)	西宮市展	市民ギャラリー
10月～1月	西宮市芸術祭	アミティ・ベイコムホール他
10/7(土)・ 10/8(日)	野外文化事業	阪急西宮ガーデンズ 本館4階 スカイガーデン
10月～11月	西宮市民文化祭	公民館他
11/3(金・祝)	西宮市民音楽祭	アミティ・ベイコムホール
12/17(日)	さよならコンサート	アミティ・ベイコムホール
通年	まちかどコンサート	市内各所
通年	西宮少年合唱団育成事業	市民会館他
通年	西宮市吹奏楽団育成事業	アミティ・ベイコムホール他
通年	団体育成事業	-
通年	西宮虹舞台事業（浜脇のふるさとづくり事業）	浜脇小学校体育館
通年	アーティストバンク事業（にしのみや新進アーティストボックス）	[オンライン]
通年	プラス・クリニック[実行委員会への参画]	市民会館
通年	西宮市小中学校へのアウトリーチ事業[実行委員会への参画]	市内小・中学校

3 芸術文化情報の収集提供事業

「西宮カルチャー・イベント・カレンダー」等により当財団の事業だけでなく、広く市内の芸術文化の催し物の情報などを発信するとともに、ホームページ、アミティータイム（文化振興財団情報チラシ）、さくらFM、SNS等により財団事業の情報発信に積極的に取り組む。

4 施設管理運営事業

西宮市民会館を指定管理者として、管理運営を行う。

収支(正味財産増減)予算書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	0	0	4,003,000	4,003,000
基本財産受取利息	0	0	4,003,000	4,003,000
②特定資産運用益	213,000	0	0	213,000
特定資産受取利息	213,000	0	0	213,000
③自主事業収益	7,367,000	0	0	7,367,000
芸術文化鑑賞振興育成事業収益	7,367,000	0	0	7,367,000
④指定管理料収益	76,157,000	40,999,000	0	117,156,000
西宮市民会館指定管理料収益	76,157,000	40,999,000	0	117,156,000
⑤受託事業収益	68,915,000	17,578,000	0	86,493,000
東高校ホール管理運営受託事業収益	21,492,000	17,578,000	0	39,070,000
公共団体等実施文化事業受託事業収益	47,423,000	0	0	47,423,000
⑥受取補助金等	42,892,000	0	9,791,000	52,683,000
受取芸術文化鑑賞振興育成事業補助金	42,892,000	0	0	42,892,000
受取財団派遣職員給与費等補助金	0	0	9,791,000	9,791,000
⑦雑収益	640,000	1,450,000	1,000	2,091,000
総務雑収益	0	1,450,000	0	1,450,000
自主事業雑収益	640,000	0	0	640,000
受取利息	0	0	1,000	1,000
経常収益計	196,184,000	60,027,000	13,795,000	270,006,000
(2) 経常費用				
①事業費	198,864,000	59,555,000	0	258,419,000
報酬	26,248,000	9,743,000	0	35,991,000
給料手当	25,033,000	0	0	25,033,000
臨時雇賃金	1,870,000	0	0	1,870,000
退職給付費用	1,425,000	224,000	0	1,649,000
福利厚生費	7,675,000	1,652,000	0	9,327,000
旅費交通費	1,054,000	11,000	0	1,065,000
通信運搬費	2,910,000	126,000	0	3,036,000
消耗品費	7,822,000	2,176,000	0	9,998,000
修繕費	6,555,000	3,595,000	0	10,150,000
印刷製本費	5,892,000	196,000	0	6,088,000
燃料費	20,000	10,000	0	30,000
光熱水料費	12,933,000	6,963,000	0	19,896,000
賃借料	9,190,000	1,230,000	0	10,420,000
支払保険料	67,000	20,000	0	87,000
諸謝金	10,784,000	35,000	0	10,819,000
租税公課	3,467,000	1,342,000	0	4,809,000
著作権使用料	215,000	0	0	215,000
支払負担金	936,000	14,000	0	950,000
委託料	70,938,000	31,690,000	0	102,628,000
支払手数料	1,620,000	528,000	0	2,148,000
賞与引当金繰入額	2,210,000	0	0	2,210,000

収支(正味財産増減)予算書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	合 計
②管理費	0	0	12,267,000	12,267,000
報酬	0	0	2,430,000	2,430,000
福利厚生費	0	0	7,683,000	7,683,000
旅費交通費	0	0	120,000	120,000
交際費	0	0	70,000	70,000
通信運搬費	0	0	379,000	379,000
消耗品費	0	0	185,000	185,000
修繕費	0	0	150,000	150,000
印刷製本費	0	0	30,000	30,000
燃料費	0	0	72,000	72,000
賃借料	0	0	96,000	96,000
支払保険料	0	0	189,000	189,000
諸謝金	0	0	100,000	100,000
租税公課	0	0	12,000	12,000
支払負担金	0	0	269,000	269,000
委託料	0	0	220,000	220,000
支払手数料	0	0	262,000	262,000
経常費用計	198,864,000	59,555,000	12,267,000	270,686,000
当期経常増減額	△ 2,680,000	472,000	1,528,000	△ 680,000
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,680,000	472,000	1,528,000	△ 680,000
一般正味財産期首残高	21,173,000	44,528,000	25,099,000	90,800,000
一般正味財産期末残高	18,493,000	45,000,000	26,627,000	90,120,000
II 指定正味財産増減の部				
①基本財産運用益			4,003,000	4,003,000
基本財産受取利息			4,003,000	4,003,000
②一般正味財産への振替額			△ 4,003,000	△ 4,003,000
一般正味財産への振替額			△ 4,003,000	△ 4,003,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	500,000,000	500,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	500,000,000	500,000,000
III 正味財産期末残高	18,493,000	45,000,000	526,627,000	590,120,000

公益財団法人西宮スポーツセンターの経営状況を説明する書類提出の件

地方自治法第243条の3第2項の規定により公益財団法人西宮スポーツセンターの経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和5年6月16日提出

西宮市長 石 井 登志郎

公益財団法人 西宮スポーツセンター

令和4年度 事業報告書

公益財団法人西宮スポーツセンターは、「西宮市スポーツ推進計画」を基本に地域スポーツの推進と体育の向上、市民の生涯スポーツの推進を図るため、令和4年度事業計画に基づき、各種事業を実施した。

新型コロナウイルス感染症の影響も緩和され、事業内容の制限を見直し、各種教室の内容を充実させることができた。手指消毒や換気等の感染予防を徹底し、市民が安心して運動を継続できる場として、スポーツ教室やイベント等各種事業を実施した。

1 世代に応じたスポーツ推進事業（公益目的事業）

従来から、市民の生涯スポーツの推進を図るため、参加者それぞれのライフステージに応じた一貫性のあるプログラムを作成し、継続的にスポーツに親しんでもらえるよう、幅広いニーズに応える各種スポーツ推進事業を展開している。令和4年度に実施した事業は次のとおりである。

新規事業としては、幼児体操3歳児教室、小学1年生から3年生を対象にした小学生卓球教室、中学生から高校生を対象とした中高生バスケットボール教室、ヴィッセル神戸サッカースクールを開講し、受講者の対象やニーズに合わせた教室を実施し、充実を図った。

新規イベントとしては、アンケートで要望の多かった「ビーチバレー」を実施した。武庫川女子大学の協力のもと、ビーチバレー場で開催することができた。また、樋之池プールにて「水泳教室」を実施し、コロナの影響で学校のプール授業が中止になる中、子どもたちの体力向上のため、トップアスリートから泳ぎ方のコツを指導してもらった。

令和4年4月から松原体育館の指定管理者として選定され、新たに19教室を立ち上げ、658回、3,565名の方が参加した。松原体育館の事業としては、障がいのある人のスポーツを始めるきっかけ作りとして西宮市受託事業イベント「パラスポーツ体験会」を開催し、年齢・性別・障がいの有無を問わずパラスポーツを楽しむ機会を提供した。また、勤労者の方が参加しやすい土曜日や平日の夜に「エアロビクス教室」、「スポバレ教室」、「大人のバドミントン教室」を開催した。また地域住民に施設を周知し、地域のスポーツ活動やコミュニティの拠点になるよう各種スポーツ体験会や親子で参加するイベント「サタデー親子イベント」、「親子でクリスマス」等を実施した。

西宮市スポーツ推進事業としては「大会・つどい事業」、「スポーツ推進委員関連事業」等の運営スタッフとして協力した。

西宮市スポーツ推進受託事業としては、小学生から高齢者対象の教室「ミライクスports」、「エンジョイシニア・ロコトレ&スポーツ」、「スポーツ塾」、「ウェルネススポーツ」等を開催した。

大学との連携としては、新たに、神戸大学と連携し、認知症予防に効果のある運動とデジタル体力測定を行うイベント「コグニケア体験会」を実施した。

アスレチック・リエゾン・西宮との連携事業として、体育協会と協働し「ペップトーク講習会」を「西宮交流フェスティバル」で開催した。また新たな取り組みとして、学校の授業や部活動にアスリートを派遣する「アスリート先生派遣事業」を実施した。

2 理事会の開催

回	開催年月日	出席理事	議題
1	令和4年5月24日	6名	報告第1号 令和3年度職務執行状況 議案第1号 令和3年度事業報告及び決算 議案第2号 令和4年度定時評議員会の開催
2	令和4年6月14日	6名	議案第3号 常務理事の選定
3	令和4年10月25日	6名	報告第2号 令和4年度上半期執行状況 報告第3号 西宮市運動施設の指定管理者選定
4	令和5年3月23日	6名	議案第4号 公益財団法人西宮スポーツセンター処務規則の改正 議案第5号 西宮中央運動公園再整備計画の見直しによる拠点整備積立資産の取扱い 議案第6号 令和5年度事業計画 議案第7号 令和5年度収支予算及び資産調達、設備投資の見込み

3 評議員会の開催

回	開催年月日	出席評議員	議題
1	令和4年6月14日	5名	議案第1号 令和3年度事業報告及び決算 議案第2号 理事1名の選任 議案第3号 監事1名の選任 議案第4号 評議員1名の選任 議案第5号 公益財団法人西宮スポーツセンター定款の変更 報告第1号 令和4年度事業計画及び収支予算

4 世代に応じたスポーツ振興事業（公益目的事業）

(1) 幼児期のスポーツ振興

幼児期における様々なスポーツ体験の重要性を認識し、遊びを通して体力の向上を図り、運動・スポーツと楽しく出会う機会を提供するため、親子でリフレッシュ教室等 55 教室（1,834 回）を実施。

(2) 児童期のスポーツ振興

児童期は、自分本位な遊びからルールのあるスポーツに移行させていくことが必要とされ、スポーツ活動を通じて、健全な生活態度を身につけ、基礎体力の向上を図り、仲間と協力し励まし合うことの喜びや達成感を体感できるよう、小学生体操教室等 66 教室（1,803 回）を実施。

(3) 青年・壮年・中年期のスポーツ振興

青年・壮年・中年期の成人は、学校をはじめ、家庭、地域において充実期を迎える一方、自由時間が減少する傾向がある。この世代が手軽に継続してスポーツに取り組める機会を提供し、健康づくりを推進するため、リフレッシュ&シェイプ教室等 95 教室（3,424 回）を実施。

(4) 高齢期のスポーツ振興

高齢者が自らの体力や能力に応じて、スポーツ活動に参加できる環境づくりのため、近隣の施設でスポーツに取り組める機会を提供し、生涯スポーツの振興を図ることを目的とした、らくらく健康体操教室等4教室（98回）を実施。

(5) 西宮市受託事業

未就学児から高齢者までを対象とした事業を西宮市から受託し、市内各所で実施した。

(6) スポーツ推進事業

「大会・つどい事業」、「スポーツ推進委員関連事業」、「スポーツクラブ21関係業務」等の運営補助を行った。

(7) 西宮市スポーツ奨励事業

市民が日常的に運動やスポーツに参加できるよう動機づけをし、日常的なスポーツ活動の普及を図るため、始めてみようフィットネスライフやわくわく運動広場を実施した。

(8) 西宮市スポーツ振興基金運用事業

障がいのある人とない人がスポーツを通じて健康づくりや生きがいを図ることができるよう、地域で参加できる活動を実施した。

(9) 生涯スポーツ活動を支える基盤づくり（スポーツ施設等の利活用）

市民の体力や年齢目的に応じたスポーツ活動の場を提供するため、運動施設管理システム「スポーツネットにしのみや」の管理を継続して行い、市民の生涯スポーツの振興に寄与する施設運営に努めた。

(10) スポーツサポート

児童センターや宮水学園オリエンテーション等へ指導員を派遣した。

(11) スポーツ情報提供・スポーツ相談（ホームページの活用）

市民が生涯スポーツに取り組むために必要なスポーツに関する様々な情報を集約し、より多くの市民に提供できるよう、西宮スポーツセンターや西宮市のホームページ、SNS、市政ニュース等を活用し、積極的に情報提供を行った。

貸借対照表
令和5年3月31日現在

法人全体

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,364,357	1,092,225	2,272,132
未収入金	22,999,137	19,808,663	3,190,474
前払金	1,955,242	164,774	1,790,468
立替金	16,000	0	16,000
流動資産合計	28,334,736	21,065,662	7,269,074
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	61,000,000	61,000,000	0
基本財産合計	61,000,000	61,000,000	0
(2) 特定資産			
建物	193,207,799	193,207,799	0
建物減価償却累計額	△ 175,572,682	△ 171,913,874	△ 3,658,808
建物付属設備	57,009,878	57,009,878	0
建物付属設備減価償却累計額	△ 55,730,023	△ 55,528,323	△ 201,700
構築物	320,000	320,000	0
構築物減価償却累計額	△ 319,999	△ 319,999	0
器具及び備品	1,920,840	1,920,840	0
器具及び備品減価償却累計額	△ 1,614,260	△ 1,319,959	△ 294,301
退職給付引当資産	37,770,610	31,289,070	6,481,540
拠点整備積立資産	25,000,000	25,000,000	0
建設改良等積立金	12,442,964	39,735,292	△ 27,292,328
特定資産合計	94,435,127	119,400,724	△ 24,965,597
(3) その他固定資産			
リース資産	2,300,760	3,744,192	△ 1,443,432
電話加入権	80,300	80,300	0
その他固定資産合計	2,381,060	3,824,492	△ 1,443,432
固定資産合計	157,816,187	184,225,216	△ 26,409,029
資産合計	186,150,923	205,290,878	△ 19,139,955
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	30,420,454	17,895,383	12,525,071
前受金	493,500	636,900	△ 143,400
預り金	2,598,455	2,643,940	△ 45,485
賞与引当金	4,163,000	5,496,000	△ 1,333,000
流動負債合計	37,675,409	26,672,223	11,003,186
2. 固定負債			
退職給付引当金	37,770,610	34,774,580	2,996,030
長期リース債務	2,300,760	3,744,192	△ 1,443,432
固定負債合計	40,071,370	38,518,772	1,552,598
負債合計	77,746,779	65,190,995	12,555,784
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	61,000,000	61,000,000	0
指定正味財産合計	61,000,000	61,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(61,000,000)	(61,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	47,404,144	79,099,883	△ 31,695,739
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(56,664,517)	(88,111,654)	(△ 31,447,137)
正味財産合計	108,404,144	140,099,883	△ 31,695,739
負債及び正味財産合計	186,150,923	205,290,878	△ 19,139,955

正味財産増減計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

法人全体

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[57,950]	[57,950]	[0]
基本財産受取利息	57,950	57,950	0
特定資産運用益	[952]	[952]	[0]
特定資産受取利息	952	952	0
事業収益	[370,460,549]	[333,257,240]	[37,203,309]
センター事業収益	139,594,549	137,507,240	2,087,309
施設管理事業収益	230,866,000	195,750,000	35,116,000
受取補助金等	[160,000]	[60,500]	[99,500]
受取補助金等	160,000	60,500	99,500
雑収益	[1,608,287]	[824,400]	[783,887]
雑収益	1,608,287	824,400	783,887
経常収益計	372,287,738	334,201,042	38,086,696
(2) 経常費用			
事業費	[397,537,456]	[357,542,955]	[39,994,501]
職員給与	100,376,664	93,843,469	6,533,195
賃金	15,857,287	16,922,247	△ 1,064,960
退職給付費用	3,598,270	3,485,510	112,760
賞与	28,693,063	26,671,031	2,022,032
福利厚生費	23,110,314	21,398,770	1,711,544
賞与引当金繰入額	4,163,000	5,496,000	△ 1,333,000
旅費交通費	214,100	177,720	36,380
通信運搬費	2,819,359	2,613,663	205,696
減価償却費	5,426,797	5,426,796	1
消耗什器備品費	382,260	239,213	143,047
消耗品費	9,029,577	7,257,749	1,771,828
修繕費	34,698,076	31,229,946	3,468,130
印刷製本費	459,690	265,370	194,320
燃料費	472,176	540,215	△ 68,039
光熱水費	5,735,248	4,870,043	865,205
賃借料	4,965,543	4,412,891	552,652
広告費	234,530	896,852	△ 662,322
保険料	1,563,668	1,488,088	75,580
諸謝金	16,857,779	13,174,318	3,683,461
租税公課	16,023,415	15,128,368	895,047
負担金	14,939,494	12,551,874	2,387,620
委託費	107,912,526	89,452,822	18,459,704
雑費	4,620	0	4,620
管理費	[6,446,021]	[4,089,231]	[2,356,790]
報酬	2,060,900	910,000	1,150,900
職員給与	482,900	0	482,900
賞与	193,160	0	193,160
福利厚生費	281,085	0	281,085
会議費	0	584	△ 584
旅費交通費	67,640	64,080	3,560
通信運搬費	8,195	10,840	△ 2,645
減価償却費	171,444	171,444	0
修繕費	33,660	128,064	△ 94,404
光熱水費	193,348	166,172	27,176
賃借料	765,304	419,904	345,400
保険料	20,097	20,097	0
租税公課	19,185	4,282	14,903
負担金	178,670	173,410	5,260
委託費	1,970,433	2,020,354	△ 49,921
経常費用計	403,983,477	361,632,186	42,351,291
当期経常増減額	△ 31,695,739	△ 27,431,144	△ 4,264,595

正味財産増減計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

法人全体

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 31,695,739	△ 27,431,144	△ 4,264,595
一般正味財産期首残高	79,099,883	106,531,027	△ 27,431,144
一般正味財産期末残高	47,404,144	79,099,883	△ 31,695,739
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	61,000,000	61,000,000	0
指定正味財産期末残高	61,000,000	61,000,000	0
III 正味財産期末残高	108,404,144	140,099,883	△ 31,695,739

財務諸表に対する注記
令和5年3月31日現在

法人全体

- 1 継続組織の前提に関する注記
該当する事項はない。
- 2 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券、償却原価法によっている。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
固定資産の減価償却方法は、定額法で行っている。
 - (3) 消費税等の会計処理
税込経理による。
 - (4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- 3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	61,000,000	0	0	61,000,000
小計	61,000,000	0	0	61,000,000
特定資産				
建物	193,207,799	0	0	193,207,799
建物減価償却累計額	△ 171,913,874	0	3,658,808	△ 175,572,682
建物付属設備	57,009,878	0	0	57,009,878
建物付属設備減価償却累計額	△ 55,528,323	0	201,700	△ 55,730,023
構築物	320,000	0	0	320,000
構築物減価償却累計額	△ 319,999	0	0	△ 319,999
器具及び備品	1,920,840	0	0	1,920,840
器具及び備品減価償却累計額	△ 1,319,959	0	294,301	△ 1,614,260
退職給付引当資産	31,289,070	7,083,780	602,240	37,770,610
拠点整備積立資産	25,000,000	0	0	25,000,000
建設改良等積立金	39,735,292	0	27,292,328	12,442,964
小計	119,400,724	7,083,780	32,049,377	94,435,127
合計	180,400,724	7,083,780	32,049,377	155,435,127

- 4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券	61,000,000	61,000,000	0	—
小計	61,000,000	61,000,000	0	—
特定資産				
建物	193,207,799	0	193,207,799	—
建物減価償却累計額	△ 175,572,682	0	△ 175,572,682	—
建物付属設備	57,009,878	0	57,009,878	—
建物付属設備減価償却累計額	△ 55,730,023	0	△ 55,730,023	—
構築物	320,000	0	320,000	—
構築物減価償却累計額	△ 319,999	0	△ 319,999	—
器具及び備品	1,920,840	0	1,920,840	—
器具及び備品減価償却累計額	△ 1,614,260	0	△ 1,614,260	—
退職給付引当資産	37,770,610	0	0	37,770,610
拠点整備積立資産	25,000,000	0	25,000,000	—
建設改良等積立金	12,442,964	0	12,442,964	—
小計	94,435,127	0	56,664,517	37,770,610
合計	155,435,127	61,000,000	56,664,517	37,770,610

- 5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
受取補助金等	西宮市	0	160,000	160,000	0	一般正味財産
合計		0	160,000	160,000	0	

付属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細
財務諸表に対する注記に記載済みのため省略

2 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	5,496,000	4,163,000	5,496,000	0	4,163,000
退職給付引当金	34,774,580	3,598,270	602,240	0	37,770,610

財産目録
令和5年3月31日現在

法人全体

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管 (センター)	運転資金として	2,287,669
		手元保管 (運動施設)	運転資金として	930,027
	預金	普通預金 (りそな、尼信)	運転資金として	146,661
	未収入金		西宮市スポーツ推進事業受託料収入、派遣指導収入他	22,999,137
	前払金		損害保険料、自賠責保険料他	1,955,242
	立替金		運動施設使用料立替分	16,000
流動資産合計				28,334,736
(固定資産)				
基本財産				
	投資有価証券	地方債 (みずほ証券)	公益目的保有財産であり、スポーツ振興事業に使用している	61,000,000
特定資産				
	建物		うち公益目的事業保有財産95.5% 管理目的保有財産4.5%	193,207,799
	建物減価償却累計額			△ 175,572,682
	建物付属設備		うち公益目的事業保有財産95.5% 管理目的保有財産4.5%	57,009,878
	建物付属設備減価償却累計額			△ 55,730,023
	構築物		管理目的保有財産	320,000
	構築物減価償却累計額			△ 319,999
	器具及び備品		公益目的保有財産	1,920,840
	器具及び備品減価償却累計額			△ 1,614,260
	退職給付引当資産	定期預金 (三井住友、りそな、 尼信)	職員退職給付引当金に対する引当資産として管理している	23,074,569
	拠点整備積立資産	普通預金 (三井住友) 定期預金 (三井住友)	拠点整備に要する特定費用準備資金として管理している	14,696,041
	建設改良等積立金	普通預金 (三井住友)	建設改良等に要する積立金として管理している	25,000,000
その他固定資産				
	リース資産		公益目的保有財産	12,442,964
	リース資産減価償却累計額			24,214,044
	電話加入権		公益目的保有財産	△ 21,913,284
				80,300
固定資産合計				157,816,187
資産合計				186,150,923
(流動負債)				
	未払金		公益目的事業の退職給付金、臨時職員賃金3月分、社会保険料事業所負担分、教室指導等の業者支払3月分、消費税他	30,420,454
	前受金		教室受講料4月分	493,500
	預り金		職員の社会保険料、所得税、県市民税他	2,598,455
	賞与引当金		職員の夏季賞与の引当金	4,163,000
流動負債合計				37,675,409
(固定負債)				
	退職給付引当金		職員の退職給付金の引当金	37,770,610
	長期リース債務			2,300,760
固定負債合計				40,071,370
負債合計				77,746,779
正味財産				108,404,144

公益財団法人西宮スポーツセンターは、西宮市における地域スポーツの振興と体育の向上、市民の生涯スポーツの推進を図り、西宮市民が広くスポーツに親しみ、心身の健全な発達及び活力ある地域への発展に寄与することを目的に各種事業を行なっている。

令和5年度は、新たに今津体育館・鳴尾体育館・甲武体育館の指定管理者となり、施設の管理・運営を行っていく。市民のニーズや利用者の特性に応じた多様できめ細やかなサービスの提供と安心・安全な施設の維持管理を行い、運動・スポーツを広く市民に提供していく。また、これまでに築き上げてきた西宮市並びに西宮市体育協会、西宮市スポーツ推進委員協議会や西宮市総合福祉センター、アスレチック・リエゾン・西宮との信頼関係に基づく強固な人的ネットワークを活かし、各団体と協働して西宮市のスポーツの推進と発展を目指していく。

新規事業としては、令和4年度に神戸大学が推奨する「コグニケア体験会」を開催し、参加者から継続実施してほしいと多数の要望を受け、認知症予防プログラム「コグニケア教室」を開催する。プログラムのメソッドをセンター職員が習得・認定を受け、鳴尾体育館・甲武体育館・松原体育館・塩瀬体育館で実施する。また「幼児体操3歳児教室」では体を動かす遊びや運動を行い、体力・運動能力の向上と、健やかな心の育成を目指す。「健康レクリエーション教室」では、60歳以上の方を対象に、簡単な運動や筋力トレーニング等を行い、健康の維持・増進を図る。西宮市北部活性化事業として「おやこ de うんどう教室」を流通東体育館・塩瀬体育館で実施し、2・3歳児と保護者を対象に遊びや運動を通して、体力の向上と親子のスキンシップを深める機会を提供する。

指導員全員が「公認初級障がい者スポーツ指導員」の資格を保有していることを活かし、管理施設において、パラスポーツ・ユニバーサルスポーツの提供を行う。障がいのある方のスポーツを始めるきっかけ作りとして、年間を通して車いすバスケットボール等のパラスポーツイベントや教室を開催する。また、ボッチャやサウンドテーブルテニス、フライングディスク等の利用種目を増やし、パラスポーツの普及と一般利用者の増加に努める。

子どもの体力向上、成人や勤労者がスポーツに親しむ機会の提供、高齢者の健康寿命の延伸、コミュニティづくり、これらを目的としたスポーツ教室を西宮市と連携し、年間を通して実施する。また、西宮市民体育大会開会式やにしのみや武庫川ハーフマラソンのほか、西宮市の各種スポーツ大会や事業の運営をサポートするとともに、必要なノウハウを蓄積し、円滑な進行に協力していく。

また、関西学院大学・武庫川女子大学・図書館とのコラボレーションイベント等を実施し、双方が専門性を活かした事業に取り組み、地域住民がより一層スポーツに親しみ、楽しむことのできる機会を提供する。

さらに、アスレチック・リエゾン・西宮の事務局運営を行い、「アスリート先生派遣事業」ではアスレチック・リエゾン・西宮の会員・加盟チームが小・中・義務教育学校や特別支援学校へ訪問し、授業や部活動の技術指導のほか、指導者向けの研修会や講習会を実施し、アスリートやプロの技術・経験等を次世代の子どもと指導者に繋げていく。

事業実施にあたっては、スポーツ教室受講料・イベント参加料のキャッシュレス化を進める等利便性を向上させ、より多くの市民が参加できるよう、魅力ある事業展開を職員一丸となって全力で取り組んでいく。併せて、効率的かつ効果的な組織運営に努め、公益財団法人として経営基盤の強化を目指す。

世代に応じたスポーツ振興事業（公益目的事業）

- 1 幼児期のスポーツ振興
- 2 児童期のスポーツ振興
- 3 青年・壮年・中年期のスポーツ振興
- 4 高齢期のスポーツ振興
- 5 西宮市受託事業
- 6 スポーツ推進事業
- 7 スポーツ奨励事業
- 8 生涯スポーツ活動を支える基盤づくり（スポーツ施設等の利活用）
- 9 スポーツサポート
- 10 スポーツ情報提供・スポーツ相談（ホームページの活用）

公益財団法人西宮スポーツセンター 令和5年度 収支予算書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

法人全体

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	差 額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[57,000]	[57,000]	[0]
基本財産受取利息	57,000	57,000	0
特定資産運用益	[6,000]	[6,000]	[0]
特定資産受取利息	6,000	6,000	0
事業収益	[508,886,000]	[396,750,000]	[112,136,000]
センター事業収益	190,591,000	165,884,000	24,707,000
施設管理事業収益	318,295,000	230,866,000	87,429,000
受取補助金等	[201,000]	[201,000]	[0]
運営補助金	1,000	1,000	0
補助金等	200,000	200,000	0
雑収益	[1,000]	[1,000]	[0]
雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	509,151,000	397,015,000	112,136,000
(2) 経常費用			0
事業費	[501,402,000]	[406,191,000]	[95,211,000]
職員給与	105,131,000	97,467,000	7,664,000
賃金	22,688,000	18,757,000	3,931,000
退職給付費用	3,913,000	3,699,000	214,000
賞与	38,472,000	27,721,000	10,751,000
福利厚生費	24,784,000	23,304,000	1,480,000
賞与引当金繰入額	4,163,000	5,496,000	△ 1,333,000
旅費交通費	144,000	144,000	0
通信運搬費	4,267,000	2,934,000	1,333,000
減価償却費	3,938,000	3,938,000	0
消耗什器備品費	800,000	468,000	332,000
消耗品費	12,758,000	9,748,000	3,010,000
修繕費	42,450,000	34,700,000	7,750,000
印刷製本費	1,580,000	1,130,000	450,000
燃料費	876,000	696,000	180,000
光熱水費	6,835,000	4,629,000	2,206,000
賃借料	9,912,000	7,644,000	2,268,000
広告費	1,038,000	540,000	498,000
保険料	1,930,000	1,611,000	319,000
諸謝金	26,494,000	18,244,000	8,250,000
租税公課	18,752,000	14,629,000	4,123,000
負担金	22,062,000	18,316,000	3,746,000
委託費	148,415,000	110,376,000	38,039,000
管理費	[6,252,000]	[6,872,000]	[△ 620,000]
報酬	2,555,000	2,582,000	△ 27,000
職員給与	552,000	539,000	13,000
賞与	199,000	195,000	4,000
福利厚生費	339,000	356,000	△ 17,000
会議費	1,000	1,000	0
旅費交通費	84,000	166,000	△ 82,000
通信運搬費	8,000	12,000	△ 4,000
減価償却費	172,000	172,000	0
修繕費	10,000	10,000	0
光熱水費	216,000	156,000	60,000
賃借料	1,159,000	420,000	739,000
保険料	23,000	21,000	2,000
租税公課	4,000	4,000	0
負担金	179,000	175,000	4,000
委託費	731,000	2,043,000	△ 1,312,000
雑費	20,000	20,000	0
経常費用計	507,654,000	413,063,000	94,591,000
当期経常増減額	1,497,000	△ 16,048,000	17,545,000

公益財団法人西宮スポーツセンター 令和5年度 収支予算書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

法人全体

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	差 額
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
法人税等	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,497,000	△ 16,048,000	17,545,000
一般正味財産期首残高	44,998,207	61,046,207	△ 16,048,000
一般正味財産期末残高	46,495,207	44,998,207	1,497,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	61,000,000	61,000,000	0
指定正味財産期末残高	61,000,000	61,000,000	0
III 正味財産期末残高	107,495,207	105,998,207	1,497,000

公益財団法人西宮スポーツセンター 令和5年度 収支予算書内訳表
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

法人全体

(単位：円)

科 目	公益目的事業	法 人	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[57,000]	[0]	[57,000]
基本財産受取利息	57,000	0	57,000
特定資産運用益	[6,000]	[0]	[6,000]
特定資産受取利息	6,000	0	6,000
事業収益	[502,634,000]	[6,252,000]	[508,886,000]
センター事業収益	184,339,000	6,252,000	190,591,000
施設管理事業収益	318,295,000	0	318,295,000
受取補助金等	[201,000]	[0]	[201,000]
運営補助金	1,000	0	1,000
補助金等	200,000	0	200,000
雑収益	[1,000]	[0]	[1,000]
雑収益	1,000	0	1,000
経常収益計	502,899,000	6,252,000	509,151,000
(2) 経常費用			
事業費	[501,402,000]	[0]	[501,402,000]
職員給与	105,131,000	0	105,131,000
賃金	22,688,000	0	22,688,000
退職給付費用	3,913,000	0	3,913,000
賞与	38,472,000	0	38,472,000
福利厚生費	24,784,000	0	24,784,000
賞与引当金繰入額	4,163,000	0	4,163,000
旅費交通費	144,000	0	144,000
通信運搬費	4,267,000	0	4,267,000
減価償却費	3,938,000	0	3,938,000
消耗什器備品費	800,000	0	800,000
消耗品費	12,758,000	0	12,758,000
修繕費	42,450,000	0	42,450,000
印刷製本費	1,580,000	0	1,580,000
燃料費	876,000	0	876,000
光熱水費	6,835,000	0	6,835,000
賃借料	9,912,000	0	9,912,000
広告費	1,038,000	0	1,038,000
保険料	1,930,000	0	1,930,000
諸謝金	26,494,000	0	26,494,000
租税公課	18,752,000	0	18,752,000
負担金	22,062,000	0	22,062,000
委託費	148,415,000	0	148,415,000
管理費	[0]	[6,252,000]	[6,252,000]
報酬	0	2,555,000	2,555,000
職員給与	0	552,000	552,000
賞与	0	199,000	199,000
福利厚生費	0	339,000	339,000
会議費	0	1,000	1,000
旅費交通費	0	84,000	84,000
通信運搬費	0	8,000	8,000
減価償却費	0	172,000	172,000
修繕費	0	10,000	10,000
光熱水費	0	216,000	216,000
賃借料	0	1,159,000	1,159,000
保険料	0	23,000	23,000
租税公課	0	4,000	4,000
負担金	0	179,000	179,000
委託費	0	731,000	731,000
雑費	0	20,000	20,000
経常費用計	501,402,000	6,252,000	507,654,000
当期経常増減額	1,497,000	0	1,497,000

公益財団法人西宮スポーツセンター 令和5年度 収支予算書内訳表
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

法人全体

(単位：円)

科 目	公益目的事業	法 人	合 計
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
法人税等	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,497,000	0	1,497,000
一般正味財産期首残高	44,998,207	0	44,998,207
一般正味財産期末残高	46,495,207	0	46,495,207
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	61,000,000	0	61,000,000
指定正味財産期末残高	61,000,000	0	61,000,000
III 正味財産期末残高	107,495,207	0	107,495,207

資金調達及び設備投資の見込みについて
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(1) 資金調達の見込みについて

期中に借入りの予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

期中に重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

以 上